

### 3 総務委員会関係

防	災	危	機	管	理	室
秘	書	広	報	部		
企	画	財	政	部		
総		務		部		
理		財		部		
市	民	生	活	部		
総	合	事	務	所		
出		納		室		
消		防		局		

# 防 災

## 1 防災体制の強化

本市は、斜面都市という地形上、大雨や台風などの際は、がけ崩れや浸水被害が発生しやすい都市構造をもっており、昭和 57 年の「7.23 長崎大水害」、平成 3 年の「台風 17・19 号」により大きな被害を受けた。

そこで、このような風水害や平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災、平成 28 年 4 月の熊本地震などを教訓にして、災害が発生した場合の情報収集や人命救助を最優先する初動体制の確保を図るとともに、市民に対する防災情報等の伝達のため防災行政無線などを整備している。

また、地域住民が自分たちの住んでいる地域の危険箇所や避難場所を確認するとともに、災害時の避難経路などをみんなで話し合いながら作成する、地域防災マップづくりに取り組んでいる。

さらに、避難勧告等の発令に関する具体的な判断基準を定め、避難情報を的確に提供することにより、地域住民の災害時における円滑な避難の確保に努めている。

一方、市民に対しては、運動会やお祭りなど定例的な地域イベントを活用した防災活動を提案するなど、効率的に防災知識の普及・啓発、防災意識の高揚を図るとともに、地域における自主防災組織の結成促進や、活動の活性化に努めている。

### (1) 防災行政無線の設置

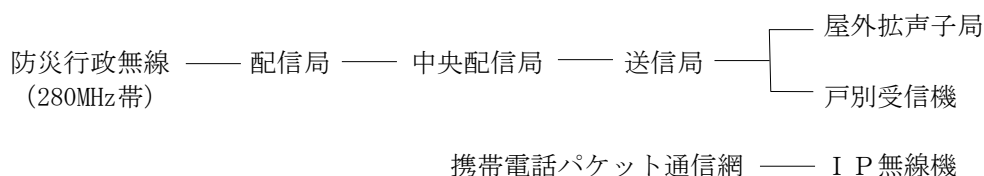
#### ア システムの概要

本市の防災行政無線設備については、長崎大水害後の昭和 59 年に開局し、整備が行われてきたが、電波法令等の改正により、令和 4 年 12 月以降、現行の規格では使用できなくなることから、平成 30 年度から令和 2 年度にかけて、アナログ方式からデジタル方式へ切り替える整備工事を行った。

デジタル化された設備においては、消防局及び旧行政センターに配信局を設置し、公園等に設置した屋外拡声子局のスピーカーを通して気象情報や災害時の情報及び行政広報等を放送するとともに、自治会長、消防団員、民生委員、要介護 3 以上の高齢者などに戸別受信機を貸与し、情報伝達の徹底を期している。

また、災害時における情報共有手段としては、大規模災害時には通信回線の輻輳による通信障害の発生が予想されるため、輻輳しにくい I P 無線機を災害拠点となる各総合事務所や地域センターへ配備し、情報収集、救援活動等の円滑・迅速化を図っている。

#### ◎システムの構成



#### イ 経緯

昭和 59 年 4 月	防災行政無線（60MHz帯）開局
平成 17 年 1 月及び平成 18 年 1 月	市町村合併により新たに合併町分を引き継ぐ
平成 30 年 9 月	防災行政無線デジタル化（280MHz帯）整備工事開始
令和 2 年 5 月	防災行政無線デジタル化（280MHz帯）整備工事完了

(2) 自主防災組織の結成状況等

ア 自主防災組織の結成

令和2年4月1日現在、市内980自治会のうち、602自治会で自主防災組織が結成されており、結成時には、防災活動に必要となる資機材を32品目の中から地域の実情にあわせて選択していただき、現物支給している。なお、ヘルメットなどの5品目については必須としている。

番号	防災用資機材	点数
1	コーンヘッド	3
2	カラーコーン	4
3	腕章	6
4	ウォータータンク	8
5	※懐中電灯	8
6	石み	9
7	ヘッドライト	11
8	折込のこ	12
9	鎌	14
10	延長コード	14
11	※ヘルメット	16
12	スコップ	16
13	誘導用ライト	16
14	ブルーシート	17
15	ベスト	18
16	充電式ラジオ	20
17	バール	21

番号	防災用資機材	点数
18	ガストーチ	21
19	つるはし	23
20	※避難誘導用ロープ	23
21	格納ボックス	40
22	屋外作業灯	41
23	リュックサック	45
24	搬送用1輪車	62
25	脚立	69
26	ホワイトボード	93
27	救急箱セット	121
28	※拡声器	126
29	※担架	132
30	トランシーバー	137
31	災害工具セット	142
32	搬送用2輪車	158

- ・※印の防災用資機材は必須品目
- ・必須品目を含めて合計点数が600点以内になるように選択

イ 長崎市民防災リーダーの養成

地域の防災力向上を図るため、防災に関する知識、技能等を修得した長崎市民防災リーダーの養成に平成21年度から取り組んでおり、令和2年4月1日現在、1,196名を認定している。

長崎市民防災リーダーには、市の総合防災訓練や地域における防災マップづくり、夏祭りや運動会などに積極的に参加するなど、地域防災の推進役となっている。

(3) 避難所等

ア 指定避難所

指定避難所は、災害の危険性があり避難した居住者等を災害の危険性がなくなるまで必要な間滞在させ、または、被災して家に戻れなくなった居住者等を一時的に滞在させるための施設で、現在、公民館や学校体育館等の公共施設を中心に、自治会公民館等の民間施設も含めて、265箇所を指定している。

(令和2年4月1日現在)

種 類		構 造	
		鉄 筋・鉄 骨	木 造
公 共 施 設	公立の学校 市立の公民館 その他	箇所 170	箇所 4
民 間 施 設	私立の学校 自治会の公民館 私立の幼稚園 寺、教会、その他	44	47
合 計		214	51

イ 指定緊急避難場所

地震及び大火災等により、人命に大きな被害が予測される場合に、市民が一時的に避難する公園等の空地で、令和2年4月1日現在、市内に151箇所指定している。

(4) 備蓄状況

想定避難者数を昭和57年の7.23長崎大水害時の避難者数から約3,000人と想定。災害対応を行う職員600人分と合わせて計3,600人分を2日分備蓄している。

(令和2年4月1日現在)

品 目	基準数等
クラッカー・レトルト・パンの缶詰・ アルファ米（白米）・おでんの缶詰 等	21,600 食
飲料水	21,600 瓶
粉ミルク	680 食
液体ミルク	100 缶
毛布	9,000 枚
乳児用オムツ	1,000 枚
成人用オムツ	500 枚
生理用品	1,000 枚
排便袋	18,000 枚

(5) 防災情報システム等の運用

平成19年3月から「総合消防情報システム」の機能のひとつとして、複雑多様化する災害状況に対し、迅速かつ的確に対応できる防災情報システムを運用している。

また、災害情報テレホンサービスや防災情報メール配信サービスの提供、市ホームページでの避難所情報、防災行政無線情報などの公開、さらに、フェイスブックやツイッター、テレビのデータ放送を利用した情報発信も行っている。

(6) 緊急速報メールの導入

平成24年5月から、避難勧告や避難指示などの緊急性の高い情報を携帯電話（3社）へ一斉に配信する緊急速報メールを導入している。

(7) 全国瞬時警報システム（Jアラート）の導入

国から人工衛星を用いて送信される地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、防災行政無線などにより市民へ放送するためのシステム（Jアラート）を平成23年3月から導入している。なお、平成26年3月に、受信から放送までを自動で行うことが可能となる自動起動装置を導入している。

# 名誉市民・栄誉市民

## 1 名誉市民

(1) 根拠規定 長崎市名誉市民条例（昭和 24 年 12 月 26 日制定）

(2) 対象者

社会の進展又は文化の興隆に貢献し、その功績が卓絶で、世の尊敬を受けた市民又は本市に縁故の深い者

(3) 待遇又は特典

ア 市の公の式典への招待

イ 年金 50 万円の支給

ウ 死亡に際しては、弔詞及び弔花の贈呈

エ その他市長が必要と認めた待遇又は特典

オ 上記のほか、市議会の議決を経ての市公葬

(4) 顕彰者

氏名	選定年月日	功績概要
永井 隆	昭和 24 年 12 月 3 日	原爆被爆医学者として、原爆病と闘いながら病床より「原子病概論」「長崎の鐘」等原爆の悲惨さを訴え、また、平和の願いをこめた著書を世に送り、復興途上にあった本市市民の精神的支柱となり、全国民に愛と平和に対する認識を新たにさせた。 (S26. 5. 1 没 享年 43 歳)
カロライン・S・ペカム	昭和 32 年 7 月 12 日	円満な人格と高邁な識見をもって、40 年余にわたり本市の女子教育に尽瘁され多くの人材を養成された。また、本市の文化向上のため各種文化事業に進んで協力され、その生涯の殆んどを本市の教育文化の向上のために捧げられた。 (S57. 12. 12 没 享年 91 歳)
古屋野 宏平	昭和 43 年 12 月 21 日	原爆被災により荒廃した長崎医科大学（現国立大学法人長崎大学医学部）の復興に献身的努力を重ね今日の基礎を築かれた。また、公安委員会の委員長、各種の文化団体等の要職にあり、幅広い活動を続けられ市民福祉の向上、学術文化の振興発展等に貢献された。 (S51. 1. 20 没 享年 89 歳)
田川 務	昭和 44 年 3 月 29 日	昭和 26 年から 16 年間長崎市長として、原爆で荒廃した本市の復興に献身的努力を重ね、昔日にまさる復興をなしとげた今日の躍進の基盤を築きあげるとともに、市民生活の向上発展にも大きく寄与された。 (S52. 9. 5 没 享年 79 歳)
諸谷 義武	平成 8 年 3 月 28 日	昭和 42 年から 12 年間長崎市長として、広域産業都市及び国際観光文化都市の建設に日夜尽力され、市民の福祉の向上に大きく貢献された。また、芸術文化の先駆者として本市の芸術文化の礎を築かれ、その振興発展に多大の貢献をされた。 (H14. 4. 16 没 享年 95 歳)
土山 秀夫	平成 22 年 12 月 13 日	核兵器廃絶地球市民集会実行委員会の委員長として、4 回にわたり「核兵器廃絶—地球市民集会ナガサキ」を開催するなど、被爆者と市民、NGO が主導する長崎独自の平和活動を築き上げるとともに、核兵器廃絶の取組における理論的、精神的支柱として、長崎市の平和行政に大きく貢献された。 (H29. 9. 2 没 享年 92 歳)

氏 名	選 定 年 月 日	功 績 概 要
カズオ・イシグロ	平成 30 年 3 月 15 日	昭和 57 年に、戦後間もない長崎市を舞台とした長編小説「遠い山なみの光」で本格的にデビューした後、ブッカー賞をはじめ数々の文学賞を受賞されるなど、長崎市出身の日系英国人小説家として文学分野の振興、繁栄等に尽力し、世界的な地位を確立されており、その卓絶な功績により、平成 29 年にノーベル文学賞を受賞された。

## 2 榮譽市民

(1) 根拠規定 長崎市榮譽市民規則（昭和 54 年 5 月 15 日制定）

(2) 対象者

本市の住民又は本市に縁故の深い者で、次のいずれかに該当すると認められるもの

ア 公共の福祉の増進又は産業、経済若しくは文化の発展その他について、その功績が特に顕著であり、市民の敬愛の的として仰がれる者

イ 都市の親善に寄与し、その功績が顕著である者

(3) 待遇又は特典

ア 市の公の式典への参列

イ その他市長が必要と認める待遇又は特典

(4) 顕彰者

氏 名	顕 彰 年 月 日	功 績 概 要
田 口 長 治 郎	昭和 54 年 5 月 16 日	水産関係団体の要職を歴任され、昭和 24 年以来 20 数年にわたり衆・参両議員として国政に参画し、本市の水産界の振興発展はもとより、原爆被災後の戦災復興や都市の近代化の推進に多大の貢献をされた。  (S54. 5. 4 没 享年 85 歳)
今 村 等	昭和 54 年 11 月 16 日	炭鉱労働者出身として労働運動に入り、以後その生涯を通じ一貫して地方第一線の労働運動家として活躍された。この間、日本鉱夫総連合会中央執行委員・日本労働組合同盟中央執行委員などの要職を歴任、また、長崎市議・県議を務めた後、衆議院議員として地方政治並びに国政に参画し、労働運動の先駆者として役割を果たし、労働運動の発展を通じて公共の福祉増進と地方自治・国政に多大の貢献をされた。  (S54. 11. 1 没 享年 87 歳)
江 角 ヤ ス	昭和 55 年 12 月 1 日	大正 15 年 4 月以来、54 年間人間性豊かな情操を養う女子教育の第一線で活躍され、この間、長崎・東京・鹿児島に学校法人純心女子学園を創立し、私学の振興に多大の貢献をされた。また、自らの原爆被災の体験から、日増しに高齢化し、今なお原爆の後遺症に苦しむ老人への奉仕を願って社会福祉法人純心聖母会を設立し、恵の丘長崎原爆ホームなどを建設して社会福祉の増進にも多大の貢献をされた。  (S55. 11. 30 没 享年 81 歳)

氏 名	顕 彰 年 月 日	功 績 概 要
西 岡 ハ ル	昭和 58 年 12 月 20 日	婦人代表として婦人参政権運動に尽力され、昭和 28 年 3 月、自由党初の女性参議院議員として国政に参画し、遺家族・引揚者・その他恵まれない方々への施策、売春防止法の制定、児童福祉施設などの整備促進を図られた。また、新聞社の要職を歴任され、地方文化の向上と地域の振興はもとより、原爆で荒廃した郷土の復興のために活躍され国政に多大の貢献をされた。 (S58.11.30 没 享年 77 歳)
住 田 政 之 助	昭和 60 年 4 月 8 日	昭和 26 年 4 月から連続 6 期 24 年間長崎市議会議員として、市政発展のため寄与され、国際文化都市・広域産業都市建設の推進に大きく貢献された。この間、連続 3 期 12 年間にわたり市議会議長に就任し、円満な人格と卓越した識見により、円滑な議会運営を推進され、地方自治の育成発展に顕著な功績を残されるとともに、多年にわたり社会福祉関係団体の要職にあつて、社会福祉の増進にも努められた。 (S60. 4. 7 没 享年 84 歳)
小 林 ヒ ロ	昭和 60 年 4 月 26 日	昭和 26 年 4 月から 1 期 4 年間長崎市議会議員、その後 4 期 16 年間長崎県議会議員として、市政発展のため寄与され、特に戦後の混乱期にいち早く婦人会を結成し、多年にわたり婦人団体の要職を歴任され、豊富な経験と卓越した指導力により、婦人の地位向上に多大の貢献をされた。さらに、原水爆禁止運動にも積極的に取り組み、今日の平和推進運動の基盤確立に尽力された。 (S60. 4.24 没 享年 87 歳)
調 来 助	平成元年 4 月 27 日	昭和 17 年長崎医科大学（現国立大学法人長崎大学医学部）教授に迎えられ、昭和 20 年 8 月 9 日の原爆による壊滅的状况の中で、被爆者の援護・治療にあたられ、その後も被爆者の検診を行うなど医療や研究に取り組みされた。原爆症の調査・研究を通じて被爆者行政の推進に尽くされた。 (H元. 4.15 没 享年 89 歳)
さ だ ま さ し	平成 16 年 4 月 13 日	昭和 47 年のデビュー以来、長崎にちなんだ曲を数多く作り、芸能活動をとおして本市の紹介に努められ、昭和 62 年から平成 18 年まで毎年 8 月 6 日に、平和コンサートを無料で開催された。また、平成 10 年に「長崎ブリックホール」の名誉館長に就任、さらに、平成 15 年には「ながさきピースミュージアム」を開館され世界へ平和を発信されるとともに、長崎を題材にした本人原作の小説を映画化し、全国に長崎をアピールされるなど、文化、産業、経済の振興発展に多大の貢献をされた。
松 田 晴 一	平成 19 年 12 月 27 日	長崎市観光協会（現一般社団法人長崎国際観光コンベンション協会）や長崎伝統芸能振興会の会長、長崎商工会議所会頭などを多年にわたり務められ、本市の観光・文化・経済の発展に多大な功績を残された。また、長崎県観光連盟会長も歴任されるなど、本市だけでなく長崎県の発展にも貢献された。 (H19.11.18 没 享年 85 歳)

氏 名	顕 彰 年 月 日	功 績 概 要
西 岡 武 夫	平成 24 年 1 月 10 日	<p>昭和 38 年 11 月から衆議院議員を 11 期、参議院議員を 2 期務められ、その間本市出身者として初の参議院議長に就任されたほか、文部大臣などの要職を歴任され、国政の中枢にあって我が国の発展に尽力された。また、地域の実情にも精通され、原爆被爆者援護の充実、教育施設や新幹線をはじめとした社会資本の整備などの各分野において、多大の貢献をされた。</p> <p>(H23. 11. 5 没 享年 75 歳)</p>
谷 口 稜 暉	平成 29 年 10 月 25 日	<p>被爆者運動に立ち上げから加わり、長年にわたり被爆者の援護の充実、被爆の実相の継承、核兵器廃絶のための活動に尽力され、国内外の平和推進に大きく貢献された。特に平成 22 年のニューヨーク国連本部での N P T 再検討会議では、焼けた自らの「赤い背中」の写真を掲げて核兵器廃絶を世界に向けて強く訴えられるなど、平成 29 年 7 月の核兵器禁止条約の成立に大きく寄与された。</p> <p>(H29. 8. 30 没 享年 88 歳)</p>



# 広 報 ・ 広 聴

郷土「長崎」や市政全般にわたる情報を市民に周知するとともに、市政に対する市民の意見等を広く聴き、市民のニーズの把握と行政情報の発信を双方向でつなぎ、市民の声を行政運営に活かしながら、情報発信を一体的に行う。

## 1 広 報

### (1) 印刷刊行物による広報

名 称	型 式	部数・発行日等	配 布 方 法
広報ながさき 創刊 S 26. 1. 10 (市政展望) 改称 S 42. 10. 1	A4 判 36 ページ	約 160,000 部 毎月 1 日発行	自治会・配布グループを通じて各世帯へ配布。 本館案内所、地域センター、郵便局などにも設置。
生活便利ブック 創刊 S 57 (ながさき市民便利手帳) 改称 S 63. 3 (NAGASAKIガイドBOOK) 改称 H 10 (生活便利ブック)	A4 判 156 ページ	約 208,000 部 官民協働事業による「ゼロ予算事業」として発行 隔年発行(最新版:令和 2 年 3 月)	令和 2 年 4 月、ポスティング方式により全世帯配布。 以降、転入者へ、地域センター窓口等で個別配布。

### (2) テレビ・ラジオ放送による広報

番組名	放送局	放送日	時間	内 容
テ レ ビ	NBC KTN NCC	毎週日曜日	11:40~11:45	主に市政ニュース  市からのお知らせ
			11:45~11:50	
			17:55~18:00	
	NIB	毎週土曜日	16:55~17:00	
データ放送	NBC	毎日	24 時間	市からのお知らせ・防災情報
ケーブルワイド 「なんでんカフェ」 (市トクながさき)	長崎ケーブル メディア	毎週金曜日	17:00~ (生放送) 約 15 分 19:00~ (再放送) 約 15 分 21:00~ (再放送) 約 15 分 23:00~ (再放送) 約 15 分	市政についての詳しいお知らせ (ゲストコーナー)
ラ ジ オ	NBC	毎週土曜日	10:25~10:30	市からのお知らせ
	FM長崎	毎週月曜日	9:05~9:10	

### (3) 日刊紙による広報

- ・長崎市役所だより……水曜日と土曜日の長崎新聞に、随時、市からのお知らせを掲載。

(4) インターネットによる広報

市政の動き、観光案内、平和・原爆、国際情報など、市のさまざまな情報を発信している。  
また、平成 23 年 7 月からはツイッター、平成 24 年 3 月からはフェイスブックを開始している。

(5) その他の広報

・市政と暮らしの出前講座

市政と暮らしに関する 75 のテーマについて、市職員が出向いて、分かりやすく説明する講座を開催している。

対 象 者：市内に居住または通勤・通学する原則 15 人以上のグループ

講 演 料：無料

開催場所：市内（主催者が指定する場所）

開催回数：令和元年度 182 回

(6) 市政記者を通じての広報

ア 市政記者クラブ加盟社（13 社）

長崎新聞、西日本新聞、朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、日本経済新聞、共同通信、時事通信、NHK、NBC、KTN、NCC、NIB

イ 記者会見

市議会定例会に提案する議案の説明など、原則、月に 1 回の市長記者会見を行っている。なお、平成 22 年 4 月からインターネットによる動画配信を開始している。

ウ 記者発表

市政記者室において、各所管により市政記者に対し、行事・事業等について随時発表を行っている。

エ 資料提供（投げ込み）

市政に関する事業や行事等について、広報広聴課を通じて資料提供を行っている。

## 2 広 聴

### (1) 市政への提案

市民等の市政に対する意見や提案などを受け、市政運営に役立てる。

また、提案等とそれに対する市の考え方や対応を公表する。平成 14 年度から実施。

・令和元年度提案件数 187 件

### (2) 陳 情

各種団体等からの陳情に対応している。

・令和元年度陳情件数 20 件

### (3) 市政モニター

市民のニーズや意見等をアンケートによって聴取し、市政の参考にする。昭和 43 年度から実施。

平成 24 年度からは、アンケートにインターネットを利用できる環境を整えている。

・令和元年度モニター数 227 名

### (4) パブリック・コメント制度

市の重要な計画等を策定する場合、素案の段階で広く市民に公開して意見等を募集し、寄せられた意見を参考にしながら計画等を決定する。

併せて、寄せられた意見とそれに対する市の考え方を公表する。平成 15 年度から実施。

・令和元年度実施件数 10 件

### (5) 市民と市長の地域みらい懇談会

市長が地域に出向き、本市の主な施策や取組の説明を行うとともに、市民から地域の現状や市政運営に対する意見、提案等を直接聴き、「対話」を通じて本市の現状について相互に理解を深め、市政に反映させている。

・令和元年度開催件数 3 回

## 3 コールセンター

長崎市コールセンター「あじさいコール」を平成 22 年 10 月 1 日に開設。

市民から寄せられる市政に関するさまざまな問い合わせを、電話・ファクス・インターネットなどで一元的に受け付け、迅速かつ的確に情報を提供する。

併せて、市の代表電話番号を統合し、コールセンターで電話交換業務も行っている。

・電話番号：095-822-8888

・受付時間：午前 8 時から午後 8 時まで／年中無休

・令和元年度総応答呼数 204,833 件 (1 日平均 560 件)

# 国際化推進

長崎市は、1571年のポルトガル船入港以来、古くから海外と交流をしてきた国際性豊かなまちである。

近年は、ボーダーレス化、グローバル化の流れが進む中で、あらゆる面で世界の国々と相互依存関係が深まってきていることから、本市では外国人と共に暮らすまちづくり、そして諸外国との交流を通じて住民の国際化や地域の活性化を図る事業展開に取り組んでいる。

## 1 令和2年度主要国際化推進施策

私たちは「住む人が誇り、だれもが訪れたいまち」をめざします

### 国際性を豊かにします

#### 国際交流の機会の充実を図ります

##### 1 国際交流推進事業

市民、特に次世代を担う青少年が異文化理解を深め、自主的・主体的な国際交流を推進するため、国際理解講座や国際交流イベントを実施

##### 2 子どもゆめ体験事業

現地の人々との交流を通じて、「個性輝く世界都市」としての人的ネットワークを拡大するとともに、国際性を持つ人材の育成を図ることを目的に、次世代を担う長崎の子どもたちを海外（姉妹都市・市民友好都市）に派遣する事業を実施

##### 3 国際交流員招致事業

長崎市の国際化を推進するため、国際交流員を任用し、語学力や出身国についての知識や情報を活かして長崎市の対外的な業務を実施

##### 4 自治体職員協力交流事業

長崎市の国際化を推進するため、姉妹都市や市民友好都市の職員を受け入れ、長崎市のノウハウや技術等の習得及び長崎市の国際化施策等への協力等を実施

#### 外国人住民が暮らしやすい環境づくりを進めます

##### 1 多文化共生推進事業

外国人の生活利便性を向上させるため、4ヶ国語による行政、イベント等の情報提供、法務相談、長崎市国際ボランティアによる活動等を実施

#### 留学先としての質の向上を図り、留学生の満足度を高めます

##### 1 留学生支援・連携事業

長崎への留学生を増加させるため、「長崎留学生支援センター」の活動を中心に、留学生の各種支援策を実施

## 2 姉妹・友好都市

我が国で初めての姉妹都市提携をアメリカ・セントポール市で行ったことにはじまり、現在 6 都市と姉妹・友好都市関係にある。

都市名	特 色	提携理由
セントポール市 (アメリカ・ミネソタ州都)	面積 145 k m <sup>2</sup> 人口 約 28.5 万人 提携 昭和 30(1955)年 12 月 7 日 特色 農産物の一大集散地。アメリカ北西部の交通要所	ニューヨークの日本国連協会代表が、原爆被災から復興し平和都市への道を歩んでいた長崎市とセントポール市の提携を斡旋。その後国連事務局が両市に勧誘状を出した。日米初の姉妹都市提携。
サントス市 (ブラジル・サンパウロ州)	面積 271 k m <sup>2</sup> 人口 約 43 万人 提携 昭和 47(1972)年 7 月 6 日 特色 明治 41 年、わが国最初の移住者 781 名が上陸。貿易港・観光都市	長崎と同時期に、ポルトガル船の来航により貿易港として開かれた。我が国第一回ブラジル移住者 781 名が上陸した港町。本県出身の移住者やサンパウロ州議員からの申し入れにより姉妹都市提携が行われた。
ポルト市 (ポルトガル・ポルト県都)	面積 41.5 k m <sup>2</sup> 人口 約 24 万人 提携 昭和 53(1978)年 5 月 26 日 特色 ポルトガル北部で、商工業の中心地・港湾都市	16 世紀から 17 世紀にかけて長崎に入港したポルトガル船の母港。駐長崎ポルトガル名誉領事を介して、意向打診を行い提携。
福州市 (中国・福建省都)	面積 11,968 k m <sup>2</sup> 人口 約 774 万人 提携 昭和 55(1980)年 10 月 20 日 特色 福建省の貿易の拠点	多くの長崎華僑の出身地で歴史的なつながりがある。中日友好の船「明華号」の長崎訪問の折に、中日友好協会会長に要望書を提出。
ヴォスロール村 (フランス・カルバドス県)	面積 7.6 k m <sup>2</sup> 人口 約 350 人 提携 昭和 53(1978)年 5 月 28 日 (旧外海町と提携) 特色 主要産業は農業・酪農	外海地区の人々を救済するため私財を投げ打って社会福祉事業に貢献したマルコ・マリ・ド・ロ神父の出身地。ド・ロ神父の研究者がヴォスロール村を訪問した際に提携を打診。平成 17 年 1 月の市町村合併に伴い、長崎市へ提携を引き継ぐ。
ライデン市 (オランダ・南ホラント州)	面積 23.3 k m <sup>2</sup> 人口 約 12 万人 提携 平成 29 (2017) 年 11 月 24 日 (市民友好都市提携：平成 25 (2013) 年 2 月 4 日) 特色 周辺自治体のための商業・貿易センターとして重要な機能を持つ。出島の商館医シーボルトが日本を離れた後、1830 年から 1847 年まで日本学研究を行ったまち。	日本における西洋医学の基礎を築くとともに、日本の近代化に大きく寄与したシーボルトにかかる歴史的なつながりがあり、シーボルトハウスや国立民族学博物館などで今でも多数のシーボルト・コレクションが所蔵・展示されている。 1998 年から長崎大学とライデン大学との間で交換留学生を相互派遣し、市民レベルでの人的交流も行われていることから、平成 25 年 2 月から市民友好都市提携を締結。 シーボルトをゆかりとした歴史的な結び付き、市民間の交流の状況等を勘案し、同市との友好及び交流関係を更に深めるため姉妹都市締結。

### 3 市民友好都市

姉妹都市提携の形式にとらわれず、自由、気軽に付き合い、市民や民間交流団体が主体となって実質的な交流を行うことを支援する。

都市名	特 色	提携理由
アバディーン市 (英国・スコットランド)	面積 188.46 k m <sup>2</sup> 人口 約 21 万人 提携 平成 22 (2010) 年 7 月 12 日 特色 スコットランド第 3 の都市、北海油田発掘の基地	日本の近代化に多大な貢献をしたトーマス・グラバーにかかる歴史的なつながりがあり、両市のロータリークラブが 1996 年からグラバー奨学生の相互派遣を行うなど、市民が主体となった実質的な交流が行われていることから、長崎市から提携を提案。
中山市 (中国・広東省)	面積 1,800 k m <sup>2</sup> 人口 約 331 万人 提携 平成 23 (2011) 年 9 月 30 日 特色 1985 年、珠江デルタ沿海開放区に指定。家電、電子部品、自動車部品などの生産基地	辛亥革命の指導者である孫文は、中華人民共和国・中山市の出身であり、また、孫文を物心共に支援した梅屋庄吉は、長崎市の出身であることから、その歴史的な友情を顕彰し、市民や民間レベルでの交流を促進するため、提携を行った。
ヴェルツブルク市 (ドイツ・バイエルン州)	面積 87.63 k m <sup>2</sup> 人口 約 13 万人 提携 平成 25 (2013) 年 4 月 17 日 特色 ドイツ観光街道の代表であるロマンティック街道の起点として、またフランケン・ワインの集積地として知られる。	シーボルトの生誕地であり、日本から持ち帰った資料が数多く保管・展示されている。シーボルトの出身大学であるヴェルツブルク大学と長崎大学との間で、交換留学生の相互派遣が行われており、市民レベルでの人的交流も行われていることから長崎市から提携を提案。

# 総 合 計 画

長崎市では、平成 23 年度（西暦 2011 年度）から令和 3 年度（西暦 2021 年度）<sup>※</sup>までを計画期間とした「長崎市第四次総合計画」を策定し、将来の都市像やその実現に向けた基本的な姿勢や道筋を示す基本構想と同構想において定めたまちづくりの方針などを達成するための各種の施策体系を示す基本計画を定め、まちづくりに取り組んでいる。

基本構想では、将来の都市像を「個性輝く世界都市 希望あふれる人間都市」と掲げ、長崎にしかできない役割を果たし、世界に貢献することで、「世界の長崎」としてキラリと光る存在感のあるまち、だれもがライフステージに応じて豊かできいきと暮らせるまちをめざしていくこととしている。

また、都市像を実現するにあたってのまちづくりの基本姿勢を「つながりと創造で新しい長崎へ」と掲げ、市民、企業、行政などがお互いにつながり、力を合わせて、世界にも通用する新たな価値や仕組みを創造していくという姿勢でまちづくりを進めていくこととしている。

基本計画については、社会情勢や市民ニーズの変化に対応するため、5 年ごとに改定することとし、平成 28 年度（西暦 2016 年度）から令和 3 年度（西暦 2021 年度）<sup>※</sup>までを計画期間とする後期基本計画を策定している。

なお、長崎市第四次総合計画の策定にあたっては、「市民と行政が共有し、ともに取り組む計画」という位置づけのもと、策定過程における市民参画の拡充を図るとともに、基本構想そのものを「長崎市総合計画審議会」委員と行政が双方向で提案し、協力してつくりあげるといった新たな手法を用いている。

※ 新型コロナウイルス感染症による影響を総合的に勘案し、第五次総合計画の開始時期を 1 年間延期したことに伴い、第四次総合計画の計画期間の終期を令和 2 年度から令和 3 年度に 1 年間延期する内容の基本構想の変更について、令和 2 年 6 月議会に議案を提案し、承認された。

## 1 長崎市基本構想（平成 22 年 12 月 13 日 議決、令和 2 年 6 月 15 日 変更議案議決）

### (1) 基本構想策定の趣旨

時代の流れはもとより、長崎市の現状や特性を踏まえたうえで、まちづくりに関わるすべての人々が、希望をもってともに取り組むために共有する「将来の都市像」を掲げるとともに、その実現に向けた基本的な姿勢や道筋を示す。

計画期間は、平成 23 年度（2011 年度）から令和 3 年度（2021 年度）までとする。（令和 2 年 6 月変更）

### (2) 時代の大きな流れと長崎市の現状

#### ア 世界の流れと日本の流れ

##### 《世界の流れ》

- グローバル化と新興国の台頭
- 地球温暖化の進行
- 世界的な人口増加とエネルギー・食料・水の供給制約
- 核兵器廃絶を求める声の高まり

《日本の流れ》

- 少子化による人口減少と高齢化
- 我が国経済の停滞・産業競争力の低下
- 国家財政の悪化の懸念と行財政改革を求める声の高まり
- 地域主権への意識の高まり
- 健康、安全・安心及び人権に対する意識の高まり

イ 長崎市を取り巻く現状と中長期的展望

- 急速な人口減少と高齢化
- 経済の停滞と厳しい雇用状況
- 国からの地方自治体への関与の見直しと地域主権
- 地域コミュニティ再生、市民活動への意識の芽生え
- 平和に対する意識の高まり

(3) 長崎市がめざす方向

特異な歴史のなかで育んできた独特の文化や産業、平和への強固な想いなど、長崎ならではのポテンシャルを最大限に活かして、個性を明確化し、それを広く世界へ発信することによって、世界の人々に認められる都市をめざしていく。

また、アジア地域との歴史的なつながりなども活かしながら、アジア地域にとどまらず、世界とつながり、世界へ貢献し、交流の場の提供を行いながら、都市規模ではなく、個性と存在感で世界に輝く長崎を創っていく。

さらに、すべてを人間から発想し、国籍や性別などにかかわらず子どもから高齢者までだれもが支え合い、つながりを持ちながら、それぞれのライフステージに応じて、生きがい、働きがいをもって生活することができ、このまちに住み続けたいと実感できるよう、一人ひとりがお互いにやさしく、人を大事にするまちをめざしていく。

(4) 将来の都市像とまちづくりの基本姿勢

ア 将来の都市像

個性輝く世界都市 希望あふれる人間都市

イ まちづくりの基本姿勢

つながりと創造で新しい長崎へ

(5) 将来の都市像へ近づくための重点テーマとまちづくりの方針

- 個性を活かした交流の拡大  
まちづくりの方針A：私たちは「住む人が誇り、だれもが訪れたいまち」をめざします
- 平和の発信と世界への貢献  
まちづくりの方針B：私たちは「平和を願い、求め、つくるまち」をめざします



- 地域経済の活力の創造  
まちづくりの方針C：私たちは「活力に満ち、発展し続けるまち」をめざします
- 環境との調和  
まちづくりの方針D：私たちは「環境と調和する潤いのあるまち」をめざします
- 安全・安心で快適な暮らしの実現  
まちづくりの方針E：私たちは「安全・安心で快適に暮らせるまち」をめざします
- とともに支え合い、いきいきと暮らせる地域社会の実現  
まちづくりの方針F：私たちは「人にやさしく、地域でいきいきと住み続けられるまち」  
をめざします
- 創造的で豊かな心の育成  
まちづくりの方針G：私たちは「豊かな心を育むまち」をめざします
- 多様な主体による地域経営  
まちづくりの方針H：基本構想の推進（つながる＋創造する）

## 重点プロジェクト

令和元年度から4年度までの4年間は、特に若い世代を意識した中で、「選ばれるまちになる」ことをテーマに掲げ、新しい6つの重点プロジェクトに取り組む。このことは、人口減少に歯止めをかけることにも確実に貢献する。

これまで取り組んできた13の重点プロジェクトのうち、3つのプロジェクトについては、「次の時代の長崎の基盤づくり」を更に進め、仕上げていくため、引き続き取り組んでいく。

### 1 「選ばれるまちになる」ために新たに取り組む6つのプロジェクト

- (1) こども元気プロジェクト
- (2) 長崎×若者プロジェクト
- (3) 住みよかプロジェクト
- (4) 新産業の種を育てるプロジェクト
- (5) まちをつなげるプロジェクト
- (6) まちMICEプロジェクト

### 2 「まちの基盤づくり」を仕上げるために引き続き取り組む3つのプロジェクト

- (7) まちぶらプロジェクト
- (8) 公共施設マネジメント推進プロジェクト
- (9) 市役所新化プロジェクト（旧：市庁舎建設プロジェクト）

# 長 崎 創 生

## 1 第2期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略

長崎市では、「まち・ひと・しごと創生法」に基づいて策定した、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までを計画期間とする「第2期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」により、人口減少の克服と地域活力の向上に向けて、目標や施策の基本的方向などを定めている。

現在の長崎市は、若い世代の転入者数の減少を主な要因とする転出超過の拡大及び若い世代の減少に伴う出生数の減少により、人口減少に歯止めがかかっていない状況にあることから、第2期総合戦略においては、「若い世代に選ばれる魅力的なまち」の実現に向けた施策の重点化を図るとともに、人口の減り方を抑制する施策や人口が減っても暮らしやすいまちの実現に向けた施策、また、定住人口減少による消費縮小を補うため、交流人口を拡大する施策に取り組むこととしている。

人口減少克服・地方創生に確実ににつなげていくため、産学官金労言士の各団体や市民が当事者意識をもって、様々な知恵や新たな発想を積極的に取り入れながら、施策や事業を戦略的かつ横断的に展開していくとともに、スピード感と柔軟性を持って、総合戦略を着実に推進し、「まち・ひと・しごと」創生の好循環を実現することとしている。

### (1) 目標

#### ア 基本目標1 経済を強くし、新しいひとの流れをつくる

##### (ア) 魅力ある仕事をつくる

新たな産業の創出・育成に係る取組みへの支援や地域の発展に寄与する企業誘致を推進することで、働く場を確保するとともに、ワーク・ライフ・バランスの周知・啓発などによる働きやすい職場環境づくりの推進と地元企業の情報発信の強化や学生とのマッチングなどによる雇用の強化を図り、多様な人材の確保に取り組む。

##### (イ) 新しい仕事へのチャレンジを応援する

関係機関と連携した創業・スタートアップの希望者や販路開拓に取り組む事業者への支援、農林水産業における多様な人材の育成と生産性向上を支援する。

##### (ウ) 学び、暮らし、楽しむ魅力を高める

若い世代に対して、魅力的な「学びの場」、「楽しむことができる場」、「チャレンジできる場」、「住まいを始めとした暮らしの場」を提供し、その魅力を広く発信する。

##### (エ) 移住を促進する

長崎市への移住を促進するため、長崎で暮らす魅力を発信し、移住希望者一人ひとりに対してきめ細やかな支援を行う。

##### (オ) 関係人口を創出・拡大する

地域課題の解決や将来的な移住に向けた裾野を拡大するため、定住に至らないものの、継続的に多様な形で長崎を応援してくれる「関係人口」の創出・拡大に取り組む。

イ 基本目標2 子どもをみんなで育てる 子育てしやすいまちをつくる

(ア) 結婚・妊娠・出産の希望をかなえる

結婚や出産を望む市民の希望を実現するため、婚活交流会や企業間交流事業による独身者に対する出会いの機会の提供や結婚に対する意識の醸成に取り組むとともに、保健師等による妊産婦への相談や保健指導等により、妊娠・出産への支援を行う。

(イ) 子育ての環境を充実する

情報の収集・発信、相談体制の充実や子育ての負担軽減、子どもの育ちへの支援など、これまでの子ども・子育て支援に加え、地域や商店街など、まち全体で子どもや子育てを応援してもらうことで、長崎市がさらに「子育てしやすいまち」となることを実現するため、引き続き子育て環境の充実に取り組む。

(ウ) 学校における教育環境を充実する

児童生徒の確かな学びを支える教育環境をつくる。

ウ 基本目標3 「まちの形」と「まちを支えるしくみ」をつくる

(ア) 地域力でまちづくりを進める

自治会をはじめとする地域の各種団体の活性化とその団体の連携を促進するとともに、活動の核となる拠点整備及び人材育成を推進する。また、総合事務所、地域センター、本庁が連携をとりながら、住民が自分たちの地域に必要なことを自分たちで決めて実行する地域自治の支援を行う。

(イ) コンパクトで暮らしやすいまちをつくる

今後、人口減少が進む中においても、高次な都市機能の維持・集積により中心市街地を活性化し、地区ごとの人口規模に見合った公共施設等の規模の見直しや適正配置を行い、コンパクトで暮らしやすいまちをつくる。

(ウ) 地域をネットワークでつなぐ

人口減少の中であっても中心部と周辺部が道路や公共交通・情報などのネットワークでつながり、どこに住んでも暮らしやすいまちを目指す。

エ 特定目標 交流の産業化

(ア) 顧客創造プロジェクト

効果的・効率的な情報発信とプロモーションを行いながら、外国人観光客やビジネス客などに、長崎市を選んでもらうとともに、訪れていただくエリアの拡大を図る。

(イ) 価値創造プロジェクト

長崎を訪れる訪問客の満足度の向上を図るため、資源の磨き上げを行うとともに、「ひと(人材)」を育成・確保しながら、上質な独自の「しごと(サービス)」を提供する。

(ウ) 交流を支える都市の基盤整備

都市基盤の整備や都市の魅力向上により、交流人口の受入れ環境の強化を図る。

(エ) 交流の産業化を進める体制づくり

長崎市版DMOにより国内外の観光誘客及びMICE誘致・受入の強化を図るとともに、観光振興策の新たな財源として、宿泊税の導入に向けた検討を進め、長崎創生に向けた体制づくりを推進する。

## 2 長崎創生プロジェクト事業認定制度

まちづくりの様々な担い手が人口減少の克服、長崎創生に取り組むための機運の醸成及び自主的・主体的な取組みの促進を図るため、第2期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略における基本目標及び特定目標に適合した事業者等の取組みを「長崎創生プロジェクト認定事業」として認定する。

## 3 交流の産業化リーディング事業費補助金

第2期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略の特定目標「交流の産業化」の実現に向けて、民間が行う「交流の産業化」に資する事業に対し、長崎市交流の産業化リーディング事業費補助金を交付する。

# 移 住 支 援

平成 30 年の人口の社会動態において、若年層の転出超過を要因とする人口減少が深刻な状況であることから、令和元年度に専任組織として「移住支援室」を企画財政部内に設置するとともに移住相談窓口「ながさき移住ウェルカムプラザ」を長崎駅近くのホテルニュー長崎 1 階に開設した。移住希望者からの「すまい」「しごと」「子育て」等の相談にワンストップでサポートを行うとともに、ながさき移住サポートセンターやその他関係機関と連携して移住支援を行っている。

## 1 移住支援の推進

### (1) 移住全般に関する相談対応

- ア 移住希望者からの「すまい」「しごと」「子育て」等の相談対応、情報提供
- イ 東京都や福岡市、大阪市など都市部における移住相談会への参加、相談対応
- ウ お盆、年末年始の帰省者等をターゲットとした移住相談会の実施

### (2) すまいのサポート

- ア 市内物件情報の提供や地域の案内、空き家・空き地情報バンク制度の登録の物件の現地案内

### (3) しごとのサポート

- ア 無料職業紹介所の機能を活かした就職相談員による移住希望者と仕事のマッチング
- イ ハローワーク等の求人情報の案内
- ウ 企業訪問を通じた求人情報の収集
- エ ながさき移住サポートセンターやその他関係機関との連携による仕事のマッチング情報の交換

### (4) 子育てのサポート

- ア 保育所の空き情報や各地域の学校情報の提供

### (5) 移住者への経済的なサポート

#### ア 長崎市移住支援補助金

東京 23 区の在住・在勤者であって本市へ移住し就業、創業を行うなど必要な要件を満たした者に対し補助金を交付し、首都圏からの移住を促進する。

#### イ 長崎市子育て世帯ウェルカム補助金

中学生以下の世帯員がいる子育て世帯の者が、長崎県外から本市へ移住者し、就業、創業を行うなど必要な要件を満たした場合に、補助金を交付し、働く子育て世帯の移住を促進する。

# 大 学 連 携

## 1 游学（ゆうがく）のまち長崎

長崎はかつて高い志を持つ多くの人々が集い、学んできた游学のまちであり、再び長崎のまち全体が貴重な学びの場となるような游学の地として個性と魅力を高め、若者をはじめ多くの人々が交流するまちとなるために具体的な取組みを進めている。

### (1) 「游学のまち長崎」推進協議会

長崎のまち全体がさらに貴重な学びの場となるための取組みを展開するにあたり、長崎地域の大学・短期大学との連携・協議の場として、市長と各学長で平成 20 年 5 月に設立した。

### (2) 学生地域連携活動支援事業「游学のまち de やってみゅーで “Uーサポ”」

学生の自主的な社会参加活動を通じて、学生の人間的成長と地域の活性化を図るため、地域ボランティアを希望する学生と若い力を必要とする団体（自治会など）のマッチングを平成 23 年度から実施している。

## 2 長崎地域の大学との包括連携協定の締結

長崎地域の各大学と長崎市が有する資源や機能等の効果的な活用を図りながら、幅広い分野で相互に連携・協力し、活力ある個性豊かな地域社会の形成・発展に寄与することを目的として、包括的な連携事項等について協定の締結を行っている。（長崎大学・長崎総合科学大学・長崎外国語大学・長崎純心大学・長崎女子短期大学・活水女子大学・長崎県立大学）

# 地域コミュニティ

急速な少子化・高齢化の進行、核家族化や一人暮らし世帯の増加など家族形態の変化、価値観や生活スタイルの変化などに伴う無関心や個人主義の広まりなどにより、地域の一員であるという地域属性の意識や地域の連帯感が持ちにくい状況にある一方で、東日本大震災以降、地域コミュニティの必要性は改めて認識されている。そこで、地域の主体性、自立性を尊重した地域コミュニティの活性化を推進するため、地域の各種団体が連携し、一体的な運営を行う地域を支える新しいしくみづくりを行う。

また、地域自治の推進を図るため、「地域福祉計画」を包含した「(仮称)地域自治振興計画」を策定する。

(計画期間は令和3年度～令和7年度)

## 1 地域コミュニティ連絡協議会の設立支援

- (1) 協議会設立に向けた機運醸成を図るため、地域コミュニティを支えるしくみについての説明会等制度について理解を深める場を設ける。
  - ・わがまちみらい情報交換会の開催
  - ・地域におけるまちづくり実践者派遣講座の開催
- (2) 「まちづくり計画」の策定のための話し合いの場の開催を支援する。
- (3) 地域コミュニティ連絡協議会設立準備委員会に対して、まちづくり計画の策定等にかかる会議、広報、視察等に要する経費を財政的に支援する。
  - ・地域コミュニティ連絡協議会設立準備交付金

## 2 地域コミュニティ連絡協議会の運営支援

- (1) 総合事務所、地域センターと連携し、地域コミュニティ連絡協議会の運営に関する様々な支援を行う。
- (2) 地域コミュニティ連絡協議会に対して、まちづくり計画に基づく活動及び運営にかかる経費を財政的に支援する。
  - ・地域コミュニティ推進交付金

## 3 人材育成

- (1) 地域の担い手などを対象とした講座を開催し、一体的な地域運営に必要とされる知識やスキル等の習得に向けた支援を行う。
  - ・わがまちみらいマネジメント講座の開催
- (2) 地域コミュニティ連絡協議会設立に向けたまちづくりを支援する職員の資質向上を図る。
  - ・ファシリテーション研修
  - ・職場内研修

## 4 地域コミュニティ推進審議会

- (1) 地域福祉計画を包含する「(仮称)地域自治振興計画」の策定及び推進に関して市民から意見聴取を行う。
  - ・地域コミュニティ推進審議会



# 長崎開港 450 周年記念事業

## 1 経緯

長崎港は、ポルトガル貿易船が入ってきた元亀 2 年（1571 年）に開港し、令和 3 年（2021 年）に開港 450 周年（開港記念日：4 月 27 日）を迎える。令和元年 8 月、長崎県、長崎市、長崎商工会議所が発起人となり、官公庁、企業等、様々な関係者からなる長崎開港 450 周年記念事業実行委員会を設置した。長崎開港 450 周年を、次の 50 年に向けたスタートの機会として位置づけ、長崎のまちが港とそこから広がる海洋とともに発展していくことを県民、市民が認識し、行動を起こすための契機とするため、記念事業を実施するものである。

令和元年 8 月 長崎開港 450 周年記念事業実行委員会設立（事務局：長崎市）

令和 2 年 3 月 長崎開港 450 周年記念事業基本計画の策定

## 2 長崎開港 450 周年記念事業実行委員会 基本方針

- (1) 長崎の港が育んできた歴史や文化を継承し、シビックプライドを醸成するとともに、それらを活かした魅力の発信による交流人口の拡大を図る。
- (2) 長崎の海洋フィールドにある、製造・流通・水産・観光・レジャーなどの技術・資源を活かし、広い海洋利用の視点に立った新たな海洋関連産業の育成・創出に向けた契機とし、新しい港の活かし方や海の楽しみ方の創造につなげる。

## 3 長崎開港 450 周年記念ロゴマーク

長崎開港 450 周年を広く認識していただくとともに、祝賀への機運を高めるため、開港 450 周年記念事業のシンボルとなるロゴマークを公募し、全国 763 点の作品から選定した。



## 4 実施体制

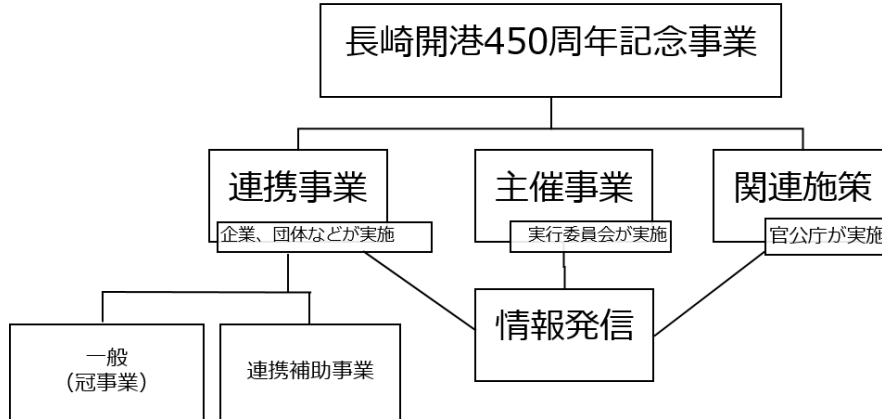
- (1) 長崎開港 450 周年記念実行委員会総会 142 名、顧問 61 名
- (2) 幹事会 22 名
- (3) ワーキンググループ 43 名
  - ア 長崎港魅力発信・イベント部会
  - イ 港の未来を考える部会
- (4) 事務局 長崎市企画財政部開港 450 周年事業推進室（長崎県及び長崎商工会議所と連携）

## 5 長崎開港 450 周年記念事業のコンセプト

長崎港と多種多様なテーマを組み合わせ、歴史をつなぎ、新しい魅力と価値を創造する。

## 6 事業概要

長崎開港 450 周年記念事業は、実行委員会が実施する「実行委員会主催事業」、実行委員会構成機関（官公庁等を除く）や企業、団体等が主催する「連携事業」、官公庁等が長崎開港 450 周年記念事業に関連して実施するイベントなどの「関連施策」で構成する。



### (1) 各事業の検討

主催事業	連携事業(例)	関連施策
<ul style="list-style-type: none"> <li>●長崎開港 450 周年記念スタート旬間                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・スタートアップイベント</li> <li>・記念式典・祝賀会</li> </ul> </li> <li>●長崎港の歴史・文化等継承事業</li> <li>●長崎港の魅力向上事業</li> <li>●長崎港の活かし方、楽しみ方創造事業                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・長崎港の将来像の検討</li> </ul> </li> <li>●海洋シンポジウム (フィナーレイベント)</li> </ul> <p>※令和2年度に具体的な事業内容を決定し、随時準備を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●長崎開港 450 周年記念展 (長崎歴史文化博物館)</li> <li>●長崎帆船まつり (長崎帆船まつり実行委員会)</li> <li>●長崎ペーロン選手権大会 (長崎ペーロン選手権大会実行委員会)</li> <li>●ながさきみなとまつり (長崎開港記念会、ながさきみなとまつり実行委員会)</li> </ul> <p>※このほか令和2年度に募集を行う。</p>	<p>国、県、市などそれぞれが実施を検討する。</p> <p>長崎市においては、長崎市開港 450 周年記念事業推進本部で検討を行う。</p>

## 7 事業スケジュール

事業期間 令和3年(2021年)4月～令和4年(2022年)3月

区分	令和元年度(2019年度)				令和2年度(2020年度)				令和3年度(2021年度)							
事業期間									<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">開港記念日 4月27日</div>							
総会及び幹事会 (予算・決算ほか)		●		●		●	●	●		●		●				
ワーキング グループ					<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">基本計画策定</div>				<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">実施計画策定</div>				<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">将来像策定</div>			
広報・PR																

# 財 政 状 況

令和2年度当初予算の歳入については、国の地方財政対策において、一般財源総額が確保されている中、本市においては法人市民税やたばこ税が減となるため市税が減となるものの、地方交付税や地方消費税交付金が増となるため、一般財源総額は前年度を上回る水準を確保した。一方歳出では、人件費、扶助費、公債費などの義務的経費が増となるとともに、新市庁舎建設事業や交流拠点施設整備事業などの大型事業の増により投資的経費も増となっている。

令和元年度に策定した中期財政見通しでは、新市庁舎建設事業や交流拠点施設整備事業、新幹線をはじめとする駅周辺整備事業などの大型事業の本格的な実施により、歳出総額は高い水準で推移していく見込みであることから、一部の年度において基金を取崩し財政運営を行うこととなるが、基金残高についてはおおむね200億円程度を確保できる見通しとなっている。

ただし、本市においても感染者が発生している新型コロナウイルス感染症の影響については、歳入における税収の減や歳出における予防対策、社会経済対策経費等の増が見込まれるため、必要に応じ基金を取り崩すなどして対応する必要がある。

## 1 予算規模の推移（当初予算）

年度	合 計	一 般 会 計	特 別 会 計	企 業 会 計
	予 算 額	予 算 額	予 算 額	予 算 額
	千円	千円	千円	千円
H27	377,716,157	214,180,000	121,713,646	41,822,511
H28	385,001,539	216,968,620	123,213,134	44,819,785
H29	377,224,687	209,670,000	122,095,029	45,459,658
H30	357,899,024	204,397,948	114,014,283	39,486,793
R元	366,237,207	213,230,000	111,319,303	41,687,904
R2	378,384,813	226,010,000	112,720,783	39,654,030

## 2 財政の主要指標（普通会計）

区 分	年 度					
	R元	H30	H29	H28	H27	
基準財政需要額（千円）	79,687,803	78,763,420	79,410,435	79,871,987	79,511,969	
基準財政収入額（千円）	46,349,903	46,900,425	46,498,353	47,021,241	46,176,989	
標準財政規模（千円）	98,722,898	99,391,617	100,097,096	100,701,057	101,859,848	
財政力指数	0.588	0.590	0.585	0.572	0.556	
実質収支比率（%）	3.40	2.43	3.17	2.11	4.47	
経常収支比率（%）	97.6	97.5	96.4	97.3	93.3	
公債費比率（%）	12.1	12.9	12.7	12.0	12.1	
起債制限比率（%）	10.0	10.0	9.6	8.9	8.5	
実質収支（千円）	3,354,716	2,419,261	3,169,981	2,121,550	4,557,609	
単年度収支（千円）	935,455	△750,720	1,048,431	△2,436,059	1,851,394	
実質単年度収支（千円）	626,788	△378,368	2,063,711	△554,738	3,063,719	
債務負担行為現在高（千円）	46,708,156	28,822,431	21,596,215	24,673,662	27,836,094	
積立金現在高（千円）	46,418,608	49,121,543	49,238,689	48,187,108	44,620,941	
地方債現在高（千円）	256,001,368	250,042,505	250,437,413	251,339,826	252,229,093	

※R元年度は、7月末時点における見込みの数値

## 予 算 ・ 決 算

令和 2 年度の当初予算編成にあたっては、今後、少子化・高齢化が更に進展し、人口減少の時代が進む中で、子育て支援や高齢者支援などの市民サービスにしっかり対応していくためには、自主財源の柱である税収を増加させる必要があることから、これまで取り組んできた「人口減少の克服」と「交流の産業化」による長崎創生に向けた取組みを加速するとともに、「次の時代の長崎の基盤づくり」など、未来への投資につながる施策を着実に推進するという考え方のもと、予算と業務量の 2 つの視点から「選択と集中」を行うこととし、重点的に取り組む事業や、市民の「住みやすさ・暮らしやすさ」につながる事業にもしっかりと予算を配分し、編成したところである。

1 重点事業

(単位:千円)

	事業名	予算額
私たちは「住む人が誇り、だれもが訪れたいまち」をめざします		
歴史・文化遺産を守り、活かし、伝えます	【補助】世界遺産保存整備事業費 ・「明治日本の産業革命遺産」	37,500
	【補助】世界遺産保存整備事業費補助金 ・「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」	55,302
	長崎歴史文化博物館特別企画展負担金	10,000
	長崎(小島)養生所跡資料館運営費	8,552
	景観推進費	19,773
	歴史的風致維持向上推進費	17,145
	【単独】観光施設整備事業費 ・鳴滝塾模型	5,900
まちなみ、自然を活かし、まちの質を高めます	まちなか再生推進費	21,701
交流のための都市機能を高め、交流を促進し、賑わいを創出します	游学都市・ながさき推進費	2,880
	【単独】長崎ペンギン水族館施設整備事業費 ・長崎ペンギン水族館施設整備	25,500
	【単独】長崎ペンギン水族館施設整備事業費 ・ペンギン購入	5,300
	観光戦略策定費	1,405
	宣伝活動費	48,203
	世界・日本新三大夜景推進費	12,609
	長崎居留地まつり事業共催費負担金	1,000
	【補助】都市構造再編事業費 ・夜間景観整備	30,300
	【単独】観光施設整備事業費 ・総合観光案内所	7,500
国際性を豊かにします	福州市友好都市提携40周年記念事業費	5,028
私たちは「平和を願い、求め、つくるまち」をめざします		
被爆の実相を継承します	県外原爆展開催費	7,104
	国際青年平和フォーラム費	1,395
	青少年平和交流費	3,816
	保存整備活動費	11,233
	長崎原爆遺跡旧城山国民学校校舎耐震調査費	6,294
	【補助】被爆建造物等保存整備事業費 ・長崎県防空本部跡(立山防空壕)	29,100
核兵器廃絶の世論を喚起し、平和な世界を創造します	長崎平和マラソン関連平和発信事業費	5,000
	平和祈念式典行事費	79,754
	被爆75周年記念事業費補助金	10,285
私たちは「活力に満ち、発展し続けるまち」をめざします		
域外経済への進出を加速します	長崎港開港記念行事費補助金	7,900
新しい企業・新しい産業を創造し育成します	新産業・起業チャレンジ促進費	6,673
農林業に新しい活力を生み出します	農業振興計画策定費	944

(単位:千円)

	事業名	予算額
農林業に新しい活力を生み出します	人・農地プラン実質化推進費	8,260
	有害鳥獣対策費	87,437
	森林整備促進費	14,060
水産業で長崎の強みを活かします	水産振興計画策定費	778
	水産センター整備基本計画策定費	6,100
私たちは「環境と調和する潤いのあるまち」をめざします		
循環型社会の形成を推進します	新東工場整備運営事業アドバイザー委託費	11,299
	【補助】ごみ処理施設等整備事業費 ・ストックヤード整備	35,600
	【単独】ごみ処理施設等整備事業費 ・東工場	122,500
	【単独】ごみ処理施設等整備事業費 ・環境センター移転整備	3,600
環境行動を実践します	海洋プラスチックごみ対策推進費	1,592
私たちは「安全・安心で快適に暮らせるまち」をめざします		
災害に強いまちづくりを進めます	宅地のがけ災害対策費補助金	18,000
安全・安心な居住環境をつくります	老朽危険空き家対策推進費	26,648
	ブロック塀等除却費補助金	4,320
	住みよかプロジェクト推進費	2,808
	PFI導入可能性調査費	5,000
道路・交通の円滑化を図ります	地域公共交通検討調査費	8,400
安全・安心で快適な公共空間をつくります	【補助】新市庁舎建設事業費 ・市庁舎別館跡地整備	27,800
	高齢者交通安全対策費	600
	【単独】道路新設改良事業費 ・くらしの道整備事業費	20,000
	【単独】過疎対策事業費 ・伊王島循環線	30,000
	【補助】公園等施設整備事業費 ・ユニバーサルデザイン遊具	40,000
私たちは「人にやさしく、地域でいきいきと住み続けられるまち」をめざします		
高齢者が暮らしやすい地域づくりを進めます	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定費	1,397
	高齢者交通費助成費	470,012
障害者が暮らしやすいまちづくりを進めます	障害福祉計画策定費	2,899
安心して子どもを生み育て、子どもの健やかな育ちを図ります	市民提案型協働事業実施費 (つながる子育て支援事業)	551
	子育て支援センター運営費	74,096
	放課後児童健全育成費	1,529,269
	医療的ケア児保育支援費補助金	8,079
	民間保育所等ICT化推進事業費補助金	27,750
	保育所等AI入所選考システム導入費	10,945

(単位:千円)

	事業名	予算額
安心して子どもを生み育て、子どもの健やかな育ちを図ります	【補助】児童福祉等施設整備事業費 ・全天候型子ども遊戯施設	54,200
	【補助】児童福祉等施設整備事業費 ・子育て支援センター	7,254
	【補助】児童福祉等施設整備事業費補助金 ・子育て支援センター	6,000
	【補助】児童福祉等施設整備事業費 ・放課後児童クラブ	616
	【補助】児童福祉等施設整備事業費補助金 ・放課後児童クラブ	84,249
	【単独】児童福祉施設整備事業費 ・市立保育所	55,500
	乳幼児健康診査費	49,778
	子育て住まいづくり支援費補助金	22,126
安心できる衛生環境を確保します	定期予防接種費	745,208
安心できる医療環境の充実を図ります	病院群輪番制病院運営費補助金	81,579
	救急業務費	18,231
	災害対策活動費	2,700
私たちは「豊かな心を育むまち」をめざします		
次代を生きぬく子どもを育みます	教科書・指導書購入費	207,576
	要保護及び準要保護児童・生徒就学援助費	268,904
	小・中学校特別支援教育就学奨励費	7,030
だれもが生涯を通じていきいきと学べる社会をつくれます	市立図書館運営費	548,493
スポーツ・レクリエーションの振興を図ります	東京オリンピック・パラリンピックキャンプ誘致推進費	16,166
	東京オリンピック・パラリンピック聖火リレー等実施費	18,703
	社会体育大会出場奨励事業費	12,209
芸術文化あふれる暮らしを創出します	基本計画策定費	3,381
基本構想の推進(つながる+創造する)		
市民が主役のまちづくりを進めます	【単独】市民活動推進事業費補助金 ・自治会集会所建設奨励	50,000
	「長崎×若者」推進費	2,180
つながりあう地域社会をつくれます	長崎伝習所費	9,356
	広報戦略推進費	32,336
市民に信頼される市役所にします	文書管理・財務会計システム整備費	130,915
	ICT活用業務効率化推進費	19,457
	コンビニエンスストア収納等管理運営費 (クレジットカード等収納事務委託)	37,371

※新規・拡大事業のみを掲載している。

## 2 各会計別当初予算

(単位:千円)

年度及び比較 区 分		令和2年度		令和元年度		比較増△減	
		予算額	構成比	予算額	構成比	金額	増減率
一 般 会 計		226,010,000	59.7	213,230,000	58.2	12,780,000	6.0
特 別 会 計	観 光 施 設 事 業	317,000	0.1	395,602	0.1	△78,602	△19.9
	国 民 健 康 保 険 事 業	54,885,428	14.5	55,403,818	15.1	△518,390	△0.9
	土 地 取 得	2,405,948	0.6	1,493,307	0.4	912,641	61.1
	中 央 卸 売 市 場 事 業	249,966	0.1	307,576	0.1	△57,610	△18.7
	駐 車 場 事 業	570,911	0.2	449,226	0.1	121,685	27.1
	財 産 区	27,340	0.0	36,759	0.0	△9,419	△25.6
	母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業	80,271	0.0	50,219	0.0	30,052	59.8
	介 護 保 険 事 業	46,286,264	12.2	45,754,086	12.5	532,178	1.2
	生 活 排 水 事 業	543,248	0.1	554,473	0.2	△11,225	△2.0
	診 療 所 事 業	364,677	0.1	348,151	0.1	16,526	4.7
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業	5,827,769	1.5	5,637,182	1.5	190,587	3.4
	長 崎 市 立 病 院 機 構 病 院 事 業 債 管 理	1,161,961	0.3	888,904	0.2	273,057	30.7
小 計	112,720,783	29.8	111,319,303	30.4	1,401,480	1.3	
公 営 企 業 会 計	水 道 事 業	16,268,205	4.3	18,082,566	4.9	△1,814,361	△10.0
	下 水 道 事 業	23,385,825	6.2	23,605,338	6.4	△219,513	△0.9
	小 計	39,654,030	10.5	41,687,904	11.4	△2,033,874	△4.9
合 計		378,384,813	100.0	366,237,207	100.0	12,147,606	3.3



### 3 一般会計款別当初予算

#### (1) 歳入(款別)

(単位:千円)

年度及び比較 区分	令和2年度		令和元年度		比較増△減	
	予算額	構成比	予算額	構成比	金額	増減率
		%		%		%
○市 税	54,678,659	24.2	54,924,701	25.8	△246,042	△0.4
地方譲与税	980,932	0.4	922,562	0.4	58,370	6.3
利子割交付金	29,210	0.0	92,430	0.0	△63,220	△68.4
配当割交付金	109,989	0.0	165,319	0.1	△55,330	△33.5
株式等譲渡所得割交付金	118,449	0.1	170,179	0.1	△51,730	△30.4
法人事業税交付金	419,939	0.2	-	-	419,939	皆増
地方消費税交付金	10,472,119	4.6	7,753,008	3.6	2,719,111	35.1
ゴルフ場利用税交付金	51,670	0.0	48,228	0.0	3,442	7.1
環境性能割交付金	39,282	0.0	157,947	0.1	△118,665	△75.1
国有提供施設等所在市町村助成交付金	300	0.0	300	0.0	-	-
地方特例交付金	261,888	0.1	312,314	0.1	△50,426	△16.1
地方交付税	34,640,000	15.3	33,820,000	15.9	820,000	2.4
交通安全対策特別交付金	70,000	0.0	110,000	0.1	△40,000	△36.4
○分担金及び負担金	1,445,239	0.6	2,202,415	1.0	△757,176	△34.4
○使用料及び手数料	4,013,442	1.8	4,377,925	2.1	△364,483	△8.3
国庫支出金	58,256,065	25.8	55,536,932	26.0	2,719,133	4.9
県支出金	13,748,677	6.1	12,319,504	5.8	1,429,173	11.6
○財産収入	1,090,087	0.5	1,386,259	0.7	△296,172	△21.4
○寄附金	1,048,790	0.5	1,034,910	0.5	13,880	1.3
○繰入金	6,483,203	2.9	5,511,762	2.6	971,441	17.6
○繰越金	551,527	0.2	928,700	0.4	△377,173	△40.6
○諸収入	8,162,933	3.6	6,304,505	3.0	1,858,428	29.5
市債	29,337,600	13.0	25,150,100	11.8	4,187,500	16.7
合計	226,010,000	100.0	213,230,000	100.0	12,780,000	6.0

※ ○印は自主財源

自主財源	77,473,880	34.3	76,671,177	36.0	802,703	1.0
依存財源	148,536,120	65.7	136,558,823	64.0	11,977,297	8.8

## (2) 歳出(款別)

(単位:千円)

年度及び比較 区分	令和2年度		令和元年度		比較増△減	
	予算額	構成比	予算額	構成比	金額	増減率
		%		%		%
1 議会費	873,918	0.4	860,869	0.4	13,049	1.5
2 総務費	25,004,700	11.1	18,733,784	8.8	6,270,916	33.5
3 民生費	105,086,456	46.5	102,472,654	48.1	2,613,802	2.6
4 衛生費	11,700,295	5.2	11,785,123	5.5	△84,828	△0.7
6 農林水産業費	3,364,507	1.5	3,816,302	1.8	△451,795	△11.8
7 商工費	12,627,142	5.6	6,147,824	2.9	6,479,318	105.4
8 土木費	24,400,200	10.8	24,379,673	11.4	20,527	0.1
9 消防費	6,140,893	2.7	7,284,592	3.4	△1,143,699	△15.7
10 教育費	13,796,597	6.1	15,426,119	7.2	△1,629,522	△10.6
11 災害復旧費	360,600	0.2	306,000	0.1	54,600	17.8
12 公債費	22,594,692	10.0	21,957,060	10.3	637,632	2.9
13 予備費	60,000	0.0	60,000	0.0	-	-
合計	226,010,000	100.0	213,230,000	100.0	12,780,000	6.0

## (3) 歳出(性質別)

(単位：千円)

区 分	年度及び比較		令和2年度		令和元年度		比較増△減	
			予算額	構成比	予算額	構成比	金額	増減率
1 人 件 費			28,223,425	12.5	27,236,279	12.8	987,146	3.6
(1) 特 別 職 給 与			481,690	0.2	476,547	0.2	5,143	1.1
(2) 職 員 給			18,981,099	8.4	18,641,407	8.7	339,692	1.8
ア 基 本 給			12,253,676	5.4	12,093,958	5.7	159,718	1.3
イ そ の 他 の 手 当			6,727,423	3.0	6,547,449	3.1	179,974	2.7
(3) 地方公務員共済組合等負担金			4,238,804	1.9	4,222,679	2.0	16,125	0.4
(4) 退 職 手 当 負 担 金			2,135,140	0.9	1,849,847	0.9	285,293	15.4
(5) そ の 他			2,386,692	1.1	2,045,799	1.0	340,893	16.7
2 物 件 費			21,487,347	9.5	22,124,273	10.4	△636,926	△2.9
3 維 持 補 修 費			1,586,776	0.7	1,528,589	0.7	58,187	3.8
4 扶 助 費			83,684,889	37.0	82,742,559	38.8	942,330	1.1
5 補 助 費 等			11,327,609	5.0	10,093,505	4.7	1,234,104	12.2
6 投 資 的 経 費			35,670,036	15.8	28,734,239	13.5	6,935,797	24.1
(1) 普 通 建 設 事 業 費			35,309,436	15.6	28,428,239	13.3	6,881,197	24.2
ア 補 助 分			22,105,027	9.8	14,780,590	6.9	7,324,437	49.6
イ 単 独 分			10,791,182	4.8	10,440,861	4.9	350,321	3.4
ウ 県 施 行 分			2,413,227	1.1	3,206,788	1.5	△793,561	△24.7
(2) 災 害 復 旧 事 業 費			360,600	0.2	306,000	0.1	54,600	17.8
ア 補 助 分			260,600	0.1	205,000	0.1	55,600	27.1
イ 単 独 分			100,000	0.0	101,000	0.0	△1,000	△1.0
7 公 債 費			22,594,692	10.0	21,957,060	10.3	637,632	2.9
8 積 立 金			2,887,070	1.3	863,064	0.4	2,024,006	234.5
9 出 資 金			2,454,793	1.1	2,771,922	1.3	△317,129	△11.4
10 貸 付 金			2,688,983	1.2	2,126,221	1.0	562,762	26.5
11 繰 出 金			13,344,380	5.9	12,992,289	6.1	352,091	2.7
12 予 備 費			60,000	0.0	60,000	0.0	-	-
合 計			226,010,000	100.0	213,230,000	100.0	12,780,000	6.0

#### 4 一般会計より他会計への繰出状況

※（繰出金）

区 分		令 和 2 年 度			令 和 元 年 度			
		当 初 予 算 額	構 成 比	増 減 率	当 初 予 算 額	構 成 比	決 算 見 込 額	構 成 比
		千円	%	%	千円	%	千円	%
特 別 会 計	観 光 施 設 事 業	-	-	皆減	8,649	0.0	-	-
	国 民 健 康 保 険 事 業	4,147,978	22.8	△1.9	4,228,711	23.2	4,195,761	23.5
	土 地 取 得	-	-	-	-	-	-	-
	中 央 卸 売 市 場 事 業	42,023	0.2	8.4	38,754	0.2	37,469	0.2
	駐 車 場 事 業	-	-	-	-	-	-	-
	財 産 区	-	-	-	-	-	-	-
	母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業	3,788	0.0	76.6	2,145	0.0	2,698	0.0
	介 護 保 険 事 業	7,028,966	38.7	5.5	6,663,044	36.5	6,400,445	35.9
	生 活 排 水 事 業	389,423	2.1	△1.0	393,423	2.2	363,023	2.0
	診 療 所 事 業	209,456	1.2	6.2	197,308	1.1	189,571	1.1
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業	1,522,746	8.4	4.3	1,460,255	8.0	1,462,055	8.2
	長 崎 市 立 病 院 機 構 病 院 事 業 債 管 理	-	-	-	-	-	-	-
	小 計	13,344,380	73.5	2.7	12,992,289	71.2	12,651,022	70.9
公 営 企 業 会 計	水 道 事 業	177,370	1.0	△66.0	521,960	2.9	520,816	2.9
	下 水 道 事 業	4,632,858	25.5	△2.3	4,742,669	26.0	4,668,491	26.2
	小 計	4,810,228	26.5	△8.6	5,264,629	28.8	5,189,307	29.1
合 計		18,154,608	100.0	△0.6	18,256,918	100.0	17,840,329	100.0

※（繰入金）

区 分		令 和 2 年 度			令 和 元 年 度			
		当 初 予 算 額	構 成 比	増 減 率	当 初 予 算 額	構 成 比	決 算 見 込 額	構 成 比
		千円	%	%	千円	%	千円	%
特 別 会 計	観 光 施 設 事 業	20,798	52.6	△59.7	51,625	91.7	18,599	80.0
	駐 車 場 事 業	-	-	-	-	-	-	-
	母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業	18,761	47.4	303.5	4,650	8.3	4,650	20.0
合 計		39,559	100.0	△29.7	56,275	100.0	23,249	100.0

## 5 市債の状況

(単位：千円)

区 分	H30 年度末	R 元 年度末	R2 年度中増減額見込み		R2 年 度 末 現 在 高 見 込 み 額 ( A ) + ( B ) - ( C )
	現 在 高	現 在 高 (A)	起 債 見 込 (B)	元 金 償 還 金 (C)	
合 計	354,199,897	354,294,047	34,276,100	30,037,422	358,532,725
一 般 会 計	249,009,388	255,039,999	29,337,600	21,146,936	263,230,663
普 通 債	165,150,510	171,351,856	23,681,700	14,778,516	180,255,040
議 会	-	-	-	-	-
総 務	9,415,669	10,195,750	4,893,600	885,903	14,203,447
民 生	2,921,677	2,793,297	280,700	313,129	2,760,868
衛 生	27,987,711	27,034,003	560,300	2,012,635	25,581,668
農 林 水 産 業	7,532,707	7,194,128	567,900	763,060	6,998,968
商 工	8,747,096	10,236,368	6,736,500	617,004	16,355,864
土 木	81,206,392	81,533,157	6,937,600	7,599,596	80,871,161
消 防	4,838,589	6,520,885	1,449,200	726,306	7,243,779
教 育	22,500,669	25,844,268	2,255,900	1,860,883	26,239,285
災 害 復 旧 債	628,961	662,223	144,900	80,527	726,596
そ の 他	83,229,917	83,025,920	5,511,000	6,287,893	82,249,027
特 別 会 計	16,375,367	15,863,703	832,600	1,245,367	15,450,936
企 業 会 計	88,815,142	83,390,345	4,105,900	7,645,119	79,851,126

## 6 一般会計歳入歳出決算見込

### (1) 歳 入 (財源別構成)

年 度 別 性 質 別		令 和 元 年 度			平 成 30 年 度		
		決 算 見 込 額	構 成 比	前 年 度 増 減 率	決 算 額	構 成 比	前 年 度 増 減 率
		千円	%	%	千円	%	%
合 計		217,371,744	100.0	3.4	210,229,102	100.0	△ 1.3
自 主 財 源	計	76,347,917	35.1	0.7	75,811,275	36.1	3.6
	市 税	55,383,112	25.5	1.2	54,738,378	26.0	△ 1.1
	分 担 金 及 び 負 担 金	1,867,768	0.9	△ 17.4	2,262,441	1.1	△ 3.0
	使 用 料 及 び 手 数 料	4,155,204	1.9	△ 4.3	4,341,671	2.1	△ 2.0
	財 産 収 入	605,543	0.3	3.3	586,202	0.3	△ 60.5
	寄 附 金	721,180	0.3	△ 26.5	981,151	0.5	17.0
	繰 入 金	4,355,478	2.0	0.6	4,330,262	2.1	262.3
	繰 越 金	3,144,005	1.4	△ 16.8	3,780,840	1.8	46.1
	諸 収 入	6,115,627	2.8	27.7	4,790,330	2.3	△ 4.4
	計	141,023,827	64.9	4.9	134,417,827	63.9	△ 3.9
依 存 財 源	地 方 譲 与 税	984,623	0.5	1.6	969,481	0.5	0.8
	利 子 割 交 付 金	31,056	0.0	△ 63.3	84,666	0.0	△ 8.4
	配 当 割 交 付 金	141,152	0.1	22.0	115,707	0.1	△ 30.7
	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	77,203	0.0	△ 34.6	118,041	0.1	△ 31.3
	地 方 消 費 税 交 付 金	7,958,996	3.7	△ 3.7	8,263,522	3.9	3.9
	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	50,631	0.0	△ 3.2	52,298	0.0	△ 9.2
	自 動 車 取 得 税 交 付 金	100,951	0.0	△ 48.6	196,447	0.1	7.9
	環 境 性 能 割 交 付 金	21,966	0.0	皆増	-	-	-
	国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	300	0.0	0.0	300	0.0	0.0
	地 方 特 例 交 付 金	259,810	0.1	20.7	215,192	0.1	12.8
	地 方 交 付 税	35,298,256	16.2	3.5	34,095,103	16.2	△ 3.4
	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	56,221	0.0	△ 5.9	59,764	0.0	△ 9.2
	国 庫 支 出 金	57,172,462	26.3	7.0	53,455,509	25.4	△ 6.0
県 支 出 金	12,703,908	5.8	8.9	11,666,122	5.5	△ 3.4	
市 債	26,166,292	12.0	4.1	25,125,675	12.0	△ 2.6	

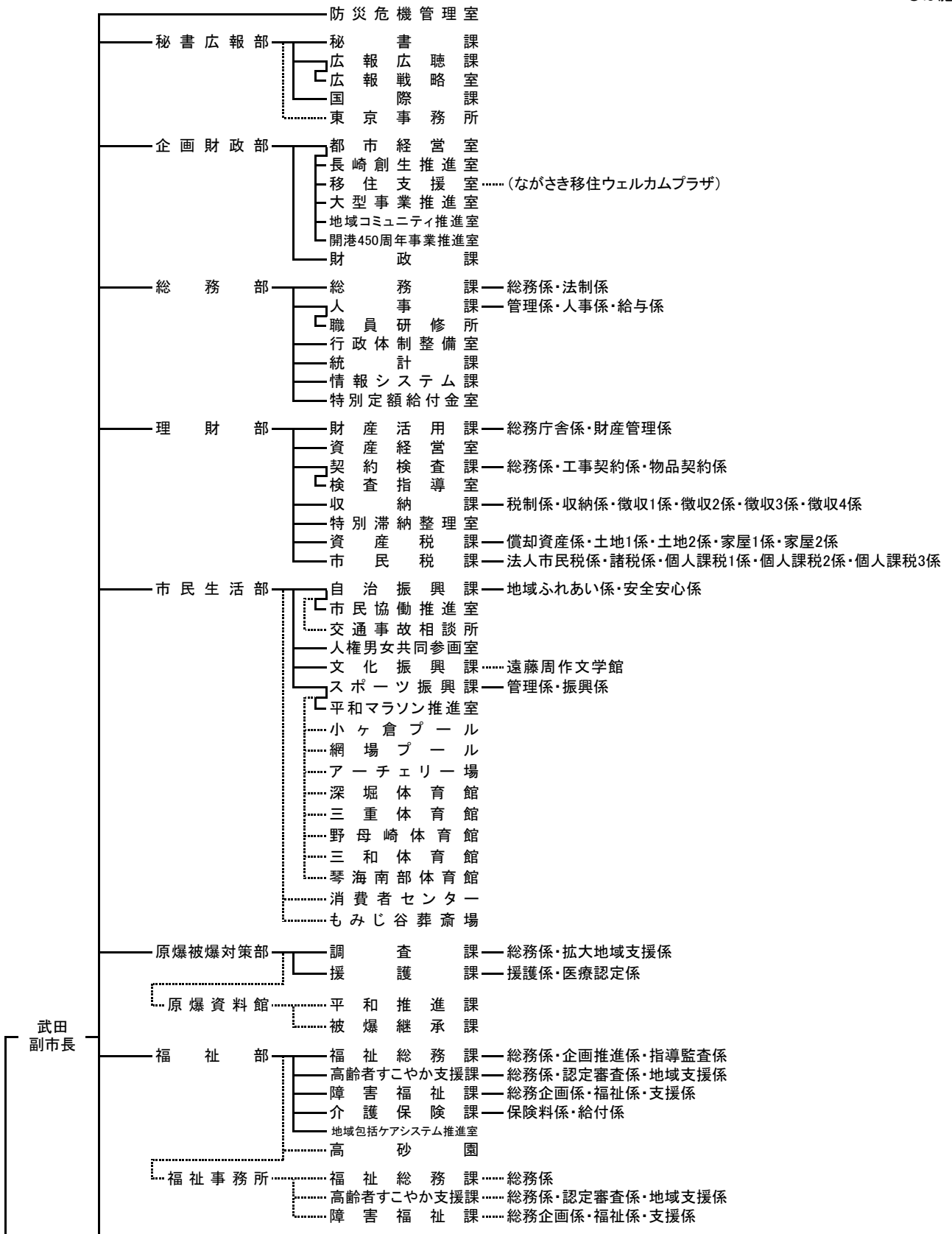
## (2) 歳出(性質別)

年 度 別 性 質 別		令 和 元 年 度			平 成 30 年 度		
		決 算 見 込 額	構 成 比	前 年 度 増 減 率	決 算 額	構 成 比	前 年 度 増 減 率
		千円	%	%	千円	%	%
合 計		212,544,521	100.0	2.6	207,085,097	100.0	△ 1.0
人 件 費		26,641,538	12.5	△ 2.6	27,341,934	13.2	0.2
物 件 費		20,531,053	9.7	8.6	18,902,277	9.1	△ 1.3
維 持 補 修 費		1,604,016	0.8	3.8	1,546,027	0.7	0.5
扶 助 費		81,684,680	38.4	2.3	79,872,199	38.6	△ 1.8
補 助 費 等		10,510,997	4.9	5.2	9,995,771	4.8	1.0
投 資 的 経 費		31,405,598	14.8	18.8	26,440,050	12.8	29.3
	普 通 建 設 事 業 費	31,210,404	14.7	19.2	26,188,287	12.6	28.6
	補 助 分	13,784,869	6.5	39.3	9,899,035	4.8	△ 10.5
	単 独 分	17,425,535	8.2	7.0	16,289,252	7.9	75.1
	災 害 復 旧 費	195,194	0.1	△ 22.5	251,763	0.1	201.1
	補 助 分	77,375	0.0	△ 47.0	145,893	0.1	388.1
	単 独 分	117,819	0.1	11.3	105,870	0.1	97.0
公 債 費		21,644,197	10.2	△ 0.5	21,743,529	10.5	△ 23.9
積 立 金		1,629,293	0.8	△ 21.1	2,064,869	1.0	3.1
投 資 及 び 出 資 金 貸 付 金		4,242,127	2.0	△ 38.8	6,936,322	3.3	7.5
繰 出 金		12,651,022	6.0	3.3	12,242,119	5.9	△ 2.5

# 長崎市機構表

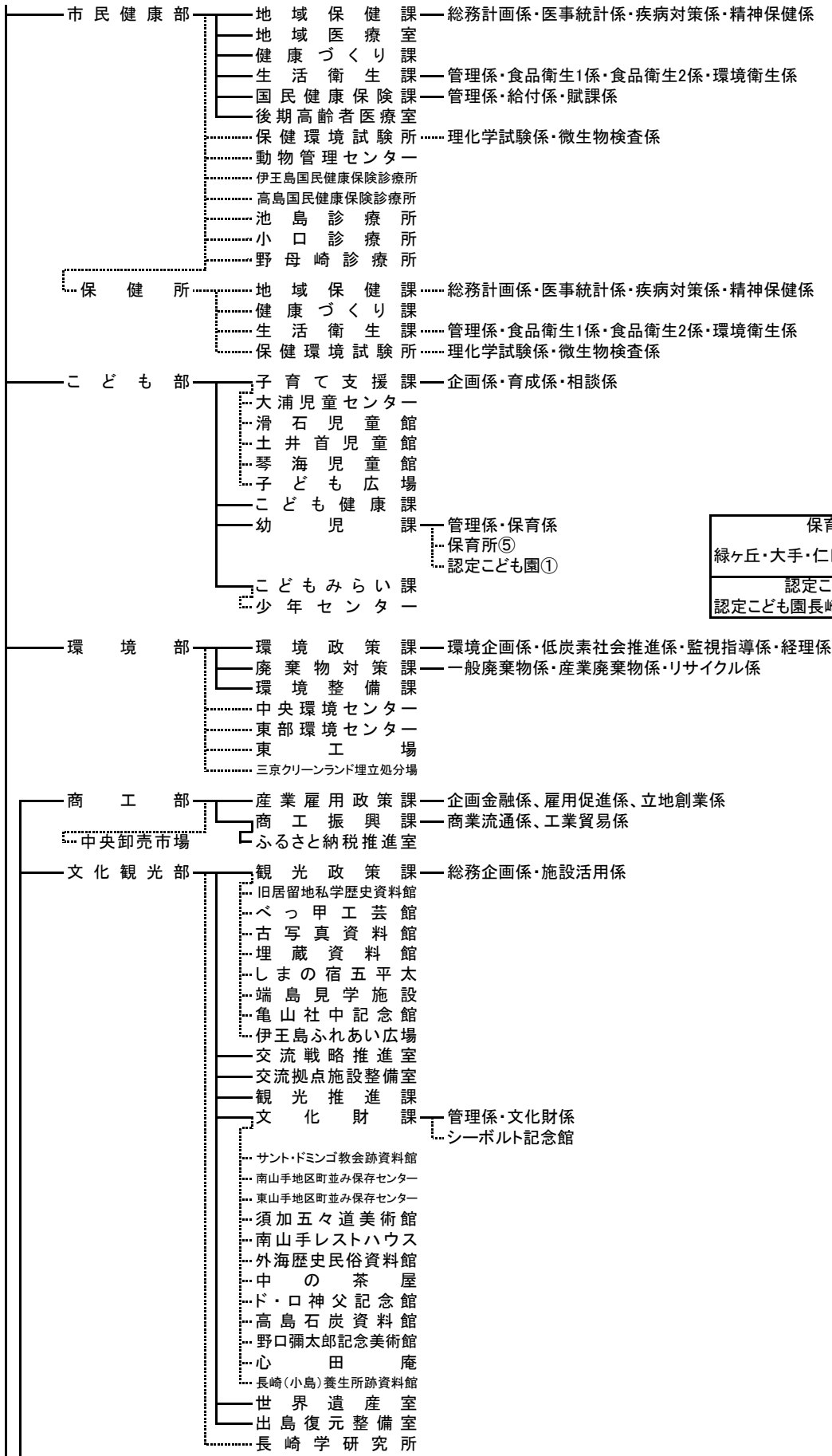
(令和2年4月27日現在)

○は施設数

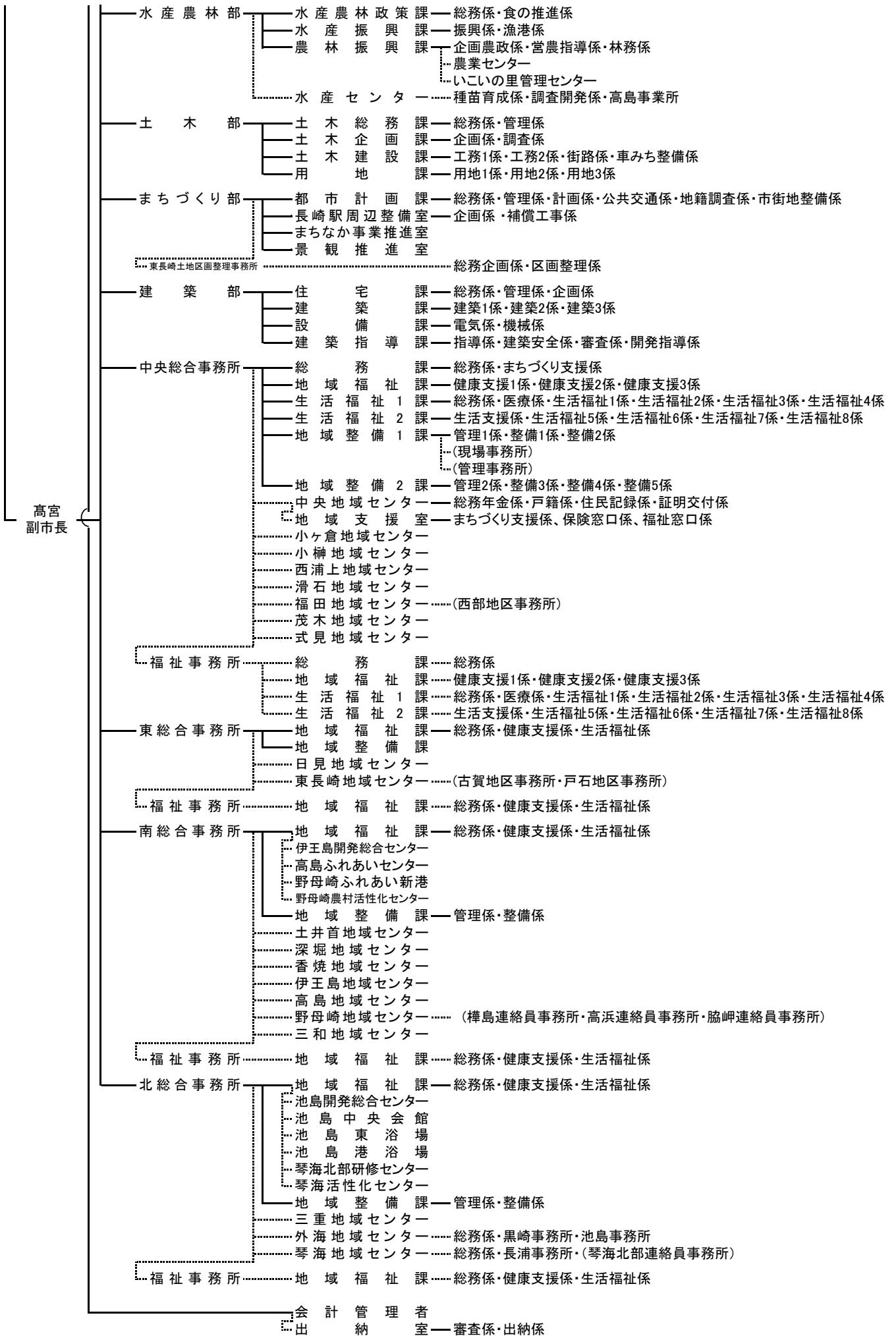


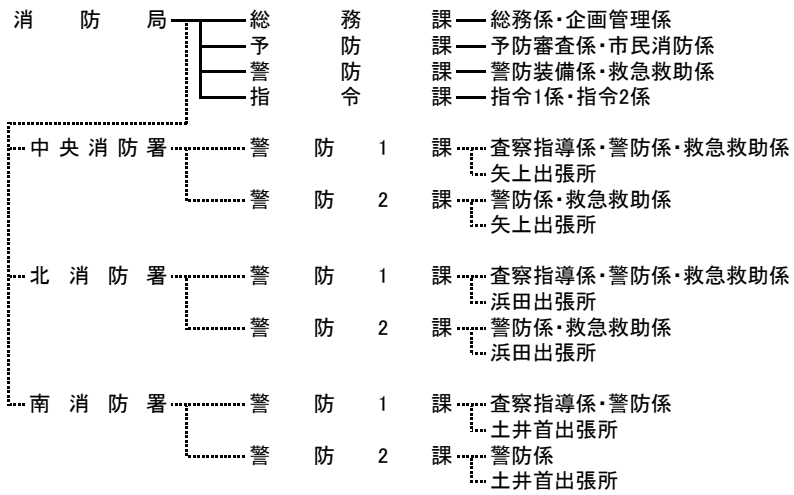


市長



保育所⑤
緑ヶ丘・大手・仁田・伊良林・中央
認定こども園①
認定こども園長崎幼稚園



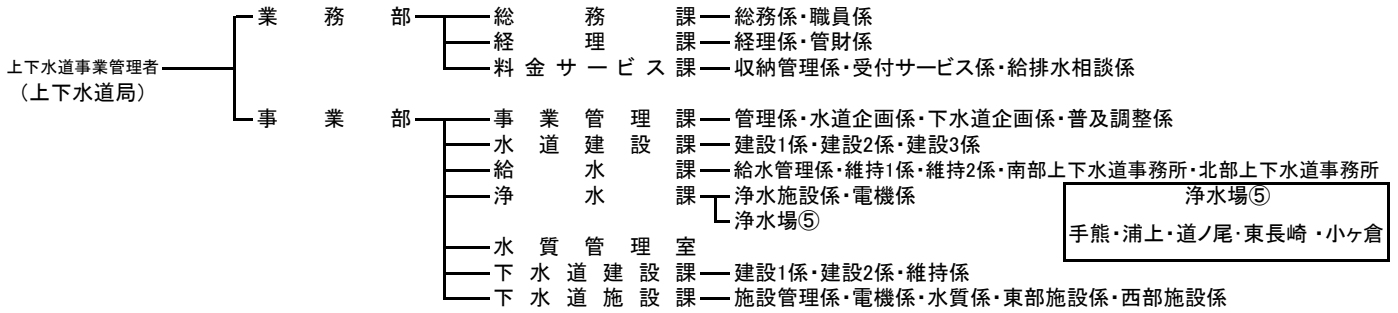


出張所⑤  
松が枝・蛍茶屋・  
鮑の浦・小島・茂木

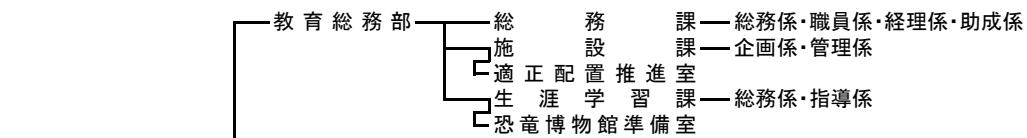
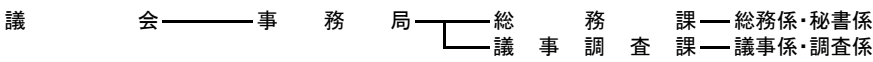
出張所⑥  
浦上・滑石・小江  
原・三重・琴海・  
神浦

派出所②  
式見・池島

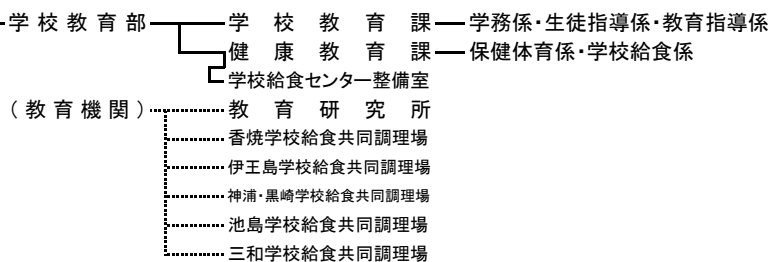
出張所③  
三和・野母崎・高島



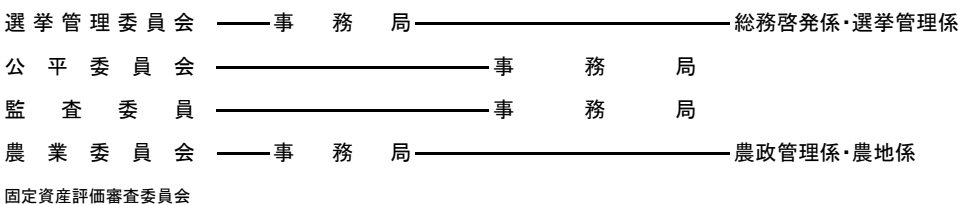
浄水場⑤  
手熊・浦上・道ノ尾・東長崎・小ヶ倉



地区公民館 ⑭  
戸石・日見・茂木・大浦・福田・三  
重・野母崎・榑島・高浜・野母・脇岬・  
黒崎・出津・川原・為石



学校等施設  
幼稚園 1  
小学校 67(分校除く)  
中学校 38(分校除く)  
高等学校 1



# 情報公開・個人情報保護

## 1 情報公開

昭和 60 年 10 月に、庶務担当係長で組織する情報公開制度研究委員会が研究報告書を提出した。この内容を踏まえて、昭和 62 年 11 月に助役を委員長とし各部長で構成する情報公開制度検討委員会を設置した。同委員会には下部組織として、課長・係長で組織する専門部会を置き、第一部会が法制度、第二部会が文書管理についてそれぞれ具体的、専門的に検討を行った。そして、この結果を「長崎市情報公開制度検討報告書」として作成し、昭和 63 年 7 月の検討委員会に報告した。

さらに、昭和 63 年 9 月に市民各界の代表者からなる「長崎市情報公開制度懇話会」に、市長から本市の情報公開制度について諮問がなされ、平成元年 2 月に同懇話会から答申がなされた。

本市としては、答申書を十分に尊重のうえ本市の実情に適応した制度を確立し、平成元年 12 月に条例を公布、平成 2 年 6 月から施行した。

また、平成 13 年 10 月には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」との整合性を図り、より公正で開かれた市政の実現に寄与するため、条例の全面的な見直しを行い、平成 14 年 4 月から施行している。

平成 29 年度から令和元年度までの情報公開の処理状況は次のとおりとなっている。

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	合 計	
処理の状況	公 開	76	107	71	254
	部 分 公 開	51	77	82	210
	非 公 開	0	1	10	11
	存 否 応 答 拒 否	1	1	0	2
	非公開（文書不存在）	24	34	31	89
取 下 げ	2	1	1	4	
合 計	154	221	195	570	
公 開 率 ※1	99.2%	98.9%	93.9%	97.3%	
審 査 請 求	1	15	9	25	

※1 請求に対する決定件数で集計。公開率に非公開（文書不存在）及び取下げは含まない。

## 2 個人情報の保護

長崎市の個人情報保護制度は、住民基本台帳の電算化に伴い、昭和 59 年 10 月に制定した「長崎市電子計算組織の運営に係る個人情報の保護に関する条例」に基づき、電算処理される個人情報の保護のみを対象としていた。

しかしながら、手処理に係る個人情報の保護も重要であることから、平成 9 年 3 月及び平成 10 年 6 月の市議会定例会において個人情報保護条例の制定を求める請願が全会一致で採択された。

これらの経緯を踏まえ、長崎市では、昭和 55 年 9 月に OECD が採択した「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告」に示されている 8 原則（収集制限の原則・データ内容の原則・目的明確化の原則・利用制限の原則・安全保護の原則・公開の原則・個人参加の原則・責任の原則）を念頭に置きつつ、条例の制定について、調査検討を重ねてきた。

そのような中で、国においては、個人情報保護法案が平成 13 年の通常国会に提案され、継続審議中であったが、平成 15 年 5 月同法が成立し、平成 17 年 4 月から全面施行されている。この法は、OECD の 8 原則を整理のうえ、基本 5 原則（利用目的による制限・適正な取得・正確性の確保・安全性の確保・透明性の確保）を含めて規定している。

「長崎市個人情報保護条例」は、個人情報保護法の 5 原則にのっとったものとなっており、平成 13 年 10 月に制定し、平成 14 年 4 月 1 日から施行している。

なお、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の制定に伴い、保有するマイナンバーを含む個人情報（特定個人情報）の保護のために、長崎市個人情報保護条例の特例として、「長崎市特定個人情報保護条例」を平成 27 年 7 月に制定し、平成 27 年 10 月 5 日から施行している。

また、平成 27 年 6 月議会において、当該条例の制定に伴い、個人情報保護法の規定に合わせ、利用停止請求に係る規定の整備等の条例改正を行った。

平成 29 年度から令和元年度までの個人情報の請求に対する処理状況は次のとおりとなっている。

区 分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	合 計
処理 の 状 況	開 示	63	65	89	217
	部 分 開 示	18	20	33	71
	非 開 示	0	0	1	1
	非開示（文書不存在）	4	9	22	35
	取 下 げ	1	0	1	2
合 計		86	94	146	326
開 示 率 ※1		100.0%	100.0%	99.2%	99.7%
訂 正 請 求		0	0	0	0
是 正 の 申 出		0	0	0	0
審 査 請 求		1	7	20	28

※1 請求に対する決定件数で集計。開示率に非開示（文書不存在）及び取下げは含まない。

平成 29 年度から令和元年度までの特定個人情報の請求に対する処理状況は次のとおりとなっている。

区 分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	合 計
処理 の 状 況	開 示	1	1	4	6
	部 分 開 示	0	0	0	0
	非 開 示	0	0	0	0
	非開示（文書不存在）	0	0	0	0
	取 下 げ	0	0	0	0
合 計		1	1	4	6
開 示 率		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
訂 正 請 求		0	0	0	0
是 正 の 申 出		0	0	0	0
審 査 請 求		0	0	0	0

# 情報化の推進

本市では、市民サービスの向上及び業務の効率化を目的として、これまで昭和 52 年の「汎用コンピューターシステム」をはじめ、「公共施設案内・予約システム」や「財務会計システム」、「メールシステム」等、情報システムの導入などにより、情報化の推進に取り組んできた。

汎用コンピューターシステムは、当初 20 業務から電算処理を開始し、その後「住民記録オンラインシステム」などを開発し運用してきた。

公共施設案内・予約システムは、本市が管理運営する施設の利用手続きを、自宅等の電話・パソコンなどから手軽に行えるように、平成 8 年からサービスを開始した。また平成 22 年 3 月にシステムの更新を行い、携帯電話対応や 24 時間利用可能など、より利便性が高いシステムとした。

財務会計システムは、予算要求、予算編成、執行管理及び決算等に至る一連のシステムとして平成 12 年度に導入、平成 22 年度に更新を行い、財務会計事務の効率化を図っている。

メールシステムは、平成 16 年に導入、平成 29 年 3 月に更新を行い、職員間の情報の共有化及び国や他自治体等との情報伝達・文書交換などを行っている。

さらなる業務の効率化、市民サービスの向上及び情報システム関連経費の削減を図るため、汎用コンピューターシステムを見直し、標準化された業務仕様や技術仕様に基づくサーバー方式のパッケージシステムを導入すべく、平成 22 年度から、基幹業務系システムの再構築に取り組み、平成 24 年 5 月から住民記録系システム及び共通基盤を稼働し、平成 26 年 7 月には福祉系システムや税系システム等全ての新システムを稼働し、汎用コンピューターシステムを廃止した。

平成 25 年 5 月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が成立し、平成 29 年 7 月から情報連携の試行運用を開始、同年 11 月には本格運用を始めている。

## 1 情報化の経緯

年 月	主 な 導 入 シ ス テ ム 等
昭和 52 年 10 月	汎用コンピューターシステム導入
昭和 58 年 11 月	税オンラインシステム稼働
昭和 60 年 11 月	住民記録オンラインシステム稼働
平成 7 年 7 月	長崎市ホームページ開設
平成 8 年 10 月	公共施設案内・予約システム稼働（街頭端末、電話、FAX 対応）
平成 10 年 7 月	戸籍システム稼働
平成 12 年 10 月	財務会計システム稼働
平成 14 年 3 月	公共施設案内・予約システム更新（インターネット対応機能追加）
平成 14 年 8 月	住民基本台帳ネットワークシステム稼働
平成 15 年 7 月	事務用パソコンの庁内一括調達開始（企業会計を除く）
平成 16 年 3 月	メールシステム稼働
平成 17 年 1 月	市町村合併に伴うシステム統合（1 市 6 町）

平成 18 年 1 月	市町村合併に伴うシステム統合（1 市 1 町）
平成 18 年 3 月	長崎市情報セキュリティポリシー制定
平成 19 年 3 月	高速インターネット基盤整備事業費補助事業実施
平成 21 年 9 月	全国地域情報化推進セミナー開催（市制 120 周年記念事業）
平成 22 年 3 月	公共施設案内・予約システム更新（24 時間対応、携帯電話対応機能追加）
平成 23 年 10 月	財務会計システム更新
平成 24 年 3 月	長崎市情報化推進計画策定
平成 24 年 5 月	住民記録系システム及び共通基盤稼働
平成 26 年 7 月	福祉系システム及び税系システム全稼働、汎用コンピューターシステムの廃止
平成 29 年 3 月	メールシステム更新

## 2 電算処理業務の状況

（令和 2 年 6 月現在）

業 務 名		取 扱 件 数	業 務 名		取 扱 件 数
住 民 記 録		413,584 人	法 人 市 民 税		10,253 件
印 鑑 登 録		268,138 人	市 県 民 税	特 別 徴 収	159,289 件
選 挙		359,054 人		普 通 徴 収	168,128 件
教 育	就学事務	6,425 人	軽 自 動 車 税		153,816 台
	成 人 式	3,707 人	国 民 健 康 保 険 税		63,193 世帯
母 子 福 祉		7,774 件			95,050 人
障 害 福 祉		74,631 人	収 納 消 込		341,059 人
健 康 診 断	幼 児 健 診	839,277 人	納 税 組 合		516 件
	成 人 検 診	806,369 人	口 座 振 替		159,627 人
原 爆 被 爆 者	死 没 者	182,601 人	住 宅 管 理	住 宅 家 賃	12,002 件
	手 当	25,237 件		駐 車 使 用 料	6,411 件
高 齢 福 祉	長 寿 祝 金	59,663 人	住 居 表 示 証 明		391 件
	施 設 入 所	202 人	戸 籍 籍 籍*	現 在 戸 籍	216,002 件
保 育	13,159 件	除 籍		485,167 件	
し 尿 処 理 手 数 料	3,430 件	戸 籍 附 票		216,002 件	
住 登 外 管 理		997,911 件	児 童 福 祉		126,628 人
国 民 年 金		46,043 件	介 護 保 険		134,641 人
固 定 資 産 税	土 地	668,362 筆	住 民 基 本 台 帳 ネットワーク		413,584 人
	家 屋	157,775 棟	後 期 高 齢 者 医 療		65,652 人
	償 却 資 産	12,949 件	生 活 保 護		12,295 人
公 共 施 設 案 内 ・ 予 約		18,395 人	財 務 会 計		458,625 件

※令和 2 年 3 月末現在

### 3 パソコンの設置状況

全庁ネットワークへ接続しているパソコンは、令和2年6月現在で2,837台を設置している。

(令和2年6月現在) (単位：台)

部 局 名	台 数	部 局 名	台 数
秘 書 広 報 部	51	土 木 部	98
防 災 危 機 管 理 室	27	ま ち づ く り 部	228
企 画 財 政 部	69	中 央 総 合 事 務 所	281
総 務 部	143	東 総 合 事 務 所	55
理 財 部	148	南 総 合 事 務 所	112
市 民 生 活 部	107	北 総 合 事 務 所	76
原 爆 被 爆 対 策 部	43	出 納 室	12
福 祉 部	88	消 防 局	86
市 民 健 康 部	152	議 会 事 務 局	38
こ だ も 部	85	教 育 委 員 会	236
環 境 部	134	選 挙 管 理 委 員 会	18
商 工 部	58	監 査 事 務 局	13
文 化 観 光 部	82	農 業 委 員 会	11
水 産 農 林 部	77	上 下 水 道 局	309
		合 計	2,837



# 行 財 政 改 革

本市は、昭和 58 年 11 月に現在の行財政改革プランの基礎となる「行財政運営の健全化に関する具体化方策について」を策定し、事務事業の効率化、財政運営の適正化等に取り組んできた。

その後、平成 8 年 10 月に第 2 次行政改革大綱、平成 13 年 3 月に第 3 次行政改革大綱、平成 18 年 3 月に第 4 次行政改革大綱を策定し、事業の整理や民間委託等により計画的に行政改革に取り組むとともに、健全な財政基盤を確立するため、平成 13 年 3 月に第 1 次財政構造改革プラン、平成 18 年 3 月に第 2 次財政構造改革プランを策定し、効果的な行財政運営に努めてきた。

平成 23 年 8 月には、近年の厳しい行財政状況や人口減少社会に対応することとあわせ、これまでの行政改革大綱と財政構造改革プランを統合した行財政改革プランを策定し、職員数や経費の削減等、これまで取り組んできた「量」の改革に加え、職員の意識改革による事務の効率化など「質」の改革を重視して取り組んできた。

そのような中、令和 2 年 2 月には、依然厳しい社会経済情勢の中において、限られた人員や財源を効率的、効果的に活用し、複雑多様化する行政需要に向き合い、解決に向けて取り組む「行政経営」に重点を置いた行政経営プランを策定した。

職員数を削減することのみを目的とせず、民間委託や公の施設の指定管理者制度導入・民間移譲、R P A ・ A I などの I C T の導入などの効率化等により生み出された人員や財源を活用し、新たな市民サービスの提供や既存の市民サービスの水準の向上、職場環境の改善（ワークライフバランス等）を図っていく。

## 1 これまでの主な実施項目

年度	行革による削減項目	行革による組織改正等
平成 28 年度 委託等	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 保健環境試験所における有料水質検査及び検便業務の廃止</li> <li>② 古賀地区市民センター及び市民会館への指定管理者制度導入</li> <li>③ 茂里町のクリーンセンターを廃止し、琴海・長崎半島クリーンセンターを再稼働</li> <li>④ 学校給食調理業務の民間委託（大浦小）</li> </ul>	<p>&lt;4月1日改正&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 総務局、市民局、経済局及び建設局の廃止</li> <li>② しごと改革室及び地域振興課を廃止し、都市経営室へ統合</li> <li>③ 都市経営室内に長崎創生推進室及び大型事業推進室を新設</li> <li>④ 地域コミュニティ推進室と福祉総務課の一部の業務を統合し、都市経営室内に地域コミュニティ推進室を設置</li> <li>⑤ 世界遺産推進室を企画財政部に移管</li> <li>⑥ 契約検査課内に検査指導室を新設</li> <li>⑦ 資産経営室を理財部に移管</li> <li>⑧ 7行政センターを市民生活部に移管</li> <li>⑨ クリーンセンターの廃止</li> <li>⑩ 文化観光部に長崎学研究所を新設</li> <li>⑪ 観光政策課内に交流拡大推進室を新設</li> <li>⑫ 都市計画部及び建築部を廃止し、まちづくり部を新設</li> <li>⑬ まちなか事業推進室をまちづくり部へ移管</li> </ul> <p>&lt;7月15日改正&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑭ 商業振興課内にふるさと納税推進室を新設</li> </ul> <p>&lt;10月1日改正&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑮ 市民生活部に滑石支所を新設</li> <li>⑯ 西工場の廃止</li> </ul>

年度	行革による削減項目	行革による組織改正等
平成29年度	<p>委託等</p> <p>① 公立保育所の民間移譲（香焼）  ② 式見地区公民館、土井首地区公民館、木鉢地区公民館及び晴海台地区公民館をふれあいセンター化し、指定管理者制度導入  ③ 日吉自然の家への指定管理者制度導入  ④ 神の島プールへの指定管理者制度導入  ⑤ 本庁舎守衛業務の民間委託  ⑥ 庁舎営繕業務の民間委託  ⑦ 市税証明等発行業務の民間委託</p> <p>見直し</p> <p>⑧ 長崎幼稚園を認定こども園へ移行</p>	<p>&lt;4月1日改正&gt;</p> <p>① ねんりんピック推進室の廃止  ② 日吉自然の家を廃止し、業務を生涯学習課へ移管  ③ 施設課内に適正配置推進室を新設</p> <p>&lt;10月1日改正&gt;</p> <p>④ 臨時福祉給付金室の廃止  ⑤ 行政サテライト機能再編成に伴う改正（一部事務の移管は省略し新設と廃止のみ記載）</p> <p>●新設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中央、東、南、北の4総合事務所</li> <li>・中央に総務課、地域福祉課、生活福祉1・2課、地域整備1・2課、8地域センター</li> <li>・東に地域福祉課、地域整備課、2地域センター</li> <li>・南に地域福祉課、地域整備課、7地域センター</li> <li>・北に地域福祉課、地域整備課、3地域センター</li> <li>・農林振興課</li> <li>・土木建設課</li> </ul> <p>●廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民課、12支所、7行政センター</li> <li>・生活福祉1・2課</li> <li>・農業振興課、農林整備課</li> <li>・道路建設課、土木維持課</li> <li>・みどりの課</li> <li>・7教育センター</li> </ul>
平成30年度	<p>委託等</p> <p>① 公立保育所の民間移譲（蚊焼・為石・川原を統合）  ② 市民活動センターへの指定管理者制度導入  ③ 小ヶ倉地区公民館及び深堀地区公民館をふれあいセンター化し、指定管理者制度導入  ④ 東工場ごみ投入ステージ業務等の民間委託  ⑤ 給与事務等業務の民間委託</p>	<p>組織改正</p> <p>&lt;4月1日改正&gt;</p> <p>① 都市経営室内に市民協働推進室を移管  ② 人事課内に職員研修所を新設  ③ 安全安心課を廃止し、業務を自治振興課へ移管  ④ 商業振興課を商工振興課に名称変更  ⑤ 観光政策課内にDMO推進室を新設  ⑥ まちづくり推進室を廃止し、業務の一部をまちづくり部内に移管し、景観業務と観光政策課、文化財課の業務の一部を統合して、景観推進室を新設  ⑦ 中央地域センター内に地域支援室を新設  ⑧ 生涯学習課内に恐竜博物館準備室を新設</p> <p>&lt;8月1日改正&gt;</p> <p>⑨ スポーツ振興課内に平和マラソン推進室を新設  ⑩ 文化観光部にMICE推進室及び交流拠点施設整備室を新設  ⑪ 交流拡大推進室を廃止し、業務をMICE推進室と交流拠点施設整備室へ移管</p>
令和元年度	<p>委託等</p> <p>①手熊地区公民館をふれあいセンター化し、指定管理者制度導入  ② 原爆資料館、平和会館及び歴史民俗資料館への指定管理者制度導入  ③ 学校給食調理業務の民間委託（日見小、古賀小、小ヶ倉小、深堀小）</p>	<p>組織改正</p> <p>&lt;4月1日改正&gt;</p> <p>① 都市経営室内に移住支援室を新設  ② 商工振興課内にプレミアム付商品券事業室を新設  ③ 南部上下水道事務所・北部上下水道事務所を事業管理課から給水課へ移管</p> <p>&lt;8月1日改正&gt;</p> <p>④ 秘書広報部を新設し、秘書課、広報広聴課、国際課及び東京事務所を移管  ⑤ 広報広聴課内に広報戦略室を新設  ⑥ 自治振興課内に市民協働推進室を移管  ⑦ 文化振興課を市民生活部に移管  ⑧ 世界遺産推進室を文化観光部に移管し、世界遺産室に名称変更  ⑨ 建築部を新設し、住宅課、建築課、設備課及び建築指導課を移管</p>

年度	行革による削減項目		行革による組織改正等	
令和元年度			組織改正	<p>&lt;11月1日改正&gt;            ⑩ 都市経営室内に開港450周年事業推進室を新設</p>
令和2年度	委託等	① 出島への指定管理者制度導入 ② 北公民館への指定管理者制度導入 ③ 市営住宅（合併地区）への指定管理者制度導入 ④ 蚊焼地区公民館をふれあいセンター化し、指定管理者制度導入	組織改正	<p>&lt;4月1日改正&gt;            ① プレミアム付商品券事業室の廃止            ② DMO推進室及びMICE推進室を統合し、交流戦略推進室を新設            ③ 北公民館を廃止し、業務を生涯学習課へ移管            ④ 健康教育課内に学校給食センター整備室を新設</p> <p>&lt;4月27日改正&gt;            ⑤ 総務部に特別定額給付金室を新設</p>
	見直し	⑤ RPA・AIの導入（自立支援医療費支給業務、補装具・日常生活支援用具の給付業務） ⑥ ごみ収集体制の見直し ⑦ 火災原因調査事務の実施体制の見直し ⑧ 香焼図書館等の運営体制の見直し		

# 職員・給与等

## 1 部局別職員数

(R2. 4. 1)

部 局 名	定 数	現 員	部 局 名	定 数	現 員
市 長 部 局	2,296 人	2,125 人	ま ち づ く り 部		80
防 災 危 機 管 理 室		10	建 築 部		112
秘 書 広 報 部		36	中 央 総 合 事 務 所		373
企 画 財 政 部		63	東 総 合 事 務 所		48
総 務 部		83	南 総 合 事 務 所		95
理 財 部		209	北 総 合 事 務 所		66
市 民 生 活 部		84	出 納 室		11
原 爆 被 爆 対 策 部		47	消 防 局	512	454
福 祉 部		98	上 下 水 道 局	319	261
市 民 健 康 部		150	議 会 事 務 局	24	22
こ ど も 部		131	教 育 委 員 会 事 務 局	363	210
環 境 部		188	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	12	9
商 工 部		42	公 平 委 員 会 事 務 局	—	—
文 化 観 光 部		62	監 査 事 務 局	13	9
水 産 農 林 部		56	農 業 委 員 会 事 務 局	10	9
土 木 部		81	総 計	3,549	3,099

※ 全職員中の女性職員数・割合 (R2. 4. 1 現在) ……895 人 (28.9%)

※ 上記職員数には任期付職員を含み、再任用職員を除く。

また、「2 職種別給料等」及び「3 行政職給料等」は、企業職員、再任用職員及び任期付職員を除く。

## 2 職種別給料等

(R2. 4. 1)

区 分	行 政 職	現 業 職	消 防 職	医 療 職 (1)	
平 均 給 料	310,135 円	308,632 円	283,391 円	545,500 円	
平 均 年 齢	41 歳 03 月	48 歳 11 月	37 歳 04 月	56 歳 06 月	
平 均 勤 続 年 数	18 年 01 月	24 年 09 月	15 年 11 月	11 年 00 月	
職 員 数 (人)	計	1,985	188	453	5
	男	1,274	168	447	4
	女	711	20	6	1

※ 全職員平均…… 年 齢=41 歳 05 月 勤続年数=17 年 10 月  
給 料=308,497 円 給 与=387,347 円

### 3 行政職給料等

#### (1) 初任給

(R2. 4. 1)

内容	区分	大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒
給 料 月 額		182,200 円	163,100 円	150,600 円

#### (2) 職制別給料等

(R2. 4. 1)

区 分	部 長 級	次 長 級	課 長 級	課長補佐級	係 長 級	主 任 級	一 般 職
平均給料	477,473 円	432,053 円	402,728 円	386,659 円	367,990 円	366,904 円	270,717 円
平均年齢	56 歳 01 月	56 歳 00 月	52 歳 04 月	51 歳 00 月	48 歳 08 月	47 歳 09 月	37 歳 03 月
平均勤続年数	33 年 04 月	34 年 01 月	28 年 09 月	28 年 01 月	25 年 03 月	25 年 01 月	14 年 01 月
職 員 数	41 人	30 人	126 人	28 人	296 人	169 人	1,295 人

※行政職給料表適用者（消防職を除く）

### 4 期末・勤勉手当

(R2. 4. 1)

区 分	合 計	6 月	12 月
計 (月分)	4.50	2.250	2.250
期 末 手 当 (月分)	2.60	1.300	1.300
勤 勉 手 当 (月分)	1.90	0.950	0.950

### 5 管理職手当

職名	区分	職務の級	手当額	職名	区分	職務の級	手当額	職名	区分	職務の級	手当額
部長	一 種	9 級	104,200 円	次長	三 種	7 級	70,800 円	主幹	五 種	6 級	55,500 円
		8 級				5 級				39,700 円	
政策監 理事	二 種	9 級	84,600 円	課長 特定主幹	四 種	6 級	62,300 円				
		8 級									

### 6 ラスパイレス指数

年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R 元年
ラスパイレス指数	98.7	98.6	98.8	98.9	99.7	98.9

## 7 退職手当

区 分	自己都合退職(月分)	定年退職(月分)
最 高 限 度	47. 709000	47. 709000
勤 続 2 0 年	19. 669500	24. 586875
勤 続 3 0 年	34. 735500	40. 803750
勤 続 3 5 年	39. 757500	47. 709000

## 8 特別職の報酬

(R2. 4. 1) (単位: 円)

職 種	現行の報酬額 (H23. 5. 1)	職 種	現行の報酬額 (H23. 5. 1)		
市 長	月 978,000	民 生 委 員 推 薦 会 の 委 員	日 7,850		
副 市 長	月 840,000	固 定 資 産 評 価 員	月 93,400		
上 下 水 道 事 業 管 理 者	月 683,000	土 地 区 画 整 理 審 議 会 の 委 員	日 7,850		
教 育 長	月 683,000	土 地 区 画 整 理 法 の 規 定 に 基 づ く 評 価 員	日 7,850		
常 勤 監 査 委 員	月 585,000	防 災 会 議 の 委 員 ・ 専 門 委 員	日 7,850		
議 長	月 737,000	交 通 安 全 対 策 会 議	委 員 ・ 特 別 委 員	日 7,850	
副 議 長	月 673,000		幹 事	日 6,700	
議 会 議 員	月 619,000	介 護 認 定 審 査 会	会 長	日 18,700	
教 育 委 員 会 の 委 員	月 102,000		委 員	日 17,700	
選 挙 管 理 委 員 会	委 員 長	月 71,600	障 害 支 援 区 分 認 定 審 査 会	会 長	日 18,700
	委 員	月 55,400		委 員	日 17,700
	臨 時 補 充 員	日 7,850	国 民 保 護 協 議 会	委 員 ・ 専 門 委 員	日 7,850
公 平 委 員 会	委 員 長	月 61,700		幹 事	日 6,700
	委 員	月 49,900	消 防 賞 じ ゅ つ 審 査 委 員 会 の 委 員	日 7,850	
監 査 委 員	識 見 者 選 任	月 113,000	この表に掲げる附属機 関以外の附属機関	会 長 ・ 委 員 長	日 8,700
	議 会	月 85,000		上 記 以 外	日 7,850
農 業 委 員 会	会 長	月 62,100 年 市 長 が 定 め る 額 (H29. 7. 20)	選 挙 長	日 10,600 (H19. 3. 31)	
		投 票 所 の 投 票 管 理 者	日 12,600 (H19. 3. 31)		
	委 員	月 47,200 年 市 長 が 定 め る 額 (H29. 7. 20)	期 日 前 投 票 所 の 投 票 管 理 者	日 11,100 (H19. 3. 31)	
		開 票 管 理 者	日 10,600 (H19. 3. 31)		
	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	月 37,500 年 市 長 が 定 め る 額 (H29. 7. 20)	投 票 所 の 投 票 立 会 人	日 10,700 (H19. 3. 31)	
期 日 前 投 票 所 の 投 票 立 会 人			日 9,500 (H19. 3. 31)		
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会	委 員 長	日 10,800	開 票 立 会 人	日 8,800 (H19. 3. 31)	
	委 員	日 10,000	選 挙 立 会 人	日 8,800 (H19. 3. 31)	
社 会 教 育 委 員	日 7,850				

※ ( )内は報酬等の額の適用年月日

※ 長崎市附属機関に関する条例に規定する附属機関を除く

## 9 給与等の公表

本市においては、昭和 57 年 7 月 1 日発行の「広報ながさき」(全世帯配布)により第 1 回の公表を行って以来、毎年給与等の公表を行っている。

また、平成 17 年度からは、本市の採用状況や勤務条件等を含む人事行政の運営状況を広報ながさき 12 月号に掲載して公表を行い、併せて市ホームページ等でも公表を行っている。

10 旅 費 額

(H19.4.1から適用)

職 名 等	鉄 道 賃	船 賃	車 賃 (1kmにつき)	日 当 (1日につき)	宿 泊 料 (1夜につき)
市 副 市長	旅客運賃、急行料金、特別車両料金及び座席指定料金 ※ 特別車両料金は、当分の間、市長及び副市長のみ	(1) 上級 (2) 等級がない場合 実 費	円	円 3,300	円 16,500
部 長 級 次 長 級 課 長 補 佐 級		(1) 3階級の場合 中 級 (2) 2階級の場合 下 級 (3) 等級がない場合 実 費	37	2,600	13,100
係 主 係 長 任 級 係 員				2,200	10,900

# 職 員 研 修

本市では、「自ら考え、自ら発信し、自ら行動する職員の育成」を目的とし、自己啓発、職場研修、職員研修、派遣研修の4つの柱を立て、それぞれの研修内容の充実を図っている。

具体的には、自主研究グループの活動助成、資格取得に対する助成、語学講座の開催等、職員の自主学習を積極的に支援し、「自己啓発」意欲の向上を図るとともに、職員の職務遂行能力の向上と組織の活性化に効果的な「職場研修」の推進に努めることとしている。

また、「職員研修」では、一般職員から管理監督職員に至る各階層での必須の研修である階層別基本研修や、職員の事務能力の向上等に力点を置いた専門実務研修・特別研修を実施している。

さらに「派遣研修」では、幅広い視野と新しい発想を持った意欲的な職員の育成とともに、各種研修機関への派遣による専門知識・技能の習得及び庁内講師の養成を図っている。

## 1 令和2年度職員研修計画

### (1) 自己啓発

職員が市政に係る研究や能力開発等を目的として自主的に行う研修について、次のとおり助成する。

#### ア 自主研究グループへの助成

複数の職員が組織的・計画的・継続的に行う集団的な調査・研究を対象とする。研究活動に必要な経費の補助、講師等の紹介、参考図書等の貸出しなどを行う。

#### イ 資格取得に対する助成

自己啓発の意欲を喚起するとともに、職務遂行能力の向上を図ることを目的として、職務の遂行に寄与すると認められる資格を取得した職員に対し、資格試験の検定料及び資格取得に係る講座の受講料のそれぞれ2分の1に相当する額を助成する。

### (2) 職場研修

各職場が実施する職場研修及び実務セミナー派遣などに関し、経費の負担、講師の紹介、研修機材等の貸し出しなどを行う。

### (3) 職員研修

#### ア 階層別基本研修

採用後10年間で、市民の声をしっかりと聴き、そこで生じている課題等を政策に反映できる力を高めていくために必要な、コミュニケーション力などの対話力や、企画力・政策立案能力を向上させる研修や、職位ごとの役割に応じた研修などを計画的に実施する。

	研 修 名	対 象 者	回 数
一 般 職 員 研 修	新規採用職員研修	新規採用職員	8
	採用2年次研修	採用後2年目の職員	2
	採用3年次研修	採用後3年目の職員	1
	採用4年次研修	採用後4年目の職員	1
	採用5年次研修	採用後5年目の職員	1



研 修 名		対 象 者	回 数
一 般 職 員 研 修	採 用 6 年 次 研 修	採 用 後 6 年 目 の 職 員	1
	採 用 7 年 次 研 修	採 用 後 7 年 目 の 職 員	1
	採 用 8 年 次 研 修	採 用 後 8 年 目 の 職 員	1
	採 用 9 年 次 研 修	採 用 後 9 年 目 の 職 員	1
	採 用 10 年 次 研 修	採 用 後 10 年 目 の 職 員	1
	採 用 15 年 次 研 修	採 用 後 15 年 目 の 職 員	1
	新 任 主 任 研 修	令 和 2 年 度 主 任 昇 任 者	1
職 員 研 修 管 理 監 督	新 任 係 長 研 修	令 和 2 年 度 係 長 昇 任 者	3
	現 任 係 長 研 修	係 長 と し て 2 年 目 の 職 員	1
	新 任 課 長 ・ 課 長 補 佐 研 修	令 和 2 年 度 課 長 級 ・ 課 長 補 佐 級 昇 任 者	2

イ 専門実務研修・特別研修

職員の職務遂行能力の向上に力点を置いた専門実務研修や、様々な行政課題、時代のニーズに柔軟に対応できる人材の育成を目指した特別研修を実施する。

〔 OA (パソコン) 研修、実務研修 (契約・会計・庶務等)、異業種交流研修、自治体法務研修、女性活躍推進研修、不当要求防止対策研修、ハラスメント防止研修、メンタルヘルス研修等 〕

(4) 派遣研修

高度な専門的能力と幅広い見識を養成することを目的として自治大学校、政策研究大学院大学、市町村職員中央研修所 (市町村アカデミー) 及び全国市町村国際文化研修所 (国際文化アカデミー) 等へ職員を派遣するとともに、先進都市の調査・研究のための職員派遣を実施する。

また、長崎縣市町村振興協会 (長崎縣市町職員研修センター) が主催する専門研修等に職員を派遣する。

2 令和元年度職員研修総括表 (実績)

研 修 名		対象者	回数	延人数
自 己 啓 発		全 職 員		188
職 場 研 修	職 場 内 研 修	全 職 員	23	606
	実 務 セ ミ ナ ー 等 派 遣	全 職 員	49	49
職 員 研 修	一 般 職 員 研 修	一 般 職 員	22	1,956
	管 理 監 督 職 員 研 修	管 理 監 督 職 員	8	335
	専 門 実 務 研 修	全 職 員	28	2,109
	特 別 研 修	全 職 員	20	1,772
派 遣 研 修		全 職 員	102	307
総 計				7,322

# 市 税

## 1 市税の税率、納期等（令和2年度分）

区分	市		民 税			
	個人（賦課期日：1月1日）		法 人			
	均等割	所得割	均等割	均等割	法人税割	
課税標準及び税率	標準税率 3,500円	標準税率 税率 一律6%	標準税率			制限税率 12.1/100 (令和元年10月1日以降に開始する事業年度分の税率は8.4/100) ・法人税額を課税標準
	<ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災からの復興に関し、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、平成26年度から令和5年度までの10年間500円が加算（県民税の均等割も同様）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額（分離課税に係る分を除く）及び山林所得金額を課税標準</li> </ul>	資本金等の額	市内の 従業者数	税 率 (年額)	
			50億円超	50人超	3,000,000円	
				50人以下	410,000円	
			10億円超	50人超	1,750,000円	
			50億円以下	50人以下	410,000円	
			1億円超	50人超	400,000円	
			10億円以下	50人以下	160,000円	
			1千万円超	50人超	150,000円	
			1億円以下	50人以下	130,000円	
1千万円以下	50人超	120,000円				
	50人以下	50,000円				
	上記以外の法人等	—	50,000円			
		平成27年4月1日以後に開始した事業年度については、「 <u>資本金等の額</u> 」が「 <u>資本金及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額</u> 」を下回る場合は、「 <u>資本金等の額</u> 」は「 <u>資本金及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額</u> 」が均等割の税率区分の算定基礎となる。 (資本金等の額＝無償増資、無償減資等を加減算した調整後の金額)				
納税義務者	<ul style="list-style-type: none"> <li>1月1日現在、市内に住所を有する個人（均等割と所得割）</li> <li>1月1日現在、市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者（均等割のみ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内に事務所又は事業所を有する法人（均等割と法人税割）</li> <li>市内に事務所又は事業所を有しないが、寮等を有する法人（均等割のみ）</li> <li>市内に事務所又は事業所を有する公益法人で、収益事業を行わないもの（均等割のみ）</li> <li>法人課税信託の引受を行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有する者（法人税割のみ）</li> </ul>				
期 申 告	3月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業年度終了の日の翌日から2カ月以内</li> <li>公共法人等で均等割のみを課されるもの4月30日</li> </ul>				
納 期	<ul style="list-style-type: none"> <li>普通徴収 第1期 6月15日～6月30日まで 第2期 8月15日～8月31日まで 第3期 10月15日～11月2日まで 第4期 1月15日～2月1日まで</li> <li>給与所得に係る特別徴収年12月（6月～翌年5月）徴収の月の翌月の10日まで</li> <li>公的年金等所得に係る特別徴収年6月（偶数月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申告納付</li> </ul>				
備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>県民税を併課 均等割 2,000円（ながさき森林環境税500円を含む） 所得割 標準税率 税率 一律4%</li> </ul>					

区分	固定資産税 (賦課期日：1月1日)			都市計画税 (賦課期日：1月1日)	軽自動車税		市たばこ税
	土地	家屋	償却資産		種別割 (賦課期日：4月1日)	環境性能割	
課税標準及び税率	・標準税率		・賦課期日における価格	・制限税率 ・市街化区域内の固定資産(土地、家屋)の課税標準	・標準税率 【別紙】のとおり	・標準税率 【別紙】のとおり	・一定税率 ・小売業者への売渡本数1,000本につき5,692円(令和2年10月1日から1,000本につき6,122円)
	・基準年度の価格又は基準年度の価格に比準する価格						
納税義務者	・当該固定資産の所有者			・当該固定資産の所有者	・当該軽自動車等の所有者	・当該軽自動車等の取得者	・製造たばこの製造者 ・特定販売業者 ・卸売販売業者
申告期限			1月31日		・取得・変更申告 申告事由発生日から15日以内 ・廃車申告 申告事由発生日から30日以内	・車両番号の指定を受けるとき ・申告事由発生日から15日以内	当該売渡月分を翌月末日
納期	・普通徴収 第1期 5月15日～6月1日まで 第2期 7月15日～7月31日まで 第3期 12月15日～12月25日まで 第4期 2月15日～3月1日まで			同 左	・普通徴収 5月15日～6月1日まで	・申告納付	・申告納付
備考	免税点 30万円	免税点 20万円	免税点 150万円		令和元年10月1日～ 軽自動車税から種別割に名称変更	令和元年10月1日～ 環境性能割新設	

区分	特別土地保有税	入湯税	事業所税				
課税標準及び税率	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定税率</li> <li>土地の取得価額又は修正取得額               <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>保有</td> <td style="text-align: right;">1.4/100</td> </tr> <tr> <td>取得</td> <td style="text-align: right;">3/100</td> </tr> </table> </li> </ul>	保有	1.4/100	取得	3/100	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定税率</li> <li>一人一日につき 150 円 ただし、日帰り入湯客は、一人一日につき 30 円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定税率</li> <li>資産割 事業所床面積 1 m<sup>2</sup>につき 600 円</li> <li>従業者割 従業者給与総額の 0.25/100</li> </ul>
保有	1.4/100						
取得	3/100						
納税義務者	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地の所有者又は取得者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入湯客 ただし、鉱泉浴場経営者が特別徴収</li> </ul> <p>(課税免除対象者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年齢 12 歳未満の者</li> <li>市内に居住する年齢 65 歳以上の者</li> <li>市内に居住する身体等に障害を有する者</li> <li>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 11 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた者</li> <li>修学旅行者</li> <li>共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者</li> <li>災害の被災者のうち市長が必要と認めるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所等（事務所、店舗、工場など）において事業を行う者</li> </ul> <p>(免税点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業年度末日において市内の全事業所等の合計床面積が 1,000 m<sup>2</sup>以下（資産割）</li> <li>事業年度末日において市内の事業所等に勤務する従業者数 100 人以下（従業者割）</li> </ul>				
申告期限	<ul style="list-style-type: none"> <li>保有 5 月 31 日</li> <li>取得               <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">8 月 31 日 〔7 月 1 日前 1 年〕 以内の取得者</td> <td rowspan="2" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> </tr> <tr> <td>2 月末日 〔1 月 1 日前 1 年〕 以内の取得者</td> </tr> </table> </li> </ul>	8 月 31 日 〔7 月 1 日前 1 年〕 以内の取得者	}	2 月末日 〔1 月 1 日前 1 年〕 以内の取得者	<ul style="list-style-type: none"> <li>当月徴収分を翌月 15 日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人 その年の翌年の 3 月 15 日</li> <li>法人 事業年度終了の日から 2 カ月以内</li> </ul>	
8 月 31 日 〔7 月 1 日前 1 年〕 以内の取得者	}						
		2 月末日 〔1 月 1 日前 1 年〕 以内の取得者					
納期	<ul style="list-style-type: none"> <li>申告納付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申告納入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申告納付</li> </ul>				
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 15 年度から新規課税停止</li> </ul>						

【別紙】  
【種別割】  
・標準税率

車種			税率		
原動機付自転車	50cc以下		2,000円		
	90cc以下		2,000円		
	125cc以下		2,400円		
	三輪以上で50cc以下(ミニカー)		3,700円		
軽自動車	二輪		3,600円		
	三輪		旧税率	3,100円	
			新税率	3,900円	
			重課税率	4,600円	
	四輪以上	乗用	営業用	旧税率	5,500円
				新税率	6,900円
				重課税率	8,200円
		自家用	旧税率	7,200円	
			新税率	10,800円	
			重課税率	12,900円	
	四輪以上	貨物	営業用	旧税率	3,000円
				新税率	3,800円
				重課税率	4,500円
		自家用	旧税率	4,000円	
新税率			5,000円		
重課税率			6,000円		
小型特殊自動車	農耕作業用		2,400円		
	その他		5,900円		
二輪の小型自動車			6,000円		

初度検査年月が平成27年3月以前の(平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた)車両は、重課税率の適用となるまで、旧税率を適用

○軽課

(適用期間)

平成31年4月1日～令和2年3月31日

(適用内容)

初度検査年月が適用期間内の(適用期間中に初めて車両番号の指定を受ける)課税対象車(三輪以上の軽自動車)を取得する場合に限り、燃費基準等に応じて当該年度の翌年度(令和2年度)分について特例措置を適用。

○重課

(適用内容)

初度検査年月が平成19年3月以前の(初めて車両番号の指定を受けてから13年を超えた)三輪以上の軽自動車について新税率の概ね20%を重課

※電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、ガソリンと電気の併用軽自動車及び被けん引車を除く

【環境性能割】

・税率

区分			税率	
			自家用	営業用
電気自動車・天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制10%以上低減)			非課税	非課税
ガソリン車・ハイブリッド車	乗用	令和2年度燃費基準+10%達成	非課税	非課税
	貨物	平成27年度燃費基準+20%達成		
	乗用	令和2年度燃費基準達成	1%	0.5%
	貨物	平成27年度燃費基準+15%達成		
上記以外			2%	1%

(注)ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成30年排出ガス規制50%低減又は平成17年排出ガス規制75%低減達成車(★★★★)に限る。

○臨時的軽減

(適用期間)

令和元年10月1日～令和3年3月31日

(適用内容)

適用期間内に自家用の乗用車を購入する場合、税率1%が軽減される。

## 2 市税税目別決算及び市民負担の状況

税 目	年 度	H 30 年 度			R 元 年 度		
		決算額	収入率	対前年 度伸率	決算見込額	収入率	対前年 度伸率
合 計		千円 54,738,379	% 97.5	% △1.1	千円 55,383,112	% 97.5	% 1.2
普 通 税		49,212,928	97.4	△0.9	49,790,694	97.5	1.2
市 民 税		25,389,211	97.8	△1.0	25,733,052	97.9	1.4
個 人		19,987,173	97.6	0.2	19,860,861	97.6	△0.6
法 人		5,402,038	98.5	△5.6	5,872,191	98.8	8.7
固 定 資 産 税		20,188,057	96.8	△0.7	20,406,410	96.8	1.1
軽 自 動 車 税		904,711	94.8	3.5	934,015	94.7	3.2
環 境 性 能 割		—	—	—	7,007	100.0	—
種 別 割		904,711	94.8	3.5	927,008	94.7	2.5
市 た ば こ 税		2,730,949	100.0	△3.0	2,717,217	100.0	△0.5
特 別 土 地 保 有 税		0	0.0	△100.0	0	0.0	0.0
目 的 税		5,525,451	97.9	△2.4	5,592,418	97.8	1.2
入 湯 税		32,041	100.0	14.2	34,399	100.0	7.4
事 業 所 税		1,733,185	99.9	△6.3	1,752,226	99.5	1.1
都 市 計 画 税		3,760,225	97.0	△0.5	3,805,793	97.0	1.2

市 税 負 担 額	1 人 当 た り	130,641 円	133,826 円
	1 世 帯 当 た り	263,871 円	268,026 円

### 3 納税義務者の推移

(単位：人)

税 目		年 度		H27	H28	H29	H30	R元
市 民 税	個 人 徴 収	普 通	均 等 割 の み	10,541	10,358	10,451	10,763	10,867
			所 得 割 の み					
			均 等 割 及 び 所 得 割	64,727	63,610	63,082	62,722	61,451
			計	75,268	73,968	73,533	73,485	72,318
	小 人 徴 収	特 別	均 等 割 の み	4,836	4,935	5,005	5,009	4,855
			所 得 割 の み					
			均 等 割 及 び 所 得 割	112,949	116,329	118,384	118,960	119,362
			計	117,785	121,264	123,389	123,969	124,217
		小 計	193,053	195,232	196,922	197,454	196,535	
		法 人	9,991	10,124	10,173	10,258	10,249	
固 定 資 産 税		土 地 及 び 家 屋	164,306	164,732	165,251	165,216	165,363	
		償 却 資 産	4,163	4,290	4,411	4,466	4,514	
		小 計	168,469	169,022	169,662	169,682	169,877	
軽 自 動 車 税 ( 種 別 割 )			114,223	113,881	112,918	112,043	111,065	
合 計			485,736	488,259	489,675	489,437	487,726	
対 前 年	増 加 数		687	2,523	1,416	△238	△1,711	
	伸 率 ( % )		0.1	0.5	0.3	△0.0	△0.3	

# 市 有 財 産

## 1 市有財産の概況

(R2. 3.31)

区 分		数 量	評 価 額	
公 有 財 産	土 地	公 用 財 産 224,589 <sup>(m<sup>2</sup>)</sup>	(千円) 6,690,419	
		公 共 用 財 産 11,248,504	209,679,166	
		普 通 財 産 22,815,654	28,662,766	
	建 物	公 用 財 産 88,205	17,238,666	
		公 共 用 財 産 1,747,122	252,660,747	
		普 通 財 産 112,513	5,348,222	
	無 体 財 産 権		42 件	
	有 価 証 券	株 券	7	84,262 (決算年度末現在高)
	出 資 に よ る 権 利		37	2,312,631 (決算年度末現在高)
物 品		4,230	11,689,727 (決算年度末現在高)	
債 権		24	18,235,043 (決算年度末現在高)	
基 金		39	56,533,230 (決算年度末現在高)	
合 計		—	609,134,879	



## 2 市 庁 舎

区 分	本 館 (議事堂を含む)	別 館
工 期	S32. 7.12~S34. 4. 1 増築 ┌ S48. 8.31~S49. 3.25 ├ S54.11.12~S55. 3.31 ├ S59. 6. 1~S59. 9.14 ├ H4.12.24~ H5. 3.15 └ H16. 7.28~H16.12.10	S39.10. 1~S41. 4. 1
敷 地 面 積	6,820.91m <sup>2</sup>	3,217.76m <sup>2</sup>
建 物 構 造	本 館 鉄筋コンクリート造 地下2階・地上5階 議事堂 鉄筋コンクリート造 地上4階 増築棟 鉄骨造地上3階	鉄筋コンクリート造 地下2階・地上4階
建 築 面 積	本 館 2,858.09m <sup>2</sup> 議事堂 596.69m <sup>2</sup> 増築棟 225.88m <sup>2</sup>	1,862.15m <sup>2</sup>
建 築 延 面 積	本 館 11,397.64m <sup>2</sup> 付属家 (車庫等) 168.22m <sup>2</sup> 議事堂 1,098.05m <sup>2</sup> 増築棟 2,004.82m <sup>2</sup> 671.16m <sup>2</sup>	付属家 (倉庫) 7,022.68m <sup>2</sup> 36.40m <sup>2</sup>
軒 高	本 館 28.75m	17.13m
最 高 部 高	本 館 35.80m 議事堂 16.50m	22.68m
市庁舎西側広場	983.61m <sup>2</sup>	
建 設 費	526,365 千円 内増築 ┌ 100,315 千円 ├ 65,700 千円 ├ 23,450 千円 └ 8,858 千円 本 館 338,858 千円 議事堂 70,000 千円 増築棟 117,507 千円	329,410 千円
主 体	290,418 千円 内増築 ┌ 71,335 千円 ├ 43,300 千円 ├ 16,500 千円 ├ 6,180 千円 └ 69,669 千円	179,940 千円
附 帯	118,440 千円 内増築 ┌ 28,980 千円 ├ 22,400 千円 ├ 6,950 千円 ├ 2,678 千円 └ 47,838 千円	149,470 千円
財 源	起 債 302,507 千円 市 債 223,858 千円	国 補 6,200 千円 起 債 170,000 千円 市 債 153,210 千円 (国補は、庁舎内に保健所を含めたため)

区 分	商工会館別館	交通会館別館
建 物 構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造地下 2 階、地上 9 階建の内、4・5 階部分 1,662.26m <sup>2</sup>	鉄骨鉄筋コンクリート造地下 1 階、地上 7 階建の内、6 階部分 1,524.28m <sup>2</sup>
取 得 年 月 日	S55.12.6	S55.12.20
取 得 価 格	415,394 千円	70,000 千円
区 分	長崎市職員会館	金屋町別館
建 物 構 造	鉄筋コンクリート造地下 1 階、地上 5 階 832.46m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート造地下 1 階、地上 6 階 1,074.37 m <sup>2</sup>
敷 地 面 積	179.73m <sup>2</sup>	278.14 m <sup>2</sup>
取 得 年 月 日	S61.3.25	H19.7.9
取 得 価 格	寄附	寄附
区 分	桜町第 2 別館	
建 物 構 造	鉄筋コンクリート造地下 1 階、地上 6 階 1,077.54m <sup>2</sup>	
敷 地 面 積	215.44m <sup>2</sup>	
取 得 年 月 日	H23.4.1	
取 得 価 格	寄附	

### 3 財 産 区

(1) 財産区数 86 (うち管理会設置数 60)

(2) 財産区の財産概要

(R2. 4. 1)

計	土					地			建 物
	宅 地	山 林	原 野	保安林	畑	雑種地	ため池	墓 地	
398 筆	70 筆	10 筆	8 筆	9 筆	4 筆	10 筆	33 筆	254 筆	10 件
424,601.26m <sup>2</sup>	7,967.70m <sup>2</sup>	35,229.71m <sup>2</sup>	56,771.30m <sup>2</sup>	154,320.00m <sup>2</sup>	329.00m <sup>2</sup>	6,599.63m <sup>2</sup>	2,584.10m <sup>2</sup>	160,799.82m <sup>2</sup>	1,237.34 m <sup>2</sup>

### 4 長崎市営墓地

(R2. 4. 1)

名 称	位 置	地 積	区 画 数
大 浦 国 際 墓 地	川上町	3,036.00 m <sup>2</sup>	212
坂 本 国 際 墓 地	坂本 1 丁目及び目覚町	8,107.00	479
浦 上 墓 地	上銭座町	2,905.00	201
昭 和 墓 地	花丘町	2,279.00	191
家 野 墓 地	家野町	8,411.75	456
住 吉 墓 地	泉 1 丁目及び泉 2 丁目	5,251.10	369
香 焼 中 央 墓 地	香焼町	4,285.00	229
合 計		34,274.85	2,137

# 公共施設マネジメントの推進

長崎市は、これまで人口の増加や経済発展にあわせて（特に 1980 年代から 90 年代にかけて）、多くの公共施設を建設してきた。現在、これらの公共施設は建築後 30 年以上を経過した建物が全体の 6 割を超え、老朽化が進行し、これから一斉に建替えや大規模改修の時期を迎える。

一方、今後、人口減少や少子高齢化がますます進むなかで、公共施設を利用する人々の数や年齢構成が変化してきており、公共施設に求められる役割も多様化している。

このため長崎市では、「人口が減っても、暮らしやすいまち」であり続けるよう、今後とも、必要となる行政サービスを維持していくため、時代の変化に対応できる公共施設へと見直すことを目的として、「公共施設マネジメント」に取り組んでいる。身の丈に合った公共施設への転換を進めることで、持続可能な行財政運営を図るとともに、施設の計画的な予防保全や長寿命化を行うことで、安全性や機能性の向上を図る。

## 1 公共施設マネジメントのこれまでの主な取り組み

年度	取組内容	
H28	長崎市PPP手法の優先的検討方針の策定	公共施設等の整備や運営に当たり、従来型手法（市の直営実施）に優先して、PPP手法を検討するための方針
H29 ～ R元	地区別計画策定に係る市民対話の開催 H29年度：3地区4箇所 H30年度：4地区5箇所 R元年度：4地区4箇所	公共施設マネジメントの実施計画となる「地区別計画」の策定に向け、マネジメントの必要性についての市民理解を深めるとともに、将来に向けた公共施設のあり方について、住民と行政がともに考える場
	長崎市公共施設マネジメント地区別計画（案）の策定 H30年度：3地区 R元年度：6地区	適正配置基準（案）の基本的な市の考え方をもとに、地域の事情を考慮した公共施設マネジメントの実施計画
	長崎市公共施設の適正配置基準（案）の策定（H30年度）	行政サービスのあり方と行政サービスを提供する施設の配置の数や場所などを示す、施設の将来の方向性に関する長崎市の基本的な考え方

## 2 公共施設マネジメントの今後の取り組み

### (1) 「地区別計画」の策定

地区住民との対話を通じ、施設の集約化や複合化など、地区ごとに公共施設の適正配置について定める「地区別計画」を策定し、各地区の実情を考慮した施設の適正配置や効率的な管理運営を行う。地区は市民に身近な日常生活圏域を基礎として 17 地区に設定。

### (2) 市民への周知・啓発活動

市民と十分な合意形成を図るため、公共施設マネジメントに関する情報発信を積極的に行い、周知・啓発に取り組む。

### (3) 低未利用資産の利活用

市有財産（土地・建物）を自治体運営の経営資源と捉え、行政目的での利活用がない市有財産（土地・建物）については、サウンディング型市場調査や公募型プロポーザル方式等の手法を取り入れ、売却等の利活用を図る。

# 契 約

建設工事、建設工事に係る業務委託及び物品調達等において、入札・契約事務の競争性や透明性の向上及び効率化を図るため、電子調達システムを導入し、原則として制限付一般競争入札で執行している。

## 1 有資格業者数（令和2年5月1日現在）

### (1) 建設工事

区分	市内	認定市内	準市内	市外	計
令和2年度	623	3	70	579	1,275
令和元年度	657	-	66	585	1,308
増減	△34	3	4	△6	△33

### (2) 建設工事に係る業務委託

区分	市内	認定市内	準市内	市外	計
令和2年度	83	1	71	322	477
令和元年度	92	-	72	324	488
増減	△9	1	△1	△2	△11

### (3) 物品調達等

区分	市内	認定市内	準市内	市外	計
令和2年度	1,120	19	264	924	2,327
令和元年度	1,151	-	259	916	2,326
増減	△31	19	5	8	1

※ 令和元年11月から地域区分に認定市内を追加

## 2 制限付一般競争入札における契約締結件数及び請負金額

区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度
建設工事	件 数	644件	576件	608件
	請負金額	18,950,460,367円	23,911,581,580円	38,762,339,212円
建設工事に係る 業務委託	件 数	132件	152件	164件
	請負金額	986,990,522円	1,730,014,762円	1,613,352,575円
物品調達等 ※1	件 数	875件	768件	778件
	請負金額	6,440,407,443円	7,129,858,810円	14,582,919,447円

※1 物品調達等は、業務委託(建設工事に係るものを除く)・物品購入・物品借入を指すものであり、契約検査課入札分のみの実績である。

# 国民年金

国民年金制度は、昭和 34 年に発足以来今日まで制度の改正、内容の充実が図られ高齢化社会における老後の生活安定の大きな柱となっている。とりわけ、昭和 61 年 4 月からは、公的年金制度を長期にわたり健全で安定的に運営していくため、基礎年金の導入と給付水準の適正化、女性の年金権の確保及び障害年金の改善が図られた。平成 3 年 4 月からは、20 歳以上の学生も強制加入となり、日本国内に住所のある 20 歳以上 60 歳未満の人全てが原則として加入する制度となった。

また、平成 12 年 4 月に地方分権一括法が施行されたことに伴い、機関委任事務から法定受託事務へと区分され、平成 14 年 4 月には収納事務が国の直接事務となった。さらに、平成 22 年 1 月に社会保険庁が廃止され、日本年金機構が発足している。

## 1 拠出年金

### (1) 加入状況

(令和 2 年 3 月末日現在)

種類別		男女		計	免除	種類別	人	免除率 %	
		男	女						
被保険者	第 1 号	強 制	人	人	免 除	法定	6,713	14.0	
		任 意	24,614	23,227		47,841	申請 (全額)	8,427	17.6
		小 計	232	394		626	申請 (3/4)	939	2.0
	第 3 号	24,846	23,621	48,467		申請 (半額)	525	1.1	
		355	23,810	24,165		申請 (1/4)	270	0.6	
合 計	25,201	47,431	72,632	学生特例	6,383	13.3			
					若年猶予	1,817	3.8		
					合 計	25,074	52.4		

### (2) 給付状況

(令和 2 年 3 月末日現在)

区分	種類						
	受給権者						計
	老 齢	通算老齢	障害 (基礎)	母子・準母子	遺児	寡 婦	
(老齢基礎)		(遺族基礎)					
	人	人	人	人	人	人	人
旧法	2,529	1,599	163	1	0	47	4,339
新法	123,255	—	8,493	736		0	132,484
計	125,784	1,599	8,656	737		47	136,823

## 2 福祉年金

(令和 2 年 3 月末日現在)

	老齢福祉
受 給 権 者 数	2 人

### 3 制度の概要

平成9年 1月	基礎年金番号の導入
平成12年 4月	学生納付特例制度の実施
平成14年 4月	収納事務の国への移管
	第3号被保険者の届出の事業主経由への変更
平成17年 4月	若年者納付猶予制度の創設
	第3号被保険者の過去の未届け期間の救済など
平成18年 7月	多段階保険料免除制度の導入
平成26年 4月	未支給年金の請求範囲の拡大
平成28年 7月	納付猶予制度の対象年齢拡大
平成29年 8月	老齢年金受給資格期間の短縮
平成30年 3月	個人番号による年金関連の届出開始
平成31年 4月	産前産後期間の保険料免除制度開始
令和元年 10月	年金生活者支援給付金制度開始

# 戸 籍 ・ 住 民

戸籍は、出生から死亡に至るまでの親族関係を登録公証するもので、日本国民について編製され、日本国籍を公証する唯一の制度である。

また、住民基本台帳は、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録など住民に関する事務処理の基礎となる制度であり、平成24年7月からは、外国人住民も住民基本台帳制度の対象となった。

いずれの制度も市民の様々なライフイベントに密接に関係しており、窓口においては、出生・婚姻・死亡・転入・転居・転出等の各種届出の受付や、戸籍謄抄本・住民票の写し・印鑑登録証明書等各種証明書やマイナンバーカードの交付などを行っている。このように市民の利用度が高いことから、電算化により事務の能率化及び迅速化を図り、市民サービスコーナーを設置し土日祝日においても各種証明書の交付を行ってきた。平成28年1月25日からはマイナンバーカードを活用したコンビニ交付サービスを開始し、住民の利便性向上を図っている。

## 1 住民基本台帳及び戸籍等の状況 (令和2年3月末日現在)

住民基本台帳				戸 籍		印鑑登録数 (人)
世帯数 (世帯)	人 口 (人)			本籍数 (戸籍)	本籍人口 (人)	
	総 数	男	女			
206,633	413,845	191,217	222,628	216,002	508,716	268,336

## 2 外国人住民の状況 (令和2年3月末日現在) (単位：人)

住民基本台帳			国 籍 別 人 口						
計	男	女	中 国	ベトナム	韓国・朝鮮	フィリピン	ネパール	インドネシア	その他
3,409	1,786	1,623	1,067	544	353	337	231	87	790

## 3 令和元年度届出処理件数 (単位：件)

戸籍									合計
出 生	認 知	養子縁組	養子離縁	婚 姻	離 婚	死 亡	入 籍	分 籍	
4,163	65	393	103	4,900	1,061	6,686	945	99	
戸籍				住民記録					
転 籍	訂正・更生	その他	小 計	転 入	転 出	転 居	その他	小 計	145,910
1,975	179	788	21,357	10,003	11,856	11,868	4,287	38,014	
戸籍附票			印鑑登録						
記 載	消 除	小 計	登録申請	紛失・廃止	小 計				
54,094	17,857	71,951	11,082	3,506	14,588				

#### 4 令和元年度証明等交付件数

(単位：件)

戸籍関係	住民票関係	印鑑関係	諸証明関係	合計
174,482	253,226	109,686	6,014	543,408

#### 5 マイナンバーカードの申請・交付状況

(令和2年5月末日現在)

申請件数	交付件数
89,662件 (21.7%) ※	71,966件 (17.4%) ※

(※：R2.5月末日現在長崎市人口413,584人に対する割合)

#### 6 窓口事務の改善概要

昭和60年11月	住民記録漢字オンラインシステム導入 住民異動届等業務の即時処理が可能となり、住民票の発行が本庁・支所いずれの場所でも可能になった。
平成3年11月5日	外国人登録事務の電算オンライン化
平成4年6月1日	印鑑登録事務の電算オンライン化 より迅速な証明書の発行が可能となった。
平成10年7月18日	戸籍事務の電算オンライン化 届出の受付から証明の発行まで全てコンピュータで行い、市民サービスの向上と事務の効率化を図った。
平成10年9月19日	市民サービスコーナー（消費者センター内、西浦上支所内）開設
平成15年4月1日	市民サービスコーナー（三重地区市民センター内）開設
平成18年1月4日	市民サービスコーナー（村松事務所内）開設 土日祝日において、各種証明書が交付できるようにした。
平成24年5月14日	新住民記録系システム稼働
平成25年1月7日	市民課窓口の改修 窓口の拡大に伴いライフイベントに付随する手続きの拡充を図った。
平成27年1月5日	市民課窓口事務の一部を民間事業者へ委託
平成28年1月25日	マイナンバーカードを利用した、証明書コンビニ交付サービス開始
平成28年10月1日	本人通知制度の導入
平成29年10月1日	行政サテライト機能再編成により、市民課及び支所・行政センターを廃止し、地域センターを設置



# 市 民 相 談

## 1 市民相談

市民から寄せられる市政に対する様々な苦情、要望あるいは市民生活から生じる個人的な心配ごとや紛争などについての相談に応じ、住みよい豊かな町づくりをめざして昭和 37 年 1 月から市民相談室において、市民相談業務を開設した。昭和 56 年 4 月の機構改革により市民相談室を広聴相談室に、昭和 59 年 7 月に市民相談室に改称したが、平成 3 年 8 月に市民生活課に統合され、平成 9 年 4 月に自治振興課に改称し、さらに平成 20 年 4 月に安全安心課に組織改正され、平成 30 年 4 月に自治振興課に統合された。

相 談 項 目	担 当	令和元年度相談件数
市 政 相 談	市相談員	0 件
一 般 相 談	市相談員	3,683 件
法 律 相 談	長崎県弁護士会	646 件
国 税 相 談	九州北部税理士会長崎支部	77 件
登 記 相 談	長崎県司法書士会、長崎県土地家屋調査士会	165 件
不 動 産 相 談	長崎県宅地建物取引業協会	126 件
住宅リフォーム事前相談	長崎市住宅相談連絡協議会	5 件
マンション管理相談	長崎県マンション管理士会	16 件
合 計		4,718 件

## 2 交通事故相談

交通事故被害者の救済対策の一環として、昭和 47 年 4 月に交通事故相談所を設置し、損害賠償問題等についての交通事故相談に応じている。

相 談 項 目	担 当	令和元年度相談件数
交 通 事 故 全 般	交通事故相談員	60 件
	長崎県弁護士会	6 件
合 計		66 件

# 交通安全対策

## 1 交通安全対策の現況

### (1) 交通指導員

昭和45年5月から小学校区を単位として、交通指導員を配置し、登下校時の児童の保護並びに歩行者や車両運転者への通行の指導等に当たっている。令和2年5月1日現在、配置対象校69校のうち、48校に81人の交通指導員を配置しており、年額31,100円の報酬と制服や帽子、腕章等を支給している。

### (2) 交通安全指導普及員

交通安全思想の普及高揚を図るため、3名の交通安全指導普及員により、市内の幼稚園・保育所等において、園児やその保護者を対象に交通安全教室を開催している。参加・体験型学習を重視し、横断歩道の渡り方や信号機の見方などの交通安全教育を、令和元年度は262回(参加人員10,994人)実施した。

## 2 交通事故発生状況

平成31年、令和元年中の本市内の死者数は9人、人口10万人当たり2.2人となっている(県警交通企画課調)

(※10万人当たり死者数の人口は、令和2年1月1日現在の推計人口で集計)

年 別	発 生	死 者	傷 者
H11	2,662 件	16 人	3,318 人
H12	2,816	16	3,542
H13	2,897	13	3,608
H14	2,912	12	3,629
H15	2,979	14	3,751
H16	2,880	10	3,563
H17	2,885	12	3,555
H18	2,905	15	3,596
H19	2,777	16	3,465
H20	2,582	8	3,216
H21	2,675	21	3,326
H22	2,540	15	3,203
H23	2,522	11	3,067
H24	2,359	11	2,939
H25	2,605	10	3,212
H26	2,300	10	2,857
H27	2,122	10	2,689
H28	1,930	3	2,394
H29	1,757	12	2,170
H30	1,547	10	1,966
H31 (R元)	1,370	9	1,648

# 市 民 協 働

市民自らの意思で地域活動やボランティア活動などを通じて社会に貢献しようとする気運が高まっている。それはまさに『市民力』（市民が自主的・自発的に地域課題の克服に取り組もうとする力）であり、今や地域課題を解決する主体として、各種の活動を行う市民活動団体が活躍している。こういった動きを受けて、本市においては、市民との協働を推進している。

## 1 市民力推進委員会

### (1) 設置目的

市民の自主的、自発的活動である「市民力」の向上について、市民活動に関する知識・経験を有する者及びその関係団体から幅広く意見の聴取を行った「市民力向上検討会議」において提出された報告書（平成 20 年 3 月提出）に基づき、「市民力」の推進や連携強化に向けて、本市が行う各種施策についての助言を行う。

### (2) 担当事務

本市の市民力及び本市と市民との協働の推進に関する重要事項の調査審議及び審査に関すること

### (3) 実績（令和元年度）

計 8 回の会議を開催（うち審査部会 4 回）。

## 2 ちゃんぽんミーティング

### (1) 目的

まちづくりについて、地域で活動している個人又はグループが、市長と意見の交換を行うとともに、参加者同士のネットワーク化を図り、本市の活性化につなげる。

### (2) 開催回数 計 4 回

### (3) 実績（令和元年度） 参加者 30 団体 48 人 個人 11 人 合計 59 人

開催日	テーマ	参加グループ（個人）数
1 7月16日	動物愛護を考えよう！～人と動物が共生できるまちをめざして！	8 団体 14 人、個人 1 人 計 15 人
2 9月24日	バンドマン大集合!! （【出前編】ランタナ）	5 団体 9 人、個人 4 人 計 13 人
3 10月21日	広がれ！子育て支援の輪	9 団体 9 人、個人 6 人 計 15 人
4 11月21日	被爆 75 周年に向けて～私たちにできること	8 団体 16 人 計 16 人

## 3 協働のまち魅力発信事業

### (1) 目的

多様化する市民ニーズや地域課題の解決に向けて、「協働」が特別なものではなく、いつでもどこでもできるという意識の醸成を行うことが重要であり、その有効な活用方法として、幅広い世代に対して情報伝達の効果が高いとされるテレビを活用し、協働の事例や市民活動団体等を分かりやすく市民に広く周知する。

(2) 事業概要

ア 長崎市広報番組「もってこ〜い市民力」

ケーブルテレビの番組「なんでんカフェ」のうち10分間。4/1〜3/31（1本/月）

イ 長崎ケーブルメディアチャンネルガイド掲載

毎月25日発行。配布世帯数50,000世帯（長崎市・長与町・時津町）

(3) 実績（令和元年度 計12回放映）

放映月	テ ー マ	関 係 先
4月	共通言語「マンガ」で相互理解 外国人観光客トラブル防止事業	MODAL 観光推進課
5月	長崎を阿波踊りで元気にする「むりせら連」	むりせら連
	にししろ よかとこみつくー会	地域コミュニティ推進室
6月	市民参加による営農環境の保全事業～茂木びわの収穫体験～	NPO法人ながさきエコネット 農林振興課
7月	エコバッグを染めて型友禅体験～「工文会」	工文会
	西町校区コミュニティ連絡協議会設立総会	地域コミュニティ推進室
8月	出島表門橋公園の賑わい創出に向けた社会実験実施事業	DEJIMA BASE 出島復元整備室
9月	長崎アートフェスティバル	NPO法人長崎市美術振興会
	土井首地区コミュニティ協議会「川の生き物観察会」	地域コミュニティ推進室
10月	スクール・セクハラ防止啓発事業	Moshw～もうセクハラは許さない女たちの会 教育委員会学校教育課
11月	「ランタナ」開設10周年記念事業～ランタナフェスティバル	市民活動センター
	西北校区まちづくり協議会「西北まつり」	地域コミュニティ推進室
12月	大学・商工会との連携による消防団加入促進事業	消防局予防課
1月	ながさき食物アレルギーの会ペンギン	ながさき食物アレルギーの会ペンギン
	坂のまち♥仁田の楽らくとーく～まちあるき編～	地域コミュニティ推進室
2月	開こう、絵本の扉”おひざで絵本”事業	とらねこ文庫 市立図書館
3月	わがまちみらい情報交換会	地域コミュニティ推進室
	ヤングアメリカンズin長崎～YA長崎サポーターズ	YA長崎サポーターズ

## 4 提案型協働事業

### (1) 事業概要

市民活動団体等の発想を活かした事業企画を募集し、市民活動団体等と行政との協働で、地域の多様な課題の解決に取り組む制度。市民活動団体等と事業担当課が、協議・調整を経て企画した事業について2回の審査を行い、翌年度実施する事業を決定する。

### (2) 事業種別

#### ア 市民提案型協働事業

市民活動団体等が地域課題を提示し、その課題を解決する事業企画を自ら提案し、本市と協働して行う事業

#### イ 行政提案型協働事業

行政が地域課題を提示し、その課題を解決する事業企画を市民活動団体等が提案し、本市と協働して行う事業

### (3) 実績（令和元年度採択事業、令和2年度実施事業）

市民提案型協働事業2件（新規1、継続1）

## 5 協働クロストーク

### (1) 目的

毎回テーマを設け、市民活動団体等と市職員が、そのテーマに関係する長崎市の事業について、意見交換を行うことで、事業改善のヒント、アイデアに気づき、事業を磨き上げるきっかけづくりとする。

### (2) 事業概要

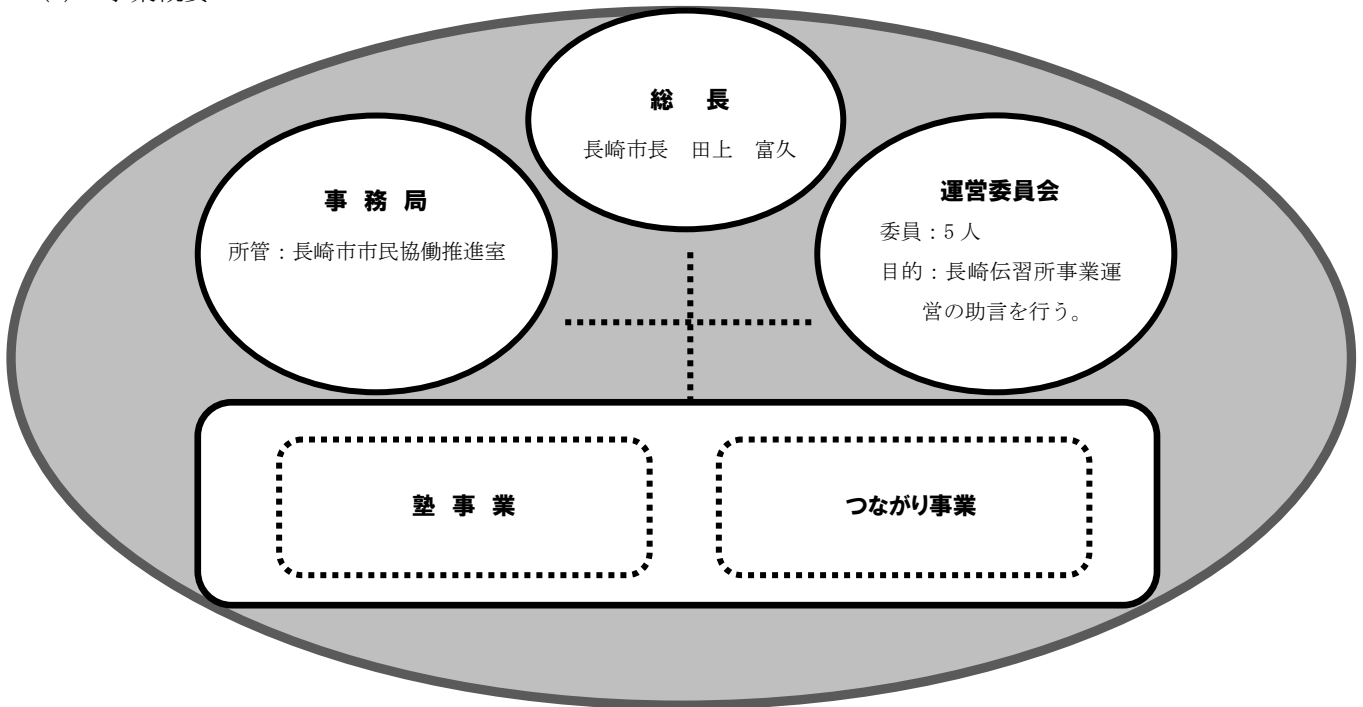
市民活動団体等と市職員合わせて30名程度が1グループ6名程度のグループに分かれ、ワークショップ形式で意見交換を行う。

## 6 長崎伝習所事業

### (1) 目的

市民と行政の有機的連携を強化することにより、人材の育成と政策を生み出す活動を行い、もって長崎の再生と創造に寄与する。

### (2) 事業概要



#### ア 塾事業

市民と行政が連携して、自由な実践活動により魅力的なまちづくりの提案を行うとともに、地域の人材を育成し、人的ネットワークの形成を構築することを、目的として活動を行う事業。

実績：塾数 延 284 塾、塾生総数 延 9,860 人（昭和 61 年度から令和元年度まで）

#### イ つながり事業

地域の住民同士をつなぎ、まちづくりリーダーの育成などを行う事業。

## 7 市民活動支援補助金

### (1) 目的

市民活動を行う団体の活性化及び充実を図り、市民と行政が一体となった魅力あるまちづくりを推進するため、市民活動団体が自主的・主体的に行う公益的事業に対し補助金の交付を行う。

### (2) 補助金種別及び補助対象事業

#### ア 市民活動スタート補助金（上限額 10 万円、1 団体 1 回限り）

設立 3 年未満の市民活動団体が、その活動基盤を整え、充実させるために行う事業に対する補助

#### イ 市民活動ジャンプ補助金（上限額 50 万円、1 団体通算 3 回まで）

1 年以上継続して活動している市民活動団体が、自らの資質を向上させ、その活動を拡大させるために行う事業に対する補助

#### ウ 市民活動人材育成補助金（派遣：上限額 1 人 5 万円、年度内 1 団体 2 人まで、開催：上限額 1 事業 10 万円、年度内 1 団体 1 回まで）

1年以上継続して市民活動をしている市民活動団体が団体の構成員の人材育成のために行う研修等派遣事業又は研修等開催事業

(3) 交付実績（令和元年度）

ア	市民活動スタート補助金（交付団体計 0 団体・交付額計	0 千円）
イ	市民活動ジャンプ補助金（交付団体計 2 団体・交付額計	264 千円）
ウ	市民活動人材育成補助金（交付団体計 4 団体・交付額計	142 千円）

## 8 市民活動センター「ランタナ」

(1) 目的

様々な分野のボランティアや市民活動を行う方々、またこれから活動しようと考えている方々のための交流拠点として開放し、ネットワーク化を進め、市民活動の活性化を図る。

(2) 事業概要

- ア 市民活動を行う者の交流の促進
- イ 市民活動に関する研修会、講座等の開催
- ウ 市民活動に関する相談
- エ 市民活動に関する情報の収集及び提供
- オ センターの施設及び設備の提供

（有料）：事務室 5 室、会議室、事務機器（印刷機、大判プリンター等）

（無料）：交流サロン、作業スペース、ロッカー、メールボックス、長崎伝習所の部屋

(3) 場所 長崎市馬町 21-1（開設日 平成 20 年 10 月 1 日）

(4) 開館時間 平日 8:45～22:00 土日祝日 8:45～17:30

(5) 休館日 1/1～1/3、12/29～12/31

(6) 実績 来館者数 9,037 人（令和元年度）開設後累計 76,712 人（H20.10.1～R2.3.31）

(7) 平成 30 年 4 月 1 日から、管理運営を直営から指定管理者（NPO法人環境保全教育研究所）へ移行

# 消費者センター

本市では、平成 10 年 9 月 19 日に、「メルカつきまち」の 4 階に消費者センターを設置して、消費者行政及び計量行政の推進を図り、また、市民サービスコーナーを併設している。

## 1 消費者行政

### (1) 消費者被害の救済及び拡大・未然防止の推進

#### ア 消費生活相談の処理対応

多様化・専門化する消費生活相談に的確・迅速に対応するため、公的資格を有する消費生活相談員が苦情等のあっせんや助言などを行い、適宜、国、県をはじめ長崎県弁護士会等庁内外の関係機関との連携を図り、消費者被害の救済に努めている。

#### 相談受付件数

平成 29 年度	3,690 件	平成 30 年度	3,363 件	令和元年度	3,131 件
----------	---------	----------	---------	-------	---------

#### イ 不当な取引行為への厳正な対応

平成 18 年 10 月に消費生活条例を全面施行。事業者が消費者との間で行う取引について、7 つの「不当な取引行為」を定め、厳正に対処している。

#### ウ 注意喚起情報の発信

潜在化している深刻な消費者被害の拡大・未然防止のために、報道機関等に注意喚起情報を発信して、広く市民への周知に努めている。

#### エ 消費者被害防止ネットワークなどによる情報配信

民生委員や福祉関係団体等から構成される消費者被害防止ネットワーク（「長崎市消費者を守るネット」。配信先…218 団体）により、早期に悪質商法等の被害発生や警戒のための情報を提供して、高齢者、障害者及び若年者を消費者被害から守る。

#### オ 家庭用品品質表示法及び消費生活用製品安全法に基づく立入検査

長崎県立入検査実施計画書に基づき、家庭用品品質表示法（4 品目）、消費生活用製品安全法（7 品目）について立入検査を実施している。（検査品目数は令和元年度実績）

#### カ 消費者安全法に基づく消費者事故等の通知

平成 21 年 9 月 1 日に消費者庁が設置されたことに伴い、消費者安全法が制定され、消費者事故等の国への報告が義務づけられた。製品や食品等に係る消費者事故等が発生した場合の庁内連携体制を構築し、対応している。



(2) 消費者啓発、消費者教育などの展開

ア 各種啓発事業

消費者問題を認識し、消費者の権利に目覚めた「自立した消費者」、消費者被害にまきこまれない消費者の育成に努めている。

事業	概要・令和元年度実績
暮らしの講座	消費生活に役立つ知識や情報を学ぶ講座を実施 5回開催、259人参加
消費生活出前講座の実施	自治会、学校等に職員を派遣。80回延べ4,753人に実施
消費生活情報の発信	ホームページ、ツイッター、リーフレット、広報ながさき「上手な暮らし塾（消費者）」、消費啓発掲示板及び情報ルームなどにより消費生活情報を発信している。

イ 消費者団体の活動支援など

暮らしに身近な消費者問題を調査・学習し、消費者問題の解決、地域の生活向上を目指す消費者団体の活動は有意義であることから、生活学校の活動を支援している。

## 2 計量行政

(1) 定期検査（計量器の定期検査）

商店・病院等において、取引又は証明に使用する計量器の正確保持のため、定期検査を2年に1回実施している。市域を東南部と西北部に2分割し、交互に検査する。

(2) 立入検査

ア 特定計量器

ガソリンメーター、プロパンガスメーター、水道メーター等の特定計量器の有効期限等について不適正な状態で使用されていないか確認するため、立入検査を実施している。

イ 商品量目（内容量）

商品流通の最も盛んな中元、年末年始時期に、スーパー等において商品量目（内容量）検査を実施している。

ウ 市民からの苦情による立入検査

特定計量器及び商品量目（内容量）に対する市民からの苦情についても、必要に応じ立入検査を実施している。

(3) 計量行政の啓発・普及

ア 計量記念日（11月1日）イベントの実施

計量記念日にちなみ、（一社）長崎県計量協会、長崎県計量検定所との共催による長崎ペンギン水族館での啓発イベントを実施している。また、市内のスーパー及び学校等に計量記念日ポスターを掲示するとともに、市民を対象にした家庭用計量器の無料点検も実施している。

#### イ 夏休みこども計量教室の実施

小学生とその保護者を対象に、計量について楽しみながら学んでもらうことを目的とした夏休みこども計量教室を実施している。

#### (4) 計量検査所

本館地階に「計量検査所」を設け、定期検査・立入検査に要する基準器、検査器具を整備し、計量器検査業務に万全を期している。

### 3 市民サービスコーナー

住民票の写し・戸籍等の証明書の発行及びパスポート窓口でパスポートの申請受付・交付（パスポート窓口は平成21年7月に開設）などを行っている。

（令和元年度：パスポート申請件数 10,519件、交付件数 10,441件）

## 地 域 セ ン タ ー

平成 29 年 10 月から、行政サテライト機能再編成により市民課及び支所・行政センターを廃止し、新たに「地域センター」を設置して、市民や地域に身近な手続きについて広範多岐にわたり対応している。

各地域センターでは、戸籍、住民異動、印鑑登録等の届出及びこれらの各種証明や市税関係証明をはじめ、国民健康保険、後期高齢者医療、福祉医療、児童手当等の受付業務や税の収納などの窓口業務を行っているほか、地域に身近な相談窓口として困りごとの相談を受けるなど、地域が行うまちづくり活動の支援に取り組んでいる。

管内人口及び世帯数（住民基本台帳に基づく人口及び世帯数）

（令和 2 年 3 月末日現在）

区 分	管内人口（人）	割 合（％）	世 帯 数（戸）	割 合（％）
中央地域センター	172,752	41.7	91,982	44.5
小ヶ倉地域センター	8,618	2.1	3,878	1.9
小榊地域センター	6,829	1.7	2,650	1.3
西浦上地域センター	52,498	12.7	27,589	13.4
滑石地域センター	30,084	7.3	14,524	7.0
福田地域センター	9,069	2.2	4,208	2.0
茂木地域センター	10,143	2.4	4,970	2.4
式見地域センター	2,795	0.7	1,407	0.7
日見地域センター	7,363	1.8	3,998	1.9
東長崎地域センター	38,512	9.3	15,989	7.8
土井首地域センター	14,251	3.4	6,615	3.2
深堀地域センター	5,979	1.4	2,926	1.4
香焼地域センター	3,412	0.8	1,760	0.9
伊王島地域センター	667	0.2	417	0.2
高島地域センター	356	0.1	241	0.1
野母崎地域センター	4,952	1.2	2,696	1.3
三和地域センター	9,933	2.4	4,892	2.4
三重地域センター	20,114	4.9	8,339	4.0
外海地域センター	3,393	0.8	1,961	0.9
琴海地域センター	12,125	2.9	5,591	2.7
合 計	413,845	100.0	206,633	100.0

## 市民サービスコーナー

社会経済情勢の変化に対応し、住民の多様なニーズに即応した行政サービスを展開するため、平成 10 年 9 月 19 日消費者センター及び西浦上支所内に、15 年 4 月 1 日には三重地区市民センター内に、18 年 1 月 4 日には村松事務所に、「市民サービスコーナー」を設置し、土曜日・日曜日でも窓口業務を行っている。

### 市民サービスコーナーにおける証明書発行の種類

- ・住民票の写し
- ・住民票記載事項証明
- ・戸籍の全部・個人事項証明（戸籍謄本・抄本）
- ・除籍の全部・個人事項証明（除籍謄本・抄本）
- ・戸籍届の受理証明
- ・戸籍の附票の写し
- ・身元証明
- ・印鑑登録証明
- ・所得・課税証明
- ・市県民税課税証明（非課税証明を含む）
- ・固定資産税評価額証明
- ・固定資産税課税額証明
- ・固定資産未所有証明
- ・固定資産税公課証明
- ・固定資産名寄帳の写し
- ・旅券に関すること（※平成 21 年 7 月より消費者センターのみの取扱い）

市民サービスコーナーでは、上記証明書の発行業務のみを行っている。従って、各種の届出及び税金の納付などの手続きはできない。（旅券に関することを除く）

名 称 (設置場所)	開 館 日 ・ 開 館 時 間	備 考	
消 費 者 セ ン タ ー 市 民 サ ー ビ ス コ ー ナ ー (メルカつきまち 4 階)	月 曜 : 午前 9 時～午後 5 時 火 曜～金 曜 : 午前 9 時～午後 7 時 土・日・祝 日 : 午前 10 時～午後 6 時  パスポート窓口開館時間 月 曜～金 曜 : 午前 9 時～午後 5 時 (申請・交付) 土・日・祝 日 : 午前 10 時～午後 6 時 (交付のみ)		年 末 年 始 (12/29 ～1/3) は 休 館
西 浦 上 地 域 セ ン タ ー 市 民 サ ー ビ ス コ ー ナ ー (チトセピア 2 階)	土・日 曜 : 午前 9 時 30 分 ～午後 6 時 (土・日 曜が祝日のときも開館)	月 曜～金 曜 (祝日除く) は 「西浦上地域センター」と して業務を行なっている。	
三 重 地 域 セ ン タ ー 市 民 サ ー ビ ス コ ー ナ ー (三重地区市民センター1階)	火 曜～日 曜 : 午前 8 時 45 分 (祝日含む) ～午後 5 時 30 分	月 曜 休 業 (月 曜が祝日のと きは開業し直後の平日が休 業)	
琴 海 地 域 セ ン タ ー 市 民 サ ー ビ ス コ ー ナ ー (琴海村松町 703-14)	土・日 曜 : 午前 8 時 45 分 ～午後 5 時 30 分 (土・日 曜が祝日のときも開館)	月 曜～金 曜 (祝日除く) は 「琴海地域センター」とし て業務を行なっている。	

# 災 害 援 護

本市においては、自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金及び災害を受けた市民に対する災害障害見舞金の支給並びに、被災世帯に対する災害援護資金の貸付け等を行うとともに、長崎市小災害見舞金支給制度等、各種の災害援護施策を行っている。

## 1 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付制度

(1) 「長崎市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づくもの

区 分	災 害 弔 慰 金	災 害 障 害 見 舞 金	災 害 援 護 資 金
対 象 災 害	自然災害であって ・住家が5世帯以上滅失 ・県内において災害救助法が適用された市町村が1以上である場合 ・上記と同等と認められる特別の事情がある場合	「災害弔慰金」の支給対象となる災害と同一であること	自然災害であって ・災害救助法適用を受けた災害 ・県内において災害救助法が適用された市町村が1以上である場合
支 給 及 び 貸 付 対 象	死亡した者の遺族に対し支給（配偶者、子、父母、孫、祖父母の順序） 上記の遺族がいないとき、同居し又は生計を同じくしていた兄弟姉妹	災害により重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた者	世帯主に対して貸付
支 給 額 又 は 貸 付 額	・死亡した者が生計維持者 500万円 ・その他 250万円	・主として生計を維持していた者 250万円 ・その他 125万円	被害の種類、程度に応じ一世帯あたり 150万円～350万円

※ 災害援護資金の償還方法は元利均等で年又は半年賦、償還期間は10年以内（据置期間3年、特別の場合5年）、無利子。

(2) 「長崎市小災害見舞金等支給要綱」に基づくもの

上記の対象災害に適用されなかった災害及び火災等による災害の場合

見舞金等の種類	被害区分	見舞金等の額	
		1人	1人増すごとに
見舞金	住家全壊 (全焼・全流失)	円 30,000	円 5,000
	住家半壊(半焼)	20,000	5,000
	重傷	1人につき 5,000円	
弔慰金	死亡	生計維持者	140,000円
		その他の者	70,000円

# 葬 斎 場

## 1 施設及び規模

名 称	長崎市もみじ谷葬斎場
所 在 地	長崎市淵町 26 番 6 号
開 場	大正 10 年 4 月 (長崎市営火葬場)
改 築	昭和 52 年 1 月～昭和 53 年 12 月 全面建替え (総事業費 4 億 2,824 万 5 千円) 昭和 56 年 4 月 「長崎市もみじ谷葬斎場」と改称 平成 18 年度 待合室の増築ほか施設の一部改修
敷地面積	4,163.76m <sup>2</sup>
建物概要	鉄筋コンクリート造平家建 (一部 2 階建) 建物面積 762.79m <sup>2</sup> 延床面積 1,318.39m <sup>2</sup> 火葬炉(再燃炉付) 11 基(台車式) 小型炉(再燃炉付) 1 基
待 合 室	8 室 (内 3 室を 2 つに区切って使用) (1 室 15～36 名収容)
駐 車 場	障害者用乗用 1 台、一般乗用車 94 台、バス・マイクロバス 6 台
運営方法	直営

## 2 火葬場使用料

区 分		死 亡 者 等 の 住 所	
		市 内 ※	市 外
遺 体	12 歳 以 上	1 体につき 6,000 円	1 体につき 30,000 円
	12 歳 未 満	1 体につき 4,000 円	1 体につき 20,000 円
死 産 児		1 体につき 2,000 円	1 体につき 10,000 円
肢 体 ・ 臓 器 及 び 埋 葬 遺 骨			
産 汚 物		1 個につき 2,000 円	1 個につき 10,000 円

※ 死亡者等の住所が長与町又は時津町にある場合は、市内に準じて取り扱う。

## 3 もみじ谷葬斎場の特色

- ・昭和 62 年度に火葬炉の改修工事を施工し、ロストル式から台車式に変更した。
- ・平成 20 年度から 22 年度において、排ガス処理対策として電気集塵機を設置した。
- ・平成 28 年度からインターネットを利用した火葬場予約システムを運用している。
- ・火葬時間 約 1 時間 30 分
- ・職 員 数 事務員 (場長・係長・会計年度任用職員) 4 名、汽かん員 7 名 計 11 名
- ・休 場 日 1 月 1 日

## 人権・男女共同参画

昭和 20 年（1945 年）、国際連合が誕生し、男女の同権は基本的人権であるとした「国連憲章」が採択された。昭和 50 年（1975 年）に第 1 回世界女性会議が開催され、女性の地位向上のための行動を促す「世界行動計画」、昭和 54 年（1979 年）には「女子差別撤廃条約」が採択された。さらに、平成 12 年「国連特別総会・女性 2000 年会議」では女性の人権擁護と男女平等社会の実現を目指した政策方針が採択された。

我が国においても、将来にわたり豊かで活力ある社会を築く上で男女共同参画社会の構築が不可欠であるとして、平成 11 年（1999 年）「男女共同参画社会基本法」が施行された。

長崎市においては、女性問題の解消及び女性の地位向上を目指し、昭和 59 年（1984 年）に婦人対策担当の窓口を設置した。その後、女性を取り巻く社会環境の変化に対応し、平成 11 年 9 月の「ながさき男女共同参画都市宣言」を始めとして、平成 13 年 3 月の「長崎市男女共同参画計画」の策定に続き、平成 14 年 10 月から「長崎市男女共同参画推進条例」を施行し、平成 17 年度には「長崎市男女共同参画計画」の見直し策定を行った。また、平成 23 年度から令和 2 年度を計画期間とする「第 2 次長崎市男女共同参画計画」を平成 23 年度に策定、行動計画を前期と後期の 5 か年に分けて、平成 28 年 3 月に「第 2 次長崎市男女共同参画計画後期行動計画」を策定し、男女共同参画に関する施策を推進している。

一方、人権問題への取り組みについては、平成 6 年 12 月の「人権教育のための国連 10 年」の決議、平成 12 年 12 月の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の施行を受け、平成 16 年 3 月に「長崎市人権教育・啓発に関する基本計画」を策定した。さらに、平成 25 年 3 月には、平成 25 年度から令和 2 年度を計画期間とする「第 2 次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画」を策定した。その後、平成 28 年 3 月に、後半 5 年間に向けた計画の改訂を行い、「第 2 次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画（改訂版）」を策定し、人権教育・啓発に関する施策を推進している。

今後も、すべての人々が性別や年齢、国籍などの違いにとらわれることなく、互いを対等な存在として認め合える、人権尊重・男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを実施する。

### ながさき男女共同参画都市宣言

古くからその港を世界に向けて開き、異なる文化を受け入れ、さまざまな人びとと共存してきた街“ながさき”。わたしたちは、性別にとらわれず、世代を超えて、あらゆる人びとを大切に育てゆく街をきずくため、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

- 1 一人ひとりが性別にとらわれず、自らの意思による多様な生き方を選択できる街“ながさき”をつくれます。
- 1 男女がお互いに、支え合いながら、家事・育児・介護・地域活動をわかちあう街“ながさき”をつくれます。
- 1 一人ひとりがその能力と個性を生かし、職場など社会のあらゆる分野に、女も男も等しく参画する街“ながさき”をつくれます。
- 1 次代を担う子どもたちに男女平等の教育をおしすすめ、すべての人びとの人権を尊重する街“ながさき”をつくれます。
- 1 男女がともに手を取りあって、地球環境を守り、恒久平和の尊さを世界の人びとに発信してゆく街“ながさき”をつくれます。

平成 11 年（1999 年）9 月 6 日

長崎市

## 1 人権・男女共同参画事業

- (1) 第2次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画（計画期間：平成25年度～令和2年度）

市民、事業者、市（行政）の三者が、それぞれ担う役割を認識し、取組みへの主体性を高めると同時に相互連携を深めることで、「人権が尊重され、さまざまな分野で男女が参画する社会の実現」に向けての取組みを推進する。
- (2) 第2次長崎市男女共同参画計画（計画期間：平成23年度～令和2年度）

長崎市男女共同参画推進条例を踏まえて、「一人ひとりの個性が尊重され、その能力が発揮できる男女共同参画社会の実現」に向けての取組みを推進する。
- (3) 長崎市人権教育・啓発審議会  
人権教育及び人権啓発に関する施策の推進を図るため、基本計画に関する事項及び人権教育及び人権啓発に関する基本的事項及び重要事項について、調査審議する。
- (4) 長崎市男女共同参画審議会  
男女共同参画の円滑な推進を図るため、基本計画に関する事項、苦情の処理に関する事項及び男女共同参画の推進に関する基本的事項及び重要事項について、市長の諮問に応じ調査審議する。
- (5) 長崎市人権教育及び啓発推進本部  
本市の人権教育及び人権啓発に関する施策について、関係部局相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図る。
- (6) 長崎市男女共同参画推進本部  
本市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について、関係部局相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図る。
- (7) 長崎市DV被害者支援連絡会議  
関係部局が共通認識のもと緊密に連携を図り、支援状況や今後の取組み課題について適宜協議する。
- (8) 相談事業  
配偶者暴力相談支援センターとしての機能を有し、女性相談員による一般相談、弁護士による法律相談、臨床心理士による心の健康相談を実施する。
- (9) 調査研究事業  
広範多岐にわたる男女共同参画の推進に関する課題に対し、様々な角度からの調査研究を行う。
- (10) パートナーシップ宣誓制度  
性の多様性が尊重される社会を構築するため、性的少数者のカップルが、その関係性を市長に対して宣誓した事実の証明を行っている。

## 2 啓発活動

- (1) 講演会等の開催
  - ア 人権問題講演会の開催  
市民、市職員、学校関係者、企業等を対象に、様々な人権問題についての講演会を、長崎市教育



委員会、長崎市PTA連合会と連携して開催している。

イ 中小規模講座の開催

市民を対象に、市民の人権意識の高揚を図るため、様々な人権に関する中小規模の講座を開催している。

(2) 「パートナーシップ推進週間」の設定

長崎市男女共同参画推進条例の施行を記念し、平成15年度から男女共同参画に関する意識の醸成を図るため、「パートナーシップ推進週間(10月1日～10月7日)」を設定し、この期間には「アマランスフェスタ」を開催し、講演会などの啓発活動を行っている。

(3) 広報紙による啓発

広報ながさきに折込として、「人権問題特集号」や「男女共同参画推進特集号」をそれぞれ年に1度発行し、各世帯、関係団体などに配布している。

(4) 啓発資料の作成・配布

市民向けの啓発冊子やリーフレットなどの資料を作成し、講演会や研修会において配布している。

(5) その他

ア 人権キャンペーンの実施

憲法週間や人権週間にあわせて、公用車への人権標語の貼付や市民課窓口案内掲示板へのメッセージ表示による啓発や、市庁舎ロビーにてパネル展示等を行っている。

イ 関係機関との連携

法務局・長崎県・教育委員会・人権擁護委員協議会等関係団体と連携した人権の花運動などの人権啓発事業の実施や各機関相互の情報交換などを行っている。

### 3 男女共同参画推進センター（愛称：アマランス）

男女共同参画推進センターは、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための拠点施設であり、講座開催などの啓発事業、関連図書や行政資料の貸出閲覧などの情報提供事業など、多岐にわたる事業を行っている。

平成28年度からは新たに指定管理者制度を導入し、民間の能力やノウハウを活用することで、市民サービスの向上を図るとともに、経済的かつ効率的な運営を図っている。

(1) 施設の概要（令和2年4月1日現在）

所在地：長崎市魚の町5番1号（市民会館1階）

延床面積：1,602.14m<sup>2</sup>

施設内容：会議室（1、2、3、4）、研修室（1、2）、和室、図書情報室、交流コーナー、幼児室、授乳室、事務室

来所者数：令和元年度実績 61,206人

(2) 事業の概要

ア 啓発事業

男女の固定的性別役割分担意識を払拭するための講座や、DV（ドメスティック・バイオレンス）

やセクシュアル・ハラスメント防止等の派遣講座などを開催している。

イ 交流促進事業

女性団体・グループのネットワークの活動を支援している。

ウ 情報提供事業

図書情報室において、男女共同参画に関する図書等の閲覧、貸出を行っている。

また、情報の収集と提供をより一層充実させるためにホームページを開設している。

# 文 化 振 興

本市は、海外文化の影響を受け、他都市に見られない国際色豊かな特色ある文化的基盤を有している。このような歴史と伝統に培われた本市の地域特性を生かし、かつ、時代の要請に即した市民文化の創造を、市民と協力して積極的に推進する必要がある。

そこで、本市では、市民が心豊かな生活を送れるよう、芸術文化を担う人材を育成し、芸術文化に親しむ機会を創出するとともに、市民文化活動の促進向上を図るため、市民文化活動を支える環境整備に努めることにしている。

## 1 令和2年度主要文化施策

私たちは「豊かな心を育むまち」をめざします

芸術文化あふれる暮らしを創出します

芸術文化に触れる機会を創出します

- 1 音楽の魅力発信事業費  
学校やふれあいセンターなどに演奏家が出かけて行って演奏するアウトリーチコンサートなどを開催する。
- 2 長崎アートプロジェクト事業費  
地域において住民とアーティストが協働して作品を制作することで、広く芸術文化の振興を図ることを目的に、プロのアーティストが市内に一定期間滞在し、ワークショップや作品制作及び展覧会等を開催する。
- 3 子ども芸術文化体験事業費  
子どもを対象とした伝統文化体験教室や親子向けコンサート等を同時期にまとめて開催し、子どもの頃から芸術文化に親しみ、楽しむことができる機会を設ける。
- 4 Nagasakiまちなか文化祭開催費  
市民の芸術文化活動の発表や鑑賞の機会とまちなかの賑わいの創出のため、商店街などのまちなかにおいて、音楽や演劇などのステージを開催する。
- 5 長崎ブリックホール運営費  
文化活動と国際交流の拠点であるブリックホールについて、利用しやすい施設となるよう指定管理者と連携して運営する。
- 6 チトセピアホール運営費  
長崎市北部地区のコミュニティ施設であるチトセピアホールを指定管理者と連携して運営する。
- 7 遠藤周作文学館運営費  
遠藤周作氏の生涯と足跡を辿った常設展示や多様なテーマによる企画展示とともに、文学講座や映画上映会等を開催するほか、収蔵資料の保存整備等を行う。
- 8 長崎ブリックホール施設整備事業費  
長崎ブリックホールについて、経年劣化等に伴う舞台機構維持補修や空調等の設備改修工事等の施設整備事業を行う。
- 9 チトセピアホール施設整備事業費

長崎市チトセピアホールについて、経年劣化等に伴う照明設備維持補修等の施設整備事業を行う。

10 新文化施設整備推進費

芸術性や専門性の高い公演に対応でき、市民が利用しやすい新たな文化施設の整備を行う。

市民の自主的な芸術文化活動の活性化を図ります

1 市民参加型舞台公演等開催費

市民に演劇の台本制作や舞台公演の鑑賞、舞台公演に参加する機会を提供し、市民の舞台芸術に対する関心を高めるとともに、舞台芸術に係る人材育成と活動の活性化を図る。

2 芸術文化体験教室開催費

若者が気軽に芸術文化を体験し、活動を始めるきっかけをつくることのできるよう、平日の夜間や休日などに若者向けの芸術文化体験教室を開催する。

3 芸術文化活動助成事業費

市内の文化団体が行う芸術文化事業に助成を行うことにより自主的な芸術文化活動の活性化を図る。

2 主な自主文化事業の内容（令和元年度）

事業名	日程・回数	場 所	入場者数等	イ ベ ン ト 内 容
音楽の魅力発信事業費	6月～2月	市内各所	1,161人	学校や地域へ演奏家が出向いて行うコンサートや、0才から入場可能な、親子でクラシックを楽しめる親子向けコンサートを開催
市民参加型舞台公演等開催費	7月～1月	ブリックホール、市内小・中学校等	584人	学校にアーティストが出向いて行う演劇のワークショップや劇中の音楽を制作する作曲ワークショップ、小中学生を対象にしたこども演劇体験教室、様々な年代を対象にしたダンスのワークショップを開催
長崎アートプロジェクト	7月～3月	野母崎地区	冊子作成：800部 冊子作成参加者：55人	地域住民との意見交換を実施した他、プレイベントとして、写真展やトークイベントを旧樺島小学校で実施する予定だったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止により中止したため、展示予定の内容を冊子として作成
芸術文化体験教室開催費	7月～10月	ブリックホール	89人	市内の小中学生等を対象にした伝統文化（箏、茶道、いけばな）の体験教室を開催
Nagasaki まちなか文化祭開催費	10月	ベルナード観光通特設ステージほか	1,111人	出演者を公募し、書類審査に加え楽曲・映像審査などによる選考後、音楽・舞踊・演劇の各ジャンルの市民ステージを開催

3 文化施設の概要

(1) 長崎ブリックホール（平成10年10月1日開館）

ア 所 在 地 長崎市茂里町2番38号

イ 規 模 ・ 構 造	鉄骨・鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造地上 6 階地下 2 階建 敷地面積 15,896m <sup>2</sup> 延床面積 21,899m <sup>2</sup>
ウ 収 容 人 員	大ホール 2,002 席（固定席 1,994 席、車椅子席 8 席） 国際会議場 542 席（固定席 126 席、可搬席 416 席）
エ 令和元年度利用状況	利用日 大ホール 197 日、国際会議場 197 日 令和元年度使用料収入（決算見込額）110,758 千円
オ 休 館 日	12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで

(2) 長崎市チトセピアホール（平成 3 年 11 月 1 日開館）

ア 所 在 地	長崎市千歳町 5 番 1 号 チトセピアビル 2 階
イ 規 模 ・ 構 造	チトセピアビル（鉄骨・鉄筋コンクリート造地下 3 階地上 14 階建）の南棟のうち 2～3 階 延床面積 1,377m <sup>2</sup>
ウ 収 容 人 員	椅子使用時 500 席
エ 令和元年度利用状況	利用日 177 日 令和元年度利用料金収入（決算見込額）12,871 千円
オ 休 館 日	12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで

(3) 長崎市遠藤周作文学館（平成 12 年 5 月 13 日開館）

小説家遠藤周作氏の代表作『沈黙』（昭和 41 年）の舞台となった外海地区に昭和 62 年に「沈黙の碑」が建立され、これを機縁として遠藤周作氏の没後、その地から海を隔てて見える岬の上に、ご遺族のご厚意のもと、平成 12 年 5 月 13 日に外海町立遠藤周作文学館として開館（市町村合併に伴い、平成 17 年 1 月より長崎市に移管）し、遠藤周作氏に関する遺品、作品その他の資料を観覧に供し、あわせて調査研究等を行っている。平成 30 年 7 月 1 日に、旧軽喫茶スペースを「思索空間」としてリニューアルした。

常設展示の内容は、生前の書斎を再現したコーナーのほか、遠藤周作の生誕から晩年までを年表にそって紹介し、各年代の重要な出来事や作品からその文学的生涯を辿り、作家の全体像に迫るものである。

企画展示は、令和 2 年 7 月から開館 20 周年記念「遠藤周作珠玉のエッセイ展—〈生活〉と〈人生〉の違い—」を開催している。真摯に、時にはユーモアを交えて描かれた膨大なエッセイの中から〈生活と人生は違う〉という遠藤の人生観を軸に、選り抜きの言葉を集めて展覧し、遠藤の優しいあたたかな眼差しと人生に根ざした思想を紹介している。

また、主催事業として遠藤文学に係る文学講座、映画上映会、文学さるく等を実施。

ア 所 在 地	長崎市東出津町 77 番地
イ 規 模 ・ 構 造	鉄筋コンクリート造地上 1 階、地下 1 階建 延床面積 1,074m <sup>2</sup>
ウ 令和元年度利用状況	観覧者数 19,570 人 令和元年度入館料収入（決算見込額）5,237 千円
エ 開 館 時 間	午前 9 時～午後 5 時（入館は午後 4 時 30 分まで）
オ 休 館 日	12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで
カ 観 覧 料	個人：一般 360 円、小・中・高校生 200 円、 団体（10 人以上）：一般 260 円、小・中・高校生 100 円

# ス ポ ー ツ 振 興

平成 27 年 5 月に策定した「長崎市スポーツ推進計画」に基づき、長崎国体の成果を東京 2020 オリンピック・パラリンピックへつなげ、運動やスポーツを通じてすべての長崎市民が幸福で豊かな生活を営むことができる社会を創出することを目指すため、事業を実施する。

## 1 「する」スポーツの振興

### (1) スポーツをする機会の提供

#### ア スポーツ大会の開催

(令和元年度)

種 目	内 容	参加人員	備 考
		人	
	レクリエーション・スポーツ教室	435	ニュースポーツの実施
	市民体育・レクリエーション祭	7,522	競技の部 38 種目 レクリエーションの部 14 種目
	長崎ベイサイドマラソン&ウォーク	5,496	マラソン 3 コース、ウォーク 4 コース
	長崎新春駅伝大会	1,086	一般の部他 3 部門

### (2) スポーツをする場所の提供

#### ア 市営体育施設等の貸出

市民が身近で気軽にできる「生涯スポーツ」の推進を図るため、市営体育施設や学校体育施設の効率的な利用を促進している。

施設を気軽に利用できるよう、パソコン及び携帯電話のインターネットや電話の自動音声応答で利用施設の案内情報などを市民に提供する公共施設案内・予約システムを提供している。

利用者登録することにより、市役所に来庁することなく、施設の抽選や利用の申込みを可能としている。

【参考資料】「市営体育施設等の状況」

#### イ 学校体育施設の開放

学校体育施設の効果的な活用に努める。

##### (ア) 運動場のスポーツ開放

- ・ 昼間開放…市立中学校 33 校の運動場を 1 校当たり年間 10 日間、日曜・祝日に開放している。

また、長崎商業高校のソフトボール場を土曜・日曜・祝日に開放している。

(開放時間：8:00～17:00)

- ・ 夜間開放…市立中学校 12 校、小学校 4 校のナイター設備のある運動場を開放している。

また、長崎商業高校のソフトボール場、テニスコートを開放している。

(開放時間：19:30～21:30)

(イ) 体育館・武道場のスポーツ開放

- ・昼間開放…市立中学校体育館(34校)、武道場(21校)を1校あたり年間10日間、日曜・祝日に開放している。

市立小学校体育館(67校)を学校教育に支障のない日に地域住民へ開放している。  
(開放時間:8:00~17:00)

- ・夜間開放…市立中学校体育館(34校)、武道場(21校)を開放している。(日曜・祝日、年末年始休暇期間を除く。開放時間:19:30~21:30)

市立小学校体育館(67校)を、毎日地域住民へ開放している。  
(開放時間:開放可能時間~21:30)

(ウ) プール開放

市立小学校のプールについて、夏季休業中に半日を1回として20回を限度に、管理指導員を配置して、開放校区の児童からなる団体に開放している。

## 2 「みる」スポーツの振興

(1) プロスポーツ大会の誘致等

(令和元年度)

区 分	人 数
第43回長崎招待ラグビー 帝京大学 VS 長崎ドリームチーム	3,630人
V・ファーレン長崎ホームゲームへの親子招待	2,400人
ラグビーワールドカップ2019日本大会スコットランド代表チームの公開練習	約3,000人
プロ野球オープン戦 埼玉西武ライオンズ VS 横浜DeNAベイスターズ	無観客試合

## 3 「支える」スポーツの振興

(1) 競技力の向上

ア 競技力向上対策の補助

- ・競技力向上対策費補助金…国体に向けた選手・監督の強化を図るため、一般及び高校生を対象に(公財)長崎市スポーツ協会に加盟する各競技団体が実施する競技力向上対策(国体種目)及びスポーツ普及指導に係る経費の一部を補助する。

- ・ジュニアスポーツ競技力向上対策費補助金…全国大会で優秀な成績を収めるため、小・中・高校生を対象に(公財)長崎市スポーツ協会加盟の各競技団体が実施するジュニア層の競技力向上対策に係る経費の一部を補助する。

イ 社会体育選手派遣の補助

国際大会、全国大会、九州大会等に出場する選手(小中学生及び高校生を除く)等に対し、大会に出場するための経費の一部を補助する。

ウ 社会体育振興奨励金の交付

小中学生及び高校生の競技力の向上等を図るため、各種体育大会に出場する個人又は団体に対し、奨励金を交付する。

エ 国際、全国大会等で活躍した監督・選手の表彰

スポーツの普及発展に寄与した市民、スポーツで優秀な成績をおさめた市民に表彰状、記念品を授与し、顕彰する。

(2) スポーツ関連組織との連携・支援

ア スポーツ推進審議会

スポーツ推進に関する重要事項を調査審議する。(委員数 12 人)

イ 公益財団法人長崎市スポーツ協会

陸上競技協会をはじめ、45 種目 47 団体で構成される組織。(令和 2 年 4 月 1 日現在)

市民スポーツの普及と競技力向上を図り、スポーツ振興に寄与している。

加盟団体登録人員 43,082 人 (令和 2 年 6 月 11 日現在)

ウ 長崎市スポーツ推進委員協議会

市内中学校区を母体として 112 人 (令和 2 年 4 月 1 日現在) のスポーツ推進委員 (市非常勤職員) を選出し、地域住民のスポーツ活動に対し、指導・助言を行うとともに、各種研修会への参加等により資質の向上に努め、市のスポーツ事業の指導的役割を担っている。特に、ニュースポーツの普及を推進している。

エ 長崎市スポーツ少年団

公益財団法人長崎市スポーツ協会の中で育成指導され、地域に生まれた多数の「単位団」をまとめ、青少年がスポーツや文化を通じて健全な成長をし、社会的にも優れた人間形成をしていくことを目的として活動している。

加盟登録団 95 団、団員 1,540 人 (令和 2 年 3 月末現在)

【参考資料】

市営体育施設等の状況

(R2. 4. 1)

名 称	収容人員	竣工年月	規 模	R 元年度 利用人員	R 元年度 利用件数
※ 市 営 庭 球 場	1,200	S28. 7	砂入り人工芝コート7面 (屋根・ナイター設備)	158,545	9,962
市 営 陸 上 競 技 場	15,000	S28. 7	4 0 0 m	35,733	29
※ 市 営 ソ フ ト ボ ー ル 場	1,000	S37. 4	公 認 1 面 ( ナ イ タ ー 設 備 )	4,951	474
※ 市 営 ラ グ ビ ー ・ サ ッ カ ー 場		H9. 10	1 面 ( 人 工 芝 ・ ナ イ タ ー 設 備 )	77,148	1,554
※ 立 山 市 民 運 動 場		S49. 3	野 球 兼 ソ フ ト 場 1 面 ( ナ イ タ ー 設 備 )	8,699	529
※ 東 望 山 運 動 場		S52. 10	ソ フ ト 1 面 ( ナ イ タ ー 設 備 )	8,826	244
※ 東 望 山 多 目 的 広 場		S52. 10	ソ フ ト 1 面	20,280	731
祝 捷 山 公 園 多 目 的 広 場		H16. 4	ソ フ ト 1 面	8,165	483
市 営 弓 道 場		S30. 9	近 的 6 人 立 、 遠 的 4 人 立	19,060	—
市 民 ア ー チ ェ リ ー 場		S48. 10	1 0 的 オ ー ル ラ ウ ン ド	1,903	—
※ 市 民 体 育 館	1,086	S49. 2	42m×36m (バレー、バスケット、バドミントン)	159,740	65,310
※ 諏 訪 体 育 館		H9. 3	柔道場、剣道場、相撲場、ボクシング場、弓道場	37,824	4,822
※ 深 堀 体 育 館		H13. 9	バレー、バドミントン、卓球	19,068	1,185
※ 三 重 体 育 館		H19. 9	バレー、バスケット、バドミントン、卓球	22,723	1,219



名 称	収容 人員	竣工 年月	規 模	R元年度 利用人員	R元年度 利用件数
市民総合プール		H8. 9	屋内プール(50m8コース、25m7コース、幼児・児童用プール) 屋外プール(流水プール、幼児・児童用プール、着水プール、 スライダ―2基)	144,584	—
市民神の島プール		H29.10	屋内温水25m7コース 浴室、休憩室、和室	75,839	—
市民小ヶ倉プール		S43. 8	25m7コース、幼児用プール	2,539	—
市民網場プール		H10. 5	25m9コース、幼児用プール	3,431	—
※南部地区公園多目的広場		S62. 3	野球、ソフト、ラグビー、サッカー	13,640	364
※南部地区公園ソフトボール場		S62. 3	ソフト 1面	4,346	209
※おりおん座公園多目的広場		S62. 3	ソフト 1面	1,575	124
※小江原台近隣公園多目的広場		H3. 4	野球、ソフト、ラグビー、サッカー	19,521	1,053
※小江原台近隣公園庭球場		H3. 4	砂入り人工芝 2面	18,973	2,205
※さくらの里大芝生広場		H2. 8	野球、ソフト、ラグビー、サッカー	19,846	77
※さくらの里庭球場		H2. 8	ハードコート 3面	8,418	996
※学校昼間運動場			中学校 33校、高校 1校	2,344	31
※学校昼間体育館			小学校 67校、中学校 34校	101,491	4,354
※学校夜間運動場			小学校 4校、中学校 12校、高校 1校	33,374	1,193
※学校夜間体育館			小学校 67校、中学校 34校	343,753	20,189
※武道場			中学校 21校	39,467	2,554
※学校プール			小学校 38校	13,103	—
※長崎東公園コミュニティ体育館		H2. 8	卓球(最大5台)、バドミントン(最大8面) バスケット、バレー(最大2面)、トレーニング室	104,396	6,002
※長崎東公園コミュニティプール		H6. 7	25m7コース、子供用プール、着水プール、スライダ―2基	29,968	—
※長崎東公園運動場		H2. 8	ソフト 1面(ナイター設備)	4,877	385
※長崎東公園多目的広場		H2. 8	野球、ソフト、ゲートボール	10,895	218
※長崎東公園庭球場		H4. 5	砂入り人工芝コート5面(ナイター設備)	27,558	6,986
※田中町公園ソフトボール場		H14. 4	ソフト 1面(ナイター設備)	2,970	251
※京泊公園多目的広場			ソフト 2面、ゲートボール 2面	15,527	620
※総合運動公園かきどまり陸上競技場	16,000	H10. 6	第2種公認、トラック(全天候)400×9レーン、 フィールド(天然芝)	63,343	3,472
※総合運動公園かきどまり補助競技場	2,000	H10. 6	トラック(全天候)400×8レーン、 フィールド(天然芝)	40,247	3,355
※総合運動公園かきどまり投てき練習場		H10. 6	円盤、ハンマー、槍、砲丸	3,575	968
※総合運動公園かきどまり野球場	8,000	H10. 4	両翼100m、センター122m	22,525	509
※総合運動公園かきどまり庭球場		H8. 9	砂入り人工芝コート19面(ナイター設備)	92,235	8,575
※えがわ運動公園多目的広場		H16. 4	ソフト 2面、ラグビー、サッカー	30,142	749
※えがわ運動公園庭球場		H16. 4	砂入り人工芝コート 2面	17,042	1,718
※高島ふれあい多目的運動公園運動場		H15. 4	ソフトボール・サッカー・ラグビー	200	6
※高島ふれあい多目的運動公園庭球場		H15. 4	砂入り人工芝コート 4面	345	63
※野母崎体育館		H6.12	バスケット・バレー・バドミントン、卓球	20,398	716
※野母崎総合運動公園庭球場		S52.11	砂入り人工芝コート2面(ナイター設備)	1,501	262
※高浜運動公園運動場		S58. 4	ソフトボール 2面	1,649	241
※三和体育館		S58. 3	バスケット、バレー、バドミントン、卓球	59,468	3,511
※元宮公園運動場		S63. 3	野球、ソフト、ラグビー、サッカー(ナイター設備)	32,527	745
※元宮公園庭球場		S63. 3	砂入り人工芝コート4面(ナイター設備)	43,103	2,861
※岳路運動公園		S60. 3	野球、ソフトボール(ナイター設備)	10,698	164
※香焼総合公園運動場		S52. 4	陸上競技・サッカー・軟式野球・ソフト	15,067	682
※香焼総合公園庭球場		S52. 4	砂入り人工芝コート 3面	7,746	735
※外海総合公園運動場		H1. 4	野球、ソフトボール、サッカー(ナイター設備)	3,505	55
※外海運動公園運動場		S58. 3	ソフトボール(ナイター設備)	—	—
※琴海南部体育館		H7. 3	バスケット、バレー、バドミントン、卓球、フットサル、ハンドボール	49,845	2,205
※琴海北部運動公園運動場		S53. 3	野球、ソフトボール(ナイター設備)	13,437	337
※琴海中部運動公園運動場		S57. 3	野球、ソフトボール(ナイター設備)	21,553	775
※琴海南部運動公園運動場		S54. 1	ソフトボール・サッカー(ナイター設備)	35,064	795
※琴海中部運動公園庭球場		H1. 8	ハードコート 2面	284	78

※は公共施設案内・予約システム対象施設(ただし、学校夜間体育館については、小学校は対象外)。  
(野母崎総合運動公園運動場はR2.4.1廃止)

## 市民センター

市民センターは、地域コミュニティの形成や地域間交流を活性化させ、明るく住みよいまちづくりを推進するための市民交流施設で、コミュニティ活動の場を提供し、地域連帯及び交流意識の醸成を目的としている。

主な施設としては、研修室、多目的ホール、調理室、図書室、体育館等がある。

設置状況

(R2. 4. 1)

名 称	住 所	開設年月	構 造	延 面 積	元 年 度 利 用 者
三重地区市民センター	畝刈町 28 番地 7	平15. 4	鉄骨造 2 階建	m <sup>2</sup> 1, 674. 79	人 46, 221
琴海さざなみ会館	琴海形上町 1849 番地 4	平12. 6	鉄骨造平屋建	580. 00	9, 050
琴海南部しらさぎ会館	西海町 1560 番地 9	平17. 12	鉄骨造 2 階建 (本館・別館)	1, 480. 84	17, 269
南部市民センター	末石町 162 番地	平19. 4	鉄筋コンクリート造 2 階建	1, 520. 36	34, 468
古賀地区市民センター	古賀町 948 番地 1	平19. 11	鉄骨造 2 階建 (第 1・2 棟)、 鉄骨造 1 階建 (体育館)	1, 720. 51	34, 632

## ふれあいセンター

ふれあいセンターは、地域住民が自主的に学び活動することの中から、温かい人間関係をつくり、明るく住みよいまちづくりのための公民館類似施設で、地域住民の教養の向上、文化の振興及び福祉の増進を図り、多世代交流、地域連帯意識の醸成を目的としている。

主な施設としては、研修室、調理室、図書室等がある。

設置状況

(R2. 4. 1)

名 称	住 所	開設年月	構 造	延 面 積	元 年 度 利 用 者
小 島 地 区 ふれあいセンター	愛宕 3 丁目 10 番 2 号	昭62. 10	鉄筋コンクリート造 3 階建	m <sup>2</sup> 865. 70	人 20, 969
緑 が 丘 地 区 ふれあいセンター	白鳥町 3 番 9 号	平元. 4	鉄筋コンクリート造 2 階建	556. 30	26, 006
戸 町 地 区 ふれあいセンター	戸町 2 丁目 4 番 39 号	平 2. 4	鉄筋コンクリート造 3 階建	582. 11	16, 494
滑 石 地 区 ふれあいセンター	滑石 5 丁目 5 番 77 号	平 3. 4	鉄筋コンクリート造 2 階建	2004. 05	63, 690
仁田・佐古地区 ふれあいセンター	稲田町 12 番 14 号	平 5. 4	鉄筋コンクリート造 3 階建	563. 88	15, 209
三 川 地 区 ふれあいセンター	三川町 1221 番地 70	平 6. 4	鉄筋コンクリート造 2 階建	693. 05	14, 580
淵 地 区 ふれあいセンター	富士見町 6 番 6 号	平 8. 4	鉄筋コンクリート造 2 階建	449. 35	20, 658
横 尾 地 区 ふれあいセンター	横尾 2 丁目 15 番 10 号	平 9. 1	鉄筋コンクリート造 2 階建	539. 37	18, 036
ダ イ ヤ ラ ン ド ふれあいセンター	ダイヤモンド 4 丁目 1 番 1 号	平11. 4	鉄筋コンクリート造 2 階建	650. 88	45, 654
小 江 原 地 区 ふれあいセンター	小江原 3 丁目 20 番 10 号	平12. 4	鉄筋コンクリート造 2 階建	561. 73	27, 939
桜 馬 場 地 区 ふれあいセンター	桜馬場 1 丁目 1 番 5 号	平14. 4	鉄骨造 3 階建	880. 48	31, 848
山 里 地 区 ふれあいセンター	高尾町 4 番 10 号	平15. 4	鉄筋コンクリート造 2 階建	660. 92	41, 682
西 北 ・ 岩 屋 ふれあいセンター	西北町 13 番 13 号	平15. 4	鉄骨造 3 階建のうち 2 階・3 階部分	663. 92	20, 720
橘 地 区 ふれあいセンター	かき道 2 丁目 45 番 20 号	平16. 4	鉄骨造 2 階建	689. 94	29, 758
江 平 地 区 ふれあいセンター	岩川町 7 番 1 号	平20. 4	鉄骨造 3 階建のうち 2 階・3 階部分	1009. 95	29, 779
上 長 崎 地 区 ふれあいセンター	片淵 1 丁目 13 番 13 号	平25. 4	鉄骨造 2 階建	775. 40	39, 875
式 見 地 区 ふれあいセンター	式見町 357 番地	平29. 4	鉄筋コンクリート造 2 階建のうち 2 階部分	653. 77	8, 202
木 鉢 地 区 ふれあいセンター	木鉢町 2 丁目 228 番地 6	平29. 10	鉄筋コンクリート造 2 階建	427. 92	13, 930

土井首地区 ふれあいセンター	柳田町 45 番地 3	平29. 10	鉄筋コンクリート造 2 階建のうち 2 階部分	711. 41	24, 871
晴海台地区 ふれあいセンター	晴海台町 41 番地 2	平29. 10	鉄筋コンクリート造 2 階建	774. 50	16, 663
小ヶ倉地区 ふれあいセンター	小ヶ倉町 2 丁目 21 番地 2	平30. 4	鉄筋コンクリート造 2 階建	574. 79	19, 312
深堀地区 ふれあいセンター	深堀町 5 丁目 182 番地	平30. 4	鉄筋コンクリート造 3 階建のうち 2 階・3 階部分	638. 31	11, 740
手熊地区 ふれあいセンター	手熊町 1291 番地 1	平31. 4	鉄筋コンクリート造 2 階建	282. 61	1, 651

# 消防行政の現況

複雑多様化する災害に対応するために、消防組織の適正化を図るとともに消防施設、機械、消防水利の充実に努めている。

救急活動においては、高齢化社会に対応した救急体制、また救助活動においては地震、風水害などの自然災害及び危険物事故、有毒ガスなどの特殊災害に対応した体制の充実に努めている。

さらに、事業所などにおける防火管理体制の強化、消防用設備等の設置、維持管理の指導の徹底ならびに市民防火組織の育成を図り、予防行政の充実に努めている。

## 1 消防体制

### (1) 各消防署の管轄区域



## (2) 消防機械の保有配置状況（受託町を含む。）

(R2. 4. 1)

種別 所属別	車 両 合 計	消 防 車 両 (緊 急 車)										その他の車両				小 型 動 力 ポ ン プ
		ポ ン プ 車 C D ー	水 槽 付 ポ ン プ 車	は し ご 自 動 車	化 学 消 防 車	救 助 工 作 車	指 揮 車	積 載 車	救 急 自 動 車	高 規 格 救 急 車	消 防 艇	査 察 ・ 広 報 車	人 員 輸 送 車	貨 物 車	そ の 他	
合 計	226	58	4	4	1	4	8	111	1	17	1	7	1	3	6	114
消 防 局	12						1					4	1	3	3	
中 央 署	本 署	10	1	1	1		2			2		1			1	
	出 張 所	10	6		1					3						
北 署	本 署	10	1	1	1		2			2		1			1	
	出 張 所	11	7							4						
	派 出 所	2	2													
南 署	本 署	9		1	1	1	2				1	1			1	
	出 張 所	8	4							1	3					
予 備 (常 備)	9	3	1			1	1			3						
消 防 団	145	34						111								111
予 備 (非 常 備)																3

## (3) 消防水利状況（受託町を除く。）

(R2. 4. 1)

総 計	公 設 消 火 栓	私 設 消 火 栓	公 設 防 火 水 槽	私 設 防 火 水 槽	そ の 他
5,828	3,898	255	1,306	201	168

## ○令和元年度中の整備状況

水 利 種 別	新 設	撤 去
消 火 栓	1	0
防 火 水 槽	5 (4)	2
合 計	6 (4)	2

※ ( ) 内書きは、開発行為により設置した消防水利を示す。

(4) 消防相互応援協定等

名 称	締結年月日	協 定 市 町 村	応 援 内 容
長崎市と長崎海上保安部の船舶火災の消火に関する業務協定	(昭25.6.5) 昭46.1.11改正	長崎海上保安部	火災（協定区域内に火災が発生又は発生のおそれのある場合の消防活動）
長崎県広域消防相互応援協定	昭51.4.1	佐世保市、県央地域広域市町村圏組合、島原地域広域市町村圏組合、平戸市、松浦市、五島市、新上五島町、壱岐市、対馬市	火災、救急救助 その他の災害
消防団の消防相互応援協定	昭51.11.15	長与町、時津町	火災、その他の災害

## 2 予防行政

(1) 消防用設備等の設置と維持管理

消防法でその建築物に設置を義務づけられる消防用設備等は、火災から人命を守るための設備であることから、法に適合した設置と維持管理が重要である。こうしたことから、建築物を建築する段階で、事前に適正な消防用設備等の設置を審査し（消防同意）、竣工時には、消防用設備等の設置検査を実施し（完成検査）、また建築後は、当該建築物に立入検査（予防査察）を行い、消防用設備等の適正な維持管理を指導している。

消防同意処理状況

(令和元年度中)

	合 計	新 築	増 築	改 築	修繕・模様替	用途変更	移 転
件 数	651	520	123	1	1	6	
棟 数	828	613	202	1	1	11	

(2) 住宅防火対策の推進

令和元年中に発生した火災 93 件のうち、建物火災は 58 件となっており、そのうち約 6 割が住宅火災となっている。また、過去 5 年間において、住宅火災による死者の発生率は高く、特に高齢者の死者数は住宅火災による死者の約 6 割を占めている。

消防局では、住宅火災による死者数の減少と住民の防火意識と共助の精神の高揚を図るため「長崎市消防局住宅防火対策基本計画」に基づき、斜面地の高齢者家庭を中心とした防火訪問や各種防火指導を通して、火災予防についての助言や住宅用防災機器等の普及促進を図り、地域に根ざした住宅防火対策を推進している。

(3) 各事業所等における防火管理の徹底

消防法令で定める一定規模以上の事業所には、防火管理者を選任することが義務付けられているが、防火管理者は一定の資格が必要である。消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の適正な維持管理等の役割を担う防火管理者の育成は、事業所にとっても重要な課題である。消防としては、より多くの防火管理者を育成し、関係機関と協力し、その拡大に努めている。

過去3カ年間の講習実施状況

年 度	実 施 回 数	修 了 者
平 成 29 年	4 回	598 人
平 成 30 年	4 回	527 人
令 和 元 年	3 回	428 人

※防火管理者資格取得講習は、平成19年度から（一財）日本防火・防災協会が実施している。

(4) 危険物の規制

危険物製造所等は、災害の規模態様から他に与える影響が大きいため、一般建築物に比べさらに厳しく規制されている。規制の内容としては、危険物製造所等に係る許可と保安管理に係る監視である。

危険物施設現況

(R2. 4. 1)

区 分	製 造 所	貯 蔵 所							取 扱 所				
		屋 内 貯 蔵 所	屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所	屋 内 タ ン ク 貯 蔵 所	地 下 タ ン ク 貯 蔵 所	簡 易 タ ン ク 貯 蔵 所	移 動 タ ン ク 貯 蔵 所	屋 外 貯 蔵 所	給 油 取 扱 所	第 1 種 販 売 取 扱 所	第 2 種 販 売 取 扱 所	一 般 取 扱 所	移 送 取 扱 所
施設数	1	86	109	39	120	2	162	36	153	5	7	90	1
小 計	1	554							256				
合 計		811											



(5) 火薬類の規制

火薬類は、その危険性に鑑み、製造、販売、貯蔵、消費をすべて許可制として規制を行い、また、火薬類を消費する者への譲受・譲渡についても許可制として、保安に関する規制も含めて法律の上で徹底した管理が行われている。

許可等施設数

(R2. 4. 1)

件	名	件	数
火薬類販売許可施設	競技用紙雷管のみの販売		3
	その他		5
火薬庫等施設	火薬庫		4
	市長が指示する安全な場所		32

(6) 市民の防火・防災組織

複雑・多様化する社会環境の中で、火災等の災害から市民生活を守り、安全で快適な社会環境を確保するためには、消防業務に対する市民の理解と協力が必要である。

特に本市は、「坂の長崎石だたみ」と歌われるように、平地が少なく周囲を山で囲まれ、市街地の大部分は山腹まで階段状に展開しており、こうした地形的特殊性は、それだけ災害危険も大きく、したがって、市民の防火意識の向上と、あわせて初期消火等の消防協力は必要不可欠である。

本市においては次のような防火・防災組織が結成され、それぞれ積極的に火災予防等の推進に努めているが、その活動は顕著で、火災の未然防止や被害の軽減に多大の効果を挙げている。

市民防火組織

(R2. 4. 1)

種	別	組	織	数	構	成	員	数
婦	人	防	火	ク	ラ	ブ		
				315				32,922人
少	年	消	防	ク	ラ	ブ		
				37				1,169人
幼	年	消	防	ク	ラ	ブ		
				92				9,063人
自	衛	消	防	隊				
		(	連	絡	協	議	会	入
				209				—
危	険	物	安	全	協	会		
				99				—

### 3 消防職・団員の活動状況と処遇

(1) 各種災害の出動状況（消防団は受託町を除く。）

(令和元年中)

災害種別	発生件数	機関別	出動件数 (件)	出動台数 (台)	出動人員 (人)
火災	93	局・署	93	490	1,677
		団	38	98	1,165
		小計	131	588	2,842
救助出動	207	局・署	207	935	2,804
		団	0	0	0
		小計	207	935	2,804
非火災報	271	局・署	271	279	1,051
		団	0	0	0
		小計	271	279	1,051
誤報火災	2	局・署	2	10	29
		団	0	0	0
		小計	2	10	29
虚報火災	0	局・署	0	0	0
		団	0	0	0
		小計	0	0	0
電気事故	47	局・署	47	56	185
		団	0	0	0
		小計	47	56	185
ガス漏れ事故	7	局・署	7	15	55
		団	0	0	0
		小計	7	15	55
油流出事故	48	局・署	48	56	197
		団	0	0	0
		小計	48	56	197
AED救急	433	局・署	433	452	1,591
		団	0	0	0
		小計	433	452	1,591
救急支援	1,088	局・署	1,088	1,122	4,136
		団	0	0	0
		小計	1,088	1,122	4,136
へり支援	153	局・署	153	165	529
		団	0	0	0
		小計	153	165	529
その他の事故	122	局・署	122	186	667
		団	3	6	73
		小計	125	192	740
自然災害	73	局・署	73	81	296
		団	0	0	0
		小計	73	81	296
局管轄外火災	0	局・署	0	0	0
		団	0	0	0
		小計	0	0	0
合計	2,544	局・署	2,544	3,847	13,217
		団	41	104	1,238
		小計	2,585	3,951	14,455

※ AED救急とは、心肺停止又は心肺停止の恐れがある救急事案で、救急隊より早く現場着できるAEDを積載した消防隊による出動

## (2) 消防職員の各種手当

(R2. 4. 1)

手当名	支給基準	金額	摘 要
夜間特殊業務手当	深夜勤務1回につき	円 全部 1,100 2H以上 730 2H未満 410	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に従事したとき
荒天時作業手当	巡回監視	日額 710	異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある河川の堤防、通行が禁止された道路、湾岸施設等での作業に限る
	応急作業又は応急作業のための災害調査	日額 1,080	
	災害警備、遭難救助	日額 840	消防局の職員に限る
感染症防疫等業務手当	感染区域からの搬送	日額 3,000	消防局の職員に限る
	搬送時の触診又は救命措置	日額 4,000	

## (3) 消防団階級別人員・年報酬・出動手当

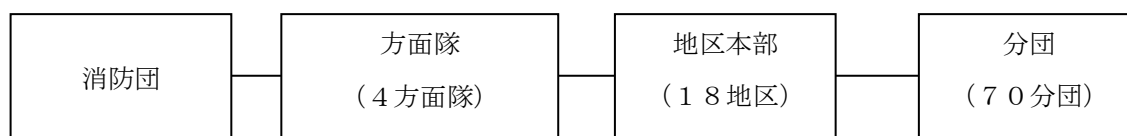
(R2. 4. 1)

区 分	合 計	団 長	副団長	分団長	副分団長	部 長	副部長	班 長	団 員	
人員	定員(人)	2,944	1	18	89	89	241	218	606	1,682
	現員(人)	2,608	1	18	89	85	229	199	506	1,481
年 報 酬 (円)		82,500	69,000	50,500	45,500	38,000	37,500	37,000	36,500	

(R2. 4. 1)

出 動 手 当	水・火災又はこれらに類する災害の警戒防ぎよ等に従事したとき（出動1回につき）	4時間以内のとき	5,700円
		4時間を超えるとき	11,400円
	儀式、訓練その他の消防業務に従事したとき	出動1回につき	5,700円

※ 消防団の組織



# 火 災

長崎市の消防体制は、昭和 23 年 3 月に自治体消防の第 1 歩を踏み出して以来、幾多の組織改編がなされ、現在では消防局管内（1 市 2 町）に 3 消防署、17 出張所、2 派出所を配置し、警防活動を実施している。

近年、火災等の災害は複雑多様化、大規模化していることから、本市では火災等による被害の軽減及び負傷者等の救出・救護のための消防隊の出動を迅速かつ的確に行うため、建物火災や林野火災、車両火災といった火災種別ごとに出動区域の指定や出動小隊の編成などを定めた出動計画を策定するとともに、適時、見直しを行っている。

さらに、火災危険予想区域、特殊建築物、大規模危険物施設等の「通常警防計画」と、火災警報その他異常気象、道路通行不能及び断水等により人命危険又は延焼拡大が予想される「特殊警防計画」をそれぞれ作成することで、特定の消防対象物又は区域で火災その他の災害が発生した場合に、消防隊の適正な運用を図り、指揮体制、防ぎよ方法など、消防活動全体にわたる効果的かつ円滑な警防活動の実施に努めている。

## 1 火災発生状況

### (1) 火災発生件数と損害額

令和元年中の火災発生件数は 93 件で、前年の 106 件に比べ 13 件減少している。

出火頻度は、3.9 日（前年 3.4 日）に 1 件の発生であり、出火率（人口 1 万人あたりの出火件数）は 1.90（前年 2.14）となり、前年より 0.24 減少したこととなる。

全火災の損害額は、8,906 万円で、前年の 1 億 8,365 万 4 千円に比べ 9,459 万円 4 千円減少している。

### (2) 火災種別ごとの発生件数と損害額

火災種別ごとの発生件数の第 1 位は建物火災の 58 件（全体の 62.4%）、第 2 位がその他の火災の 26 件（同 28.0%）、第 3 位が車両火災の 8 件（同 8.6%）の順となっている。

火災種別ごとの発生件数及び損害額は下表のとおりとなっている。

令和元年中の火災発生件数・損害額

火災種別	建 物	車 両	林 野	船 舶	航空機	その他	合 計
件 数( 件 )	58	8	0	1	0	26	93
損害額(千円)	77,312	7,025	0	4,000	0	723	89,060

### (3) 火災の原因

火災の原因の第 1 位は「たき火」の 16 件（全体の 17.2%）、第 2 位が「たばこ」の 13 件（同 14.0%）、第 3 位が「電気器具・配線」の 12 件（同 12.9%）の順で、以下下表のとおりとなっている。

令和元年中の原因別火災発生件数（上位 5 位まで）

	1 位 たき火	2 位 たばこ	3 位 電気器具・配線	4 位 放火 (疑い含む)	5 位 こんろ (食油発火含む)
件数(件)	16	13	12	10	8

### (4) 火災発生の多い（少ない）月、曜日、時間帯

多い月	6 月、8 月（10 件）	少ない月	11 月（3 件）
多い曜日	火曜日（19 件）	少ない曜日	月曜日（6 件）
多い時間帯	10 時～12 時（16 件）	少ない時間帯	8 時～10 時（3 件）

# 救 急

長崎市の救急業務は、昭和 24 年 6 月に消防サービス業務として開始したが、昭和 38 年に法制化され、現在では消防局管内（1 市 2 町）に 15 台の救急自動車を配置し、救急隊員 125 人で実施している。

救急業務には、医学的な専門知識と高度な応急処置技術が求められているが、医療機関と連携したメディカルコントロール体制を充実させるため、救急業務高度化の推進、救急隊員に対する教育体制の充実、及び応急手当の普及促進を重点に事業を推進している。

## 1 救急出場件数と事故種別件数

### (1) 出場件数と搬送人員

令和元年中の救急出場件数は 25,539 件、搬送人員 22,483 人で、前年に比べ出場件数は 581 件減少しており、搬送人員は 641 人減少している。

これを人口割で見ると、全住民（1 市 2 町 484,051 人）の 19.0 人に 1 人が救急車を要請し、21.5 人に 1 人が搬送され、1 日平均 70.0 件出場、61.6 人を搬送したことになる。

### (2) 事故種別ごとの出場件数

事故種別ごとの出場件数の第 1 位は急病の 16,025 件（全出場件数の 62.7%）、第 2 位が一般負傷の 4,304 件（同 16.9%）、第 3 位が交通事故の 1,135 件（同 4.4%）、第 4 位が自損行為の 193 件（同 0.8%）、第 5 位が労働災害事故の 126 件（同 0.5%）となっている。

令和元年中の救急出場件数・搬送人員

事故種別	急病	一般負傷	交通事故	自損行為	労働災害	運動競技	加害事故	火災	水難事故	自然災害	その他	合計
出 場 件 数	16,025	4,304	1,135	193	126	115	64	32	24	3	3,518	25,539
搬 送 人 員	13,819	3,918	993	115	121	112	44	12	11	3	3,335	22,483

出場件数      最も多い月    1 月（2,545 件）      少ない月    6 月（1,920 件）  
搬送人員      最も多い月    1 月（2,248 人）      少ない月    4 月（1,700 人）

令和元年中の年齢区分別搬送人員

事故種別	急病	一般負傷	交通事故	労働災害	自損行為	運動競技	加害事故	火災	水難事故	自然災害	その他	合計
高 齢 者	9,381	3,051	267	27	16	5	13	8	3	3	2,274	15,048
成 人	3,621	613	645	93	95	40	29	4	8	0	847	5,995
少 年	312	80	58	1	4	67	2	0	0	0	56	580
乳 幼 児	497	173	23	0	0	0	0	0	0	0	91	784
新 生 児	8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	67	76
合 計	13,819	3,918	993	121	115	112	44	12	11	3	3,335	22,483

## 2 救急隊員に対する教育体制の充実

救急隊員に求められる知識・技術が飛躍的に高度化・専門化していることから、毎年、国家資格である救急救命士の養成を行い、高度な応急処置ができる救急隊員を養成し、あわせて救急救命士の質の確保を図るため病院実習による再教育等を計画的に実施している。

さらに、専門の医師を講師として、救急隊員の救急知識・技術の向上を目的とした研修会を定期的開催し、OJTによる若手職員への教育にも力を注ぎ救急教育体制の充実を図っている。

令和元年中の特定行為件数（特定行為とは、医師の具体的な指示を受け救急救命士が実施する医療行為）

特定行為件数	気道確保	輸液	アドレナリン投与	ブドウ糖投与
504 件	115 件	266 件	77 件	46 件

## 3 応急手当普及啓発体制の充実

救急車到着までの市民等による応急手当については、非常に重要であり様々な機会をとらえて積極的に普及啓発活動に取り組んでいる。なお、市職員についても平成 20 年度に約 2,300 人を対象に応急手当講習（0 予算事業）を行い、平成 24 年度からは新規採用職員全員を対象としている。

さらに、平成 25 年度から市内の中学 1 年生を対象として、心肺蘇生法の実技等を学ぶ「スクール救命サポーター育成事業」を行っている。

令和元年中の応急手当講習会の実施回数及び受講者数

上級救命講習		普通救命講習		一般救命講習	
実施回数	受講者	実施回数	受講者	実施回数	受講者
4 回	117 人	199 回	3,629 人	392 回	13,515 人

# 救 助

都市化の進展や産業構造の変化等により、災害は大規模・複雑多様化しており、これら災害による救助事象に対応するための救助体制の充実・整備が必要なところである。

こうしたことから、救助に係る高度な専門教育を受けた隊員と、高度かつ専門的な機能を有した資機材及びこれらの資機材を搭載した車両からなる、高度救助隊、特別救助隊を組織し救助体制の充実を図っている。

高度救助隊については中核市（人口 30 万人以上の都市）消防本部へ配備することが義務化されたことから、中央消防署に 1 隊配置し、高度救助用資機材等を整備している。

## 1 救助出動件数及び救出人員

令和元年中の救助出動件数は 207 件、救助人員は 153 人で、昨年に比べ救助出動件数は 15 件、救助人員は 20 人減少している。

事故種別ごとの出動件数の第 1 位は建物等による事故の 79 件（全体の 38.2%）、第 2 位が交通事故の 46 件（同 22.2%）、第 3 位が水難事故の 16 件（同 7.7%）となっている。

令和元年中の救助出動件数・活動件数・救助人員

事故種別	建物等による	交通事故	水難事故	火災	機械による事	自然災害	ガス及び酸欠	破裂事故	その他の事故	合計
出動件数	79	46	16	10	4	0	0	0	52	207
活動件数	67	31	11	10	2	0	0	0	43	164
救助人員	61	38	9	2	2	0	0	0	41	153

救助出動 多い月 1 月（25 件） 少ない月 2 月（11 件）

## 2 救助資機材の整備

昭和 55 年に救助工作車を配置してから、省令の定めるところにより、油圧スプレッダーや画像探索機等の救助用資機材を整備してきた。その後平成 17 年に発生した JR 福知山線の列車事故等を契機として、都市型救助事故に対応する高度救助隊を配置し、高度救助資機材の充実に努めている。

## 3 有毒物質等による特殊災害への対応

地下鉄サリン事件や米国同時多発テロ事件を契機に、化学防護服や生物剤検知装置等の特殊災害対策用資機材を配備した「特殊災害救助隊」を北消防署に編成し、生物剤や有毒物質等による特殊災害事故に対応している。

## 4 地震等大規模災害への広域的な対応

阪神淡路大震災を契機に地震等の大規模災害が発生した場合に広域的な救援体制を迅速に構築するための緊急消防援助隊が全国の消防本部により編成された。本市は長崎県の代表消防機関として、県統合機動部隊指揮隊、県大隊指揮隊、救助小隊、救急小隊等の合計 26 隊 106 人を緊急消防援助隊へ登録し、大規模災害に対応した体制の充実に努めており、これまでに、平成 23 年 3 月東日本大震災、平成 28 年 4 月熊本地震、平成 29 年 7 月九州北部豪雨災害への派遣実績がある。

また、海外で発生した大規模災害に対応する、国際消防救助隊に 6 名の隊員を登録している。